

## 第3節 クリーニング

### 1 改訂の要点と教科の組織

今回の改訂においては、次のような基本的な考え方の下に、クリーニングの教科・科目の見直しを行った。

- ① クリーニングに伴う廃水の処理等について、自然環境の保護に対する社会の関心が高まっていることを踏まえ、そのために必要な知識や態度を養う観点から内容等の改善を図ること。
- ② クリーニングを行うために必要な実践的な能力や職業人としての意識や態度を育成するとともに、専門性を確保するという観点から、内容等の改善を図ること。

その具体的な改善点は、次のとおりである。

- ① 「クリーニング関係法規」の科目の内容に、自然環境の保護に関する新たな法律を追加して示し、その基本的な内容について指導することとした。
- ② 「クリーニング関係法規」の内容の取扱いにおいて、卒業後職場での良好な人間関係を保ちつつ、従事するクリーニング業務を適切に行っていくために必要な心構えや倫理観を育てるという観点からの留意事項を示した。

高等部学習指導要領の総則においては、クリーニングの教科に属する科目として、従前どおり「クリーニング関係法規」、「公衆衛生」、「クリーニング理論」、「繊維」、「クリーニング機器・装置」、「クリーニング実習」、「課題研究」の7科目を掲げている。

### 2 教科の目標

#### 第1 目標

クリーニングに関する基礎的・基本的な知識と技術を習得させ、その社会的意義と役割を理解させるとともに、クリーニングを通して公衆衛生の向上に寄与する能力と態度を育てる。

上記の目標を達成するためには、次の点に留意することが大切である。

- ア クリーニング業に従事する者に必要なクリーニングに関する基礎的・基本的な知識と技術を習得させること。
- イ クリーニングに関する科学的な知識の理解を促し、その活用を図ろうとする能力を養って、公衆衛生の向上に寄与する態度を育てること。
- ウ クリーニングの社会的意義と役割を理解させ、クリーニング業を行う上での責任のある行動や態度とともに、望ましい勤労観や職業観を培うようにすること。

以上の事柄に配慮して指導する中で、時代の進展に即応したクリーニングに関する知識や技術を習得させ、個々の生徒の実態等に応じた職業的な自立の一層の促進を図ることが大切である。

### 3 各科目

## [クリーニング関係法規]

### ① 目 標

#### 1 目 標

クリーニングに関する法規について理解させ、クリーニング業を適切に行うために必要な能力と態度を育てる。

この科目の目標は、クリーニング業に従事する者として必要な関係法規について理解させ、その業務を遂行できるよう正しい知識の習得を促すこと、また、積極的に法を守る態度を養うことをねらいとしている。

### ② 内 容

#### 2 内 容

##### (1) 法制概要

- ア 法の意義と役割
- イ 衛生法規の概要
- ウ 衛生行政の仕組みと意義

アについては、社会生活における法の意義と役割、法の制定と運用の仕組みなどを理解させ、法律を遵守する態度を育成するよう指導する。

イについては、クリーニング業は国民の日常生活と深い関係にあり、その衛生措置の在り方が、国民の衛生につながる性格のものであることを理解させ、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律の概要とクリーニング業法との関連を図りながら指導する。

ウについては、衛生行政のうち、特に、公衆衛生、環境衛生の意義、保健所の仕組みと役割について重点的に指導する。

##### (2) クリーニング業法

- ア 沿革と目的
- イ クリーニング師の免許等
- ウ 細則

アについては、クリーニング業がもつ社会的意義と社会の進展に伴う業界の変様等を理解させ、法の目的が公衆衛生や環境衛生の維持、増進を図ることを理解させるようにする。

イについては、クリーニング師の責務、研修の必要性についても理解させるようにする。

ウについては、クリーニング業法やその政令、省令に基づき、都道府県において具体的に細則が定められており、それらがクリーニング業を営む上では重要なことから、これらについてもその概要を理解させるようにする。

### (3) 関係法規

- ア 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- イ 水質汚濁防止法      ウ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- エ 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律

アについては、クリーニング業に従事する一員として、様々な感染症を予防するために定められている法律等についての理解を図り、公衆衛生の向上に関心をもたせるよう指導する。

イについては、工場廃水による河川汚濁の危険性を理解させ、有害物質を適切に処理して排出することの必要性について指導する。

ウについては、クリーニング業による特別管理産業廃棄物及びそれ以外の廃棄物の取扱い並びに事業者の責任、産業廃棄物の抑制と再利用についての理解を深め、環境汚染防止の必要性について指導する。

エについては、化学物質の管理の改善を促進することや環境保全上の必要性について指導する。

## ③ 内容の取扱い

### 3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(2)及び(3)については、クリーニング業の関係法規及び従事者の健康保持、公害防止などに関し、事例を基に具体的に扱うこと。

クリーニング業法や関係法規の指導に当たっては、クリーニング業が公衆衛生に寄与していることを理解させるとともに、営業者や従事者の健康管理や保持、公害予防や防止の必要性についても、事例を基に具体的に指導する。

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(1)については、法の役割と運用、衛生行政の仕組みなどについて、クリーニング業と関連させながら理解させること。

イ 内容の(2)については、クリーニング業の社会的意義、営業者や従事者としての心構え、倫理観及び遵守事項に触れること。

ウ 内容の(3)については、ドライクリーニング溶剤の有害性、排水と環境汚染の関係、従事者の健康管理等の概要を扱うこと。

アについては、マナーや道徳律と法の違い、法の役割と運用、衛生行政などの概要をクリーニング業とのかかわりに重点を置いて理解させ、クリーニング業法が環境衛生関

係法規とともに公衆衛生に寄与していることについて指導する。

イについては、クリーニング業の社会的意義、営業者や従事者としての心構え、倫理観、また、その遵守事項、クリーニング師の責務と研修についても指導する。

ウについては、感染症、クリーニング業による環境汚染などを予防するために、積極的に環境衛生や廃棄物の抑制に努め、資源の再利用の意義についての理解を促すよう指導する。

## [公衆衛生]

### ① 目 標

#### 1 目 標

公衆衛生に関する知識を習得させ、クリーニングを衛生的に行う能力と態度を育てる。

この科目の目標は、公衆衛生に関する事項について、基礎的な知識を習得し、科学的な理解を深め、クリーニングの作業がより衛生的に行える能力、態度を養うとともに、クリーニング業が地域社会の人々の疾病を予防し、健康の増進に寄与していることへの理解を促すことをねらいとしている。

### ② 内 容

#### 2 内 容

##### (1) 公衆衛生の概要

ア 公衆衛生の意義                      イ 公衆衛生の歩みと課題

アについては、疾病の予防、食生活や生活習慣の改善、健康管理も含めた広義の指導を行い、公衆衛生の必要性を理解させるようにする。

イについては、人々が長い年月、ペストやコレラなど伝染病に悩まされた時代から、医学の進歩、衛生行政の確立等について理解させ、併せて近代産業がもたらした環境汚染、食品公害等新しい公衆衛生の課題についても指導する。

##### (2) 環境衛生

ア 生物と環境                      イ 生活の変化と環境の変化  
ウ 自然環境と社会環境                      エ 環境衛生活動

アについては、生物は環境の中で生活し、環境の影響を受けたり、また、環境にも変化を与えたりしていることについて指導する。

イについては、人々が快適で便利な生活を求めた結果、自然や社会的環境が変化していることについて指導する。

ウについては、人口の増加、科学技術や産業の発達による廃棄物等が、水や空気を汚し、自然環境の悪化や健康を脅かして環境に悪影響を及ぼしている場合もあることについて指導する。

エについては、環境衛生活動は、行政だけでなく、私たち自身が家庭や学校、職場において、衛生的で快適な環境づくりに努力することが重要であることについても指導する。

### (3) 予防衛生

ア 疾病の予防                      イ 母子保健                      ウ 老人保健  
エ 精神保健

アについては、健康に影響を及ぼす危険な要因（環境、遺伝、病原体など）を取り除き、健康で快適な生活ができるよう予防に努力すべきことを指導する。

イについては、母子の健康管理について理解させ、併せて母子保健法、母子保健事業などについても指導する。

ウについては、高齢化社会の到来によって老人保健の必要性を理解させ、併せて老人保健施設、老人福祉対策、リハビリテーションの意味や問題点などについても触れるようにする。

エについては、身体的な健康だけでなく、積極的に精神的な健康を保持増進することの必要性を理解させ、併せて乳幼児、児童、青年、壮年、老年期における精神保健や学校、職場、家庭などにおける精神保健等についても指導する。

### (4) 感染症

ア 感染症と社会生活                      イ 種類と発生要因                      ウ 予防接種

アについては、クリーニング業にとって公衆衛生の維持及び増進は重要であり、そのため感染症の知識が必要であること、また、感染症予防の立場から注意と努力をしなければならないことを指導する。

イについては、感染症の種類と発生要因などについて指導する。

ウについては、予防接種の意義、方法、ワクチンの種類などについて指導する。

### (5) 消毒

ア 消毒の意義と定義                      イ 消毒の種類と方法  
ウ クリーニング業と消毒の必要性

アについては、汚染、感染、発病と消毒の意義や滅菌、殺菌、防腐などの定義についての理解を図るようにする。

イについては、理学的な消毒法や化学的な消毒法の概要と、クリーニング業に適した消毒の方法について指導する。

ウについては、クリーニング業においても公衆衛生の見地から消毒しなければならない

い被洗物の区分，消毒の方法及び消毒の効果がある洗濯の方法について指導する。

#### (6) 環境への配慮

ア 公害の種類と環境保全                      イ クリーニング業と環境汚染対策

アについては，河川の汚染や大気汚染等の公害と水質汚濁等による環境への影響や汚染物質の抑制に関する環境保全について指導する。

イについては，クリーニング業に伴う廃水処理の必要性，ドライクリーニング溶剤の人体に及ぼす影響，廃棄物（スラッジ）の環境汚染対策の必要性などを理解できるように指導する。

### ③ 内容の取扱い

#### 3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては，次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(2)については，人と環境とのかかわり，科学技術の発展と環境汚染，環境保全の必要性などについて，事例を取り上げて具体的に指導すること。

環境衛生の指導に当たっては，自然環境の汚染が進んでいることを理解させ，クリーニング業に携わる者の責務として，環境の保全に努めなければならないことを指導する。

(2) 内容の範囲や程度については，次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(2)については，水，空気，日光や衣食住などへの関心を深め，公害や環境汚染と環境衛生活動とのかかわりについて理解させること。

イ 内容の(3)及び(4)については，医学の進歩と高齢化の進展，疾病予防等の学習を踏まえ，感染症とクリーニングとのかかわりについて具体的に扱うこと。

ウ 内容の(5)については，「クリーニング業法」に基づく被洗物の区分，消毒法と各種消毒薬の取扱い，従事者の業務停止等を取り上げること。

エ 内容の(6)については，クリーニング業務に必要な環境汚染対策を重点的に指導すること。

アについては，健康な生活に必要な水，空気などへの汚染を防止する環境衛生活動の必要性を理解させるよう配慮して指導する。

イについては，高齢化社会，精神保健，感染症の予防対策などについて，クリーニングとのかかわりに重点を置いて指導する。

ウについては，クリーニング業の社会的役割と消毒の必要性について，具体的な事例を基に指導する。

エについては、クリーニング業に伴う廃棄物が環境汚染につながりやすいこと、また、廃棄物の抑制、回収、再利用についても指導する。

## [クリーニング理論]

### ① 目 標

#### 1 目 標

クリーニングを科学的に行うために必要な知識を習得させ、これを実際に応用する能力と態度を育てる。

この科目の目標は、科学的にクリーニングを行うために必要な知識・技術を習得させ、クリーニングに関する実践的な能力と態度の育成をねらいとしている。

### ② 内 容

#### 2 内 容

##### (1) 衣服と汚れ

ア クリーニングの歴史と目的      イ 着衣の目的  
ウ 汚れの種類      エ 汚れの付着機構

アについては、クリーニングの歴史を服飾の変化と石鹼や合成洗剤の進歩と関連付けて理解させ、クリーニング業の目的や意義について指導する。

イについては、保健衛生（体温の調節、身体の防護）と整容（身体の装飾、道徳儀礼上、標識類別など）の両面から指導する。

ウについては、人体や生活環境からの汚れ及びその性状から分類して指導する。

エについては、物理的付着と吸着、静電気、油脂結合、化学結合等についての理解を深めるようにする。

##### (2) クリーニングの科学

ア クリーニングの三要素      イ 洗淨作用のメカニズム

アについては、汚れを取り除く条件として、水（又は溶剤）、洗剤及び物理的な力が相互に関連してクリーニングが行われることを理解させる。

イについては、水、界面活性剤、アルカリ剤及び溶剤の相互作用によって、汚れが繊維から引き離される仕組みについて理解させる。

##### (3) 水と洗淨作用

ア 硬水と軟水      イ 硬水の欠点と軟化法

アについては、硬水と軟水の違いについて、それぞれの性質に重点を置いて指導する。  
イについては、硬水が洗濯用水として適さないことと硬水の軟化法について、具体的に理解させるようにする。

#### (4) 界面活性剤

ア 界面活性剤の構造と性質      イ ビルダールの働きと種類  
ウ 補助剤の種類と働き

アについては、界面活性剤の構造、作用、性質について指導する。  
イについては、アルカリ剤の働きについて重点的に指導する。  
ウについては、酵素、再汚染防止剤、蛍光増白剤、漂白剤などの働きについて、重点的に指導する。

#### (5) 洗剤と溶剤

ア 洗剤と溶剤の違い      イ 洗剤と溶剤の働き

アについては、ウェットクリーニング、ドライクリーニングなどの洗濯方式によって、溶剤や洗剤の種類が異なることを理解させるようにする。  
イについては、洗濯方式によって洗剤や溶剤が異なっても、その働きに違いのないことを理解させるようにする。

#### (6) ランドリー

ア ランドリーとウェットクリーニング      イ 被洗物と洗濯方式  
ウ ランドリーの工程

アについては、ランドリーにおけるクリーニングの実際とウェットクリーニングの内容や方法等について理解させるとともに、それに適した被洗物についても指導する。  
イについては、被洗物に適した洗濯方式の決定について、具体的に指導する。  
ウについては、ランドリーにおけるクリーニングの工程について、具体的に理解させるようにする。

#### (7) ウェットクリーニング

ア 被洗物      イ 洗剤と洗濯方法

アについては、ウェットクリーニングを実施しなければならない被洗物についての理解を図るようにする。  
イについては、ウェットクリーニングに適した洗剤の選択と洗濯の方法について指導する。

#### (8) ドライクリーニング



アについては、ドライクリーニング溶剤の種類、性質、特性について理解させるとともに、ドライクリーニング用洗剤の特性についても指導する。

イについては、洗浄工程と洗浄方式の種類と特徴について理解させるようにする。

ウについては、溶剤管理の目的と方法、溶剤を清浄する方法及び種類とその特徴などについて指導する。

#### (9) 特殊加工としみ抜き

ア 各種加工の目的と種類      イ しみ抜きの用具と機器

ウ しみの分類と判別      エ しみ抜きの方法

アについては、各種加工の種類と目的、必要性について指導する。

イについては、各種しみ抜き用具、機器の取扱いや使用方法などについて理解させるようにする。

ウについては、水溶性、油溶性などのしみの判別と薬品による処理方法などについての知識を深めるようにする。

エについては、繊維やしみ抜きに適した用具や機具、薬品など具体物を用いて指導する。

### ③ 内容の取扱い

#### 3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 指導に当たっては、実験・実習を中心として取り扱うこと。

アについては、実験・実習を中心に、クリーニングに関する理論について、可能な限り実践と結び付けて指導するよう配慮することが大切である。

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(1)については、着衣に伴う汚れの種類や性質など、内容の(4)については、界面活性剤の種類等に重点を置いて扱うこと。

イ 内容の(6)については、ランドリーの特徴と適する被洗物、工程に沿った洗剤濃度や洗濯時間等に重点を置いて扱うこと。

ウ 内容の(8)については、ドライクリーニングの特徴、有機溶剤の取扱いと人体に及ぼす影響、廃棄物の処理等に重点を置いて扱うこと。

エ 内容の(9)については、しみ抜きに関する知識、薬品の取扱いと管理、被洗物の損傷等について扱うこと。

アについては、汚れの付着部位と汚れの種類等について理解させるとともに、界面活性剤の種類、特徴、作用などについても理解を深めるよう指導することが大切である。

イについては、ランドリーの見学等を通じて、漂白、糊付け、酸浴工程について、重点的に指導する。

ウについては、ドライクリーニング廃棄物の回収、再利用の方法等の適正な処理と方法を理解させ、併せて環境汚染の防止についても指導する。

エについては、しみ抜きには高度な知識と技術が要求されることについて、薬品の取扱いと管理、被洗物の損傷等の具体的な例を基に理解させるようにする。

## [ 織 維 ]

### ① 目 標

#### 1 目 標

繊維製品に関する知識を習得させ、これをクリーニングに応用する能力と態度を育てる。

この科目の目標は、繊維や繊維製品及び皮革製品に関する知識を理解させるとともに、新しい素材とその取扱い、洗濯の方法など時代の変化に対応できる能力と態度を育てることをねらいとしている。

### ② 内 容

#### 2 内 容

##### (1) 繊維の種類

##### ア 繊維素材による分類

アについては、繊維を素材によって分類し、その種類、用途、クリーニングの方法と関連付けて指導する。

##### (2) 繊維の性質と判別

##### ア 各種繊維の性質                      イ 各種繊維の判別

アについては、各種繊維の物理・化学的性質や特徴、製法について理解させるようにする。

イについては、各種の繊維を識別する方法を実験等を通じて具体的に指導する。

##### (3) 織物と編み物

##### ア 織物の組織と性質                      イ 編み物の組織と性質

##### ウ 不織布など

アについては、織物の三原組織の性質や特徴、用途などについて指導する。  
イについては、織物と編み物との違い、性質や特徴、用途などについて指導する。  
ウについては、織物や編み物にとどまらず、不織布を提示するなどして、多様な被洗物に関心をもたせるよう配慮して指導する。

#### (4) 繊維の各種加工

(4)については、繊維に各種加工を施す目的と種類について理解させるようにする。

#### (5) 付属品や飾りのクリーニングと取扱い

(5)については、クリーニング中の事故を防ぐために、繊維や被服に施された付属品や飾りの取扱いについて、具体的に指導する。

### ③ 内容の取扱い

#### 3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(2)及び(4)については、各種繊維の特徴、判別方法及び加工等について実験・実習を通して理解させるよう留意すること。

この科目の指導に当たっては、実験や実習を通して、繊維の識別や加工の効果が理解されるよう配慮して指導する。

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(2)については、各種繊維の用途や取扱い、内容の(3)については、織物と編み物のそれぞれの用途や取扱い、不織布、人工皮革等に重点を置いて扱うこと。

イ 内容の(4)については、防水、防虫加工方法等、内容の(5)については、ボタンや飾り等の破損や熔解防止の方法について扱うこと。

アについては、多様化する繊維素材や製法に対応したクリーニングの方法についても触れるように努め、繊維等についての関心を深めるよう配慮して指導する。

イについては、クリーニングに伴って発生した事故の資料や教材の活用に努め、熔解の実験などを通して、繊維の加工や付属品の処理等についての理解を深めるよう配慮して指導する。

#### [クリーニング機器・装置]

## ① 目 標

### 1 目 標

クリーニング機器や装置に関する知識と技術を習得させ、クリーニングを適切に行う能力と態度を育てる。

この科目の目標は、クリーニング機器、装置の構造と操作、取扱いに関する知識と技術を理解させるとともに、機器、装置の安全な操作や事故防止について重点的に指導し、安全かつ効率的な作業の遂行に役立つ知識や技能を習得させることをねらいとしている。

## ② 内 容

### 2 内 容

#### (1) ランドリー機器・装置の構造と操作

ア 洗濯機と脱水機      イ 糊煮器のりと湯沸器      ウ 乾燥機  
エ ブラッシング器具

アについては、近年洗濯機と脱水機が一体となっているものが多いが、それぞれの構造や電子制御についての理解を促し、その操作方法等について指導する。

イについては、安全な操作や事故防止に留意して指導する。

ウについては、繊維や脱水率によって乾燥時間や温度に差異があることを関連付けて指導する。

エについては、ブラッシング器具、用具の用途や使い方について指導する。

#### (2) ドライクリーニング機器・装置の構造と操作

ア 洗濯機と脱水機      イ 清浄装置

アについては、一体型のものが多いが、その構造、電子制御の取扱いと操作について指導する。

イについては、構造と取扱い、バルブ操作、スラッジの交換方法について指導する。

#### (3) 各種プレス機の構造と操作

ア ワイシャツプレス機類      イ ズボンプレス機類  
ウ シーツローラー

ア、イ、ウについては、構造的には同一の仕組みであるが、操作を誤ると危険を伴うため、安全な操作方法や取扱いについて重点的に指導する。

(4) しみ抜き機器

- ア 蒸気しみ抜き器           イ 超音波しみ抜き器  
ウ ジェットスポッター

ア、イ、ウについては、それぞれの機器がしみ抜きをする原理とその取扱いについて、安全かつ適切な操作方法に重点を置いて指導する。

(5) ボイラー

- ア ボイラーの構造           イ ボイラー用水の管理

アについては、蒸気発生仕組みや構造、高温、高圧の圧力容器であることへの理解を深め、併せて安全管理や取扱いについて指導する。

イについては、ボイラー用水が発生蒸気や、ボイラー本体に及ぼす影響について理解させるとともに、水管理の重要性についても指導する。

(6) 機器・装置の安全な操作と事故・危険防止

- ア 蒸気バルブ           イ 電源とモーター           ウ 事故・危険防止

ア、イ、ウについては、それぞれの機器・装置の危険な箇所について、具体的に理解させるとともに、併せて事故の予防と突発的な事故への対応について、事例を基に指導する。

③ 内容の取扱い

3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(4)については、各種しみ抜き機器及び道具類の取扱いに関して、実技や実習を中心として指導すること。

イ 内容の(6)については、機器・装置の安全な操作、点検及び事故・危険防止に関する事項を関連させながら扱うようにすること。

アについては、実験や実習を中心として指導するよう配慮することが大切である。

イについては、安全な範囲を確認の上、蒸気の有無や表示、実際に触れてみることなど視覚や触覚を適切に活用して指導するよう配慮することが大切である。

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ア 指導に当たっては、基本的な構造、原理及び機能とその保守管理について、安全な操作と事故・危険防止の観点から重点的に扱うこと。

この科目の指導に当たっては、実験や実習を通して、各種のクリーニング機器・装置の安全な操作と事故・危険防止等について指導するが、その際、身近なハンドアイロン仕上げとの違いについても触れ、的確な理解を図るようすることが大切である。

## [クリーニング実習]

### ① 目 標

#### 1 目 標

洗濯，乾燥，仕上げ等のクリーニングに関する実際的な知識と技術を総合的に習得させ，クリーニングを適切かつ効率的に行う能力と態度を育てる。

この科目の目標は，クリーニングに関する他の科目と関連させて，総合的な知識や能力を養うことをねらいとしている。したがって，単に技術の熟達を図るだけではなく，クリーニング業に従事する者として，環境汚染の防止や健康管理に対する認識を深め，併せて機器・装置の安全操作，事故防止の意識の向上に努める態度を養うよう配慮して指導する。

### ② 内 容

#### 2 内 容

##### (1) ランドリー

ア 洗濯物の受付と仕分け                      イ ランドリーの実際  
ウ 被洗物の種類別乾燥方法

アについては，被洗物のマーキングの方法，各種繊維や被洗物に適した洗濯方式ごとに分類する作業について指導する。

イについては，ランドリーにおけるクリーニング工程に沿って，水位，温度，時間，洗剤濃度などに重点を置いて指導する。

ウについては，被洗物に適した乾燥方法について取り扱い，絵表示などを参考にして指導する。

##### (2) ウェットクリーニング

ア ウェットクリーニングの実際  
イ ドライクリーニングした被洗物の取扱い                      ウ カーペット

アについては，ウェットクリーニングを行わなければならない被洗物の見分け方，洗濯の方法，温度，洗剤の種類と濃度などについて指導する。

イについては，洗濯後の移染防止や乾燥の方法について指導する。

ウについては、除塵、素材や汚れ度合による洗濯の方法、脱水及び乾燥の方法について指導する。

### (3) ドライクリーニング

- ア ドライクリーニングの実際
- イ 溶剤の管理と清浄方法
- ウ 有機溶剤と廃棄物

アについては、被洗物のワッシャーごとの分類、プレスポッテング、洗浄、脱液及び乾燥の要領について指導する。

イについては、溶剤の汚れ、清浄方法及び溶剤管理の必要性について指導する。

ウについては、有機溶剤の有害性と公害防止の観点からその取扱いや処理方法について重点的に指導する。

### (4) 仕上げ

- ア ハンドアイロン仕上げ
- イ シーツローラー仕上げとたたみ方
- ウ 各種プレス機による仕上げと手直し

アについては、各種被洗物に適した仕上げ手順について指導する。

イについては、被洗物の厚さと仕上げ速度、たたみ方などについて指導する。

ウについては、各種プレス機に適している被洗物と仕上げ方と操作、手直しの方法などについて指導する。

### (5) しみ抜き

- ア しみの判別と使用薬品
- イ しみ抜きの実際
- ウ 薬品の取扱いと管理

アについては、しみを判別する方法、繊維に適した薬品、用具と使用方法などについて指導する。

イについては、用具や機器薬品を使い、安全で完全にしみを抜く体験を通して、実際的に指導する。

ウについては、しみ抜きに必要な各種薬品の安全な取扱いと管理に重点を置いて指導する。

## ③ 内容の取扱い

### 3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 指導に当たっては、クリーニング工場等の産業現場における見学や実習を通して、機器・装置が適切に扱えるようにすること。

この科目の指導に当たっては、工場の見学、実験や実習を通して、新しい技術や機器・装置、消費者のニーズや動向、勤労観などについて関心をもたせるよう配慮して指導する。

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(1)から(3)までについては、それぞれの被洗物に適した洗濯方法と工程等に重点を置いて指導すること。特に、内容の(3)については溶剤の管理と清浄方法に留意して扱うこと。

イ 内容の(5)については、薬品の取扱い等を具体的に指導すること。

アについては、各被洗物に適したクリーニング方法の選択と工程に理解を深めるとともに、併せて有機溶剤の危険性と公害防止の必要性についても指導する。

イについては、薬品の取扱いミスによる事故、繊維の損傷、保管中の事故などについても触れるようにする。

## [課題研究]

### ① 目 標

#### 1 目 標

クリーニングに関する課題を設定し、その課題の解決を図る学習を通して、専門的な知識と技術の深化、総合化を図るとともに、問題解決の能力や自発的、創造的な学習態度を育てる。

この科目は、クリーニングに関する基礎的・基本的な学習を踏まえ、教科の目標に合ったクリーニングに関するテーマを生徒自身が設定し、計画的にその課題の解決を図る学習を通じて、応用力のある知識や技能を身に付けるとともに、将来の職業生活に活用できる能力や態度の育成をねらいとしている。

### ② 内 容

#### 2 内 容

- (1) 調査，研究，実験
- (2) 産業現場等における実習
- (3) 職業資格の取得

(1)については、新しい繊維の取扱いや洗濯の方法、しみ抜きによる変退色の復元、より効率的、経済的なクリーニングの研究等の内容が考えられる。

(2)については、産業現場において、実践的、体験的学習を通じて、クリーニング業



の実態を理解させるとともに、勤労観，責任感，成就感が体得され，将来の職業人としての自覚が促される内容を工夫する必要がある。

(3)については，クリーニング師やボイラー技士，危険物取扱者資格の習得を目指して，主体的に学習が進められるように内容について配慮する必要がある。

### ③ 内容の取扱い

#### 3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては，次の事項に配慮するものとする。

ア 生徒の興味・関心，進路希望等に応じて，内容の(1)から(3)までの中から個人又はグループで適切な課題を設定させること。なお，課題は内容の(1)から(3)までの2項目以上にまたがる課題を設定することができること。

イ 課題研究の成果について発表する機会を設けるよう努めること。

アについては，生徒の自主的な課題設定と問題解決の過程を最優先し，指導に当たっては，個々の生徒の実態に応じて適切な助言を行い，計画的に取り組ませるようにすることが大切である。

イについては，課題研究の授業時間だけでなく，文化祭などの様々な機会を利用して，成果を発表し，その評価が客観的になされるよう配慮するとともに，生徒が学習意欲を高めることができるようにすることが必要である。

### 4 各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い

#### 第3 各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い

1 指導計画の作成に当たっては，次の事項に配慮するものとする。

(1) 各科目の指導に当たっては，できるだけ実験・実習を通して，実際の，具体的に理解させるようにすること。

(2) 「課題研究」については，年間指導計画に定めるところに従い，必要に応じて弾力的に授業時間を配当することができること。

(3) 地域や産業界等との連携・交流を通じた実践的な学習活動や就業体験を積極的に取り入れるとともに，社会人講師を積極的に活用するなどの工夫に努めること。

2 内容の取扱いに当たっては，次の事項に配慮するものとする。

(1) 各科目の指導に当たっては，各種化学繊維，仕上げ機器等の発達を考慮して，科学的な知識と実際的な技術の習得について，特に留意すること。

(2) 各科目の指導に当たっては，コンピュータや情報通信ネットワーク

等の活用を図り，学習の効果を高めるようにすること。

- 3 実験・実習を行うに当たっては，関連する法規等に従い，施設・設備や薬品等の安全管理に配慮し，学習環境を整えるとともに，事故防止の指導を徹底し，安全と衛生に十分留意すること。また，廃液処理の指導を徹底し，自然環境の保護に十分留意するものとする。

1 (1)については，理論と実習・実験等を関連させて実際的かつ具体的に理解できるよう指導することが大切である。

(2)については，課題研究を他の科目と同様に週時間割の中に位置付け，継続的に学習することが考えられるが，生徒の設定する課題の内容によっては，指導体制や学習の場の制約などから，週時間割の中で履修できない場合も考えられる。その場合には，年間指導計画の定めるところに従って，必要に応じて，授業時間を弾力的に配当できるようにする必要がある。

(3)については，開かれた学校づくりの一環として，地域やクリーニング業界との双方向の協力関係を確立していくことが，極めて重要である。単に地域やクリーニング業界の協力を仰ぐというだけでなく，各学校の教育力を地域に還元することにより，地域やクリーニング業界との協力関係を築くことが大切である。また，今回の改訂においては，学校においては，就業体験の機会の確保に配慮するものとされており，生徒の進路希望等も十分考慮して，これまで以上に就業体験を積極的に取り入れていくことが求められている。

さらに，各学校においては，特別非常勤講師制度などを活用して，社会人講師等を積極的に活用するなどの工夫が考えられる。

2 (1)については，新しい機器や設備，技術，洗剤などに関する情報収集とその活用に努め，科学的な知識と実際的な技術の習得を図り，クリーニングを行う際にそれらを生かすことができるように指導上の工夫を行うことが大切である。

(2)については，コンピュータや情報通信ネットワーク等の積極的な活用を図り，生徒の情報活用能力の育成に努めるとともに，クリーニングの実際においては，品質管理，作業の効率化，汚点（しみや汚れ）の発見などにそれらを生かすことができるように指導の工夫を図り，学習の効果を高めるよう配慮することが必要である。

3については，特に「クリーニング機器・装置」において，各種の機器・装置を学習し，「クリーニング実習」において，これらの具体的な使用法について学習することとなる。したがって，洗濯機，脱水機，ドライクリーニング機器，しみ抜き機器，各種プレス機器及びボイラー等のクリーニングに関する機器・装置の操作，管理等についての安全に関する指導を徹底する必要がある。また，洗剤や消毒薬等の使用及び廃液の処理に当たっては，社会の関心が高まっていることから，これまで以上に自然環境の保護及び環境衛生等に留意して，実際の指導に当たることが大切である。

## 第4節 歯科技工

### 1 改訂の要点と教科の組織

今回の改訂においては、次のような基本的な考え方の下に、歯科技工の教科・科目の見直しを行った。

- ① 歯科技工士に必要な実践的な能力や態度を育成するとともに、専門性を確保するという観点から、内容等の改善を図ること。
- ② 情報化社会への進展に応じて、高等学校における情報に関する科目の見直しに準じた科目の見直しを行うこと。

その具体的な改善点は、次のとおりである。

- ① 実際の職場等での作業内容等を勘案して、「有床義歯技工学」や「歯冠修復技工学」等の科目の内容について、「部分床義歯」や「インレー」等の用語の表現を整理して示した。
- ② 「歯科技工情報処理」を「歯科技工情報活用」に改めた。

高等部学習指導要領の総則においては、歯科技工の教科に属する科目として、「歯科技工関係法規」、「歯科技工学概論」、「歯科理工学」、「歯の解剖学」、「顎口腔機能学」、「有床義歯技工学」、「歯冠修復技工学」、「矯正歯科技工学」、「小児歯科技工学」、「歯科技工実習」、「歯科技工情報活用」、「課題研究」の12科目を掲げている。

### 2 教科の目標

#### 第1 目標

歯科技工に関する基礎的・基本的な知識と技術を習得させ、その社会的意義と役割を理解させるとともに、歯科医療の発展に寄与する能力と態度を育てる。

上記の目標を達成するためには、次の点を踏まえることが大切である。

- ア 歯科技工に関する基礎的・基本的な知識と技術を習得させること。
- イ 歯科技工に関する社会的意義と役割を理解させること。
- ウ 歯科医療の発展に寄与する能力と態度を育てること。

これらについての具体的な事項は、次のとおりである。

アについては、歯科技工の基礎となる歯の形態や口腔に関する基本的な事項の理解や歯の形態の造形技能の習熟を図ること、各種補綴物・充填物・矯正装置の作成・修理又は加工に必要な基本的事項の理解や基礎的な技術の習得を図ること、各種技工用機械・器具などの原理、構造、取扱いなどの理解とこれを整備保全する態度の育成などが挙げられる。

イについては、医療関係者法の概要と歯科技工にかかわる法規の学習を通じて、歯科技工の意義や役割の理解を図ることが挙げられる。

ウについては、歯科材料の組成、性質、取扱いなどの理解と使用目的に適した材料の選択により、科学的、計画的にこれらを使用する能力の育成や、歯科材料管理、設備管理、

原価管理，安全管理，衛生管理，その他必要な事項についての理解を図り，これに適切に対応する能力の育成などが挙げられる。

また，各学校では，歯科技工及びこれに関連する分野の実情と動向，生徒の適性，学校の教育環境などを考慮して，各科目を有機的に関連させて，歯科技工に関する技術を総合的に習得させたり，実験・実習を通して，応用する能力や計画的，研究的な態度の育成に努めたりするなど，特色ある教育が行われるようにする必要がある。

なお，具体的な指導目標の設定に当たっては，将来の技術革新に対応する能力の育成を目指すとともに，人間として調和のとれた人格形成を重視することが大切である。

### 3 各科目

#### [歯科技工関係法規]

#### ① 目 標

##### 1 目 標

歯科技工に関する法規について理解させ，歯科技工の業務を適切に行うために必要な能力と態度を育てる。

この科目については，歯科技工士として必要な歯科技工士法及び関係法規についての理解を深めるとともに，衛生行政や他の医療関係者法について知り，その業務を適正に遂行できるよう知識の習得を促すこと，また，積極的に法を守る態度を養うことを目標としている。

#### ② 内 容

##### 2 内 容

###### (1) 法制概要

###### ア 法の概念と体系

この内容については，秩序ある社会を維持するには法が必要となり，法は社会生活の規範であることや法の成立による分類とその内容について指導する。また，憲法から条約，法律，命令，規則，自治法規と順に指導し，法に関する一般的な知識を身に付けるよう指導する。

###### (2) 衛生行政の組織

###### ア 衛生行政の仕組みと意義

###### イ 衛生行政の財政と活動

(2)については，厚生労働省，都道府県及び市町村の衛生行政組織の概要について指導する。その際，保健所の任務，組織機構などについても触れるようにする。

アについては、衛生を実効あるものとするため、単に国民の個人的努力や民間団体の任意の活動によるだけではなく、国及び地方公共団体による衛生行政が重要な役割を果たしていることを理解させるとともに、その仕組みや意義について指導する。

イについては、国の一般衛生行政の財政の状況、特に、高齢者の保健福祉施策、社会福祉施策、医療保険・年金制度に多く支出していること、また、地方財政における衛生費は、地方公共団体の予算の中でも大きな割合を占めていること、各地の保健所は、地域の保健衛生に大きな役割を果たしていることなどに触れるようにする。

### (3) 歯科技工士法総論

- ア 歯科技工士免許と業務
- イ 歯科技工所
- ウ 罰則規定と附則等

(3)については、歯科技工制度の沿革と本法の制定、歯科技工士法及び附則法令、歯科技工士法改正の経過、歯科技工関係用語の定義等について指導する。

アについては、免許の要件と方式、歯科技工士名簿への登録事項、免許証、免許取消と業務停止、聴聞と弁明、禁止行為、歯科技工指示書、業務上の注意について指導する。

イについては、歯科技工所の届出事項、歯科技工所の管理者、改善命令と使用禁止、報告の徴収と立入検査、広告の制限について指導する。

ウについては、歯科技工に関する違反行為（14項目）と罰則等について順に指導する。また、法改正に伴う附則等の内容についても触れるようにする。

歯科技工関係の諸願、申請、届出事項をまとめ、提出先、提出期限、手数料の説明についても指導する。

### (4) 関係法規

- ア 歯科医師法
- イ 歯科衛生士法

アについては、歯科医療及び保健指導を行う歯科医師の役割やその業務について、その概要を指導するとともに、歯科技工士の身分や業務とのかかわりについても触れるようにする。

イについては、歯科疾患の予防及び口腔衛生の向上を図る歯科衛生士法についてその概要を指導する。

## ③ 内容の取扱い

### 3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- ア 内容の(3)については、内容の(4)との関連を図り、歯科技工士法における基本用語の的確な理解を促すとともに、罰則規定や諸届についての理解を深めるようにすること。

この科目については、歯科四法（医療法、歯科医師法、歯科技工士法、歯科衛生士法）に触れ、歯科医師免許は歯科技工士免許や歯科衛生士免許を包含した資格であることや、歯科医療上の違反は歯科医師法で処罰され、歯科技工業務上の違反は歯科技工士法で処罰されることなど、法の相互の関連等に留意しながら指導する必要がある。

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(1)及び(2)については、法制の仕組み及び国や都道府県の衛生行政の概要について扱うこと。

イ 内容の(3)については、「歯科技工士法」の概要、歯科技工士免許の要件、歯科技工の業務等を総合的に理解させるとともに、職業人としての心構えや倫理観にも触れるようにすること。

ウ 内容の(4)については、各医療従事者の業務内容等について歯科技工とのかかわりに重点を置いて指導すること。

この科目については、一般医療関係者法、医療衛生関係法、社会保障関係法とも、それぞれ概要を指導するにとどめ、歯科技工士法に重点を置いて指導する。

アについては、歯科技工士とのかかわりにおいて、具体的に我が国の法制の仕組みや衛生行政の概要に触れるようにする。

イについては、歯科技工に関する法的内容を理解させるとともに、歯科医療技術者として責任のある態度が養われるように指導する必要がある。

ウについては、歯科技工士は自らの技術の研鑽はもとより、歯科医師や歯科衛生士との連携協力に一層努める態度が必要であることについて触れるようにする。

## [歯科技工学概論]

### ① 目 標

#### 1 目 標

歯科技工及び口腔の機能と疾患の概要について理解させ、歯科技工に必要な能力と態度を育てる。

この科目の目標は、歯科技工に関する基礎知識として、歯科技工の概念及び口腔の機能や疾患等の概要並びに歯科技工の運営、管理及び作業環境等に関する知識を指導し、歯科技工業務が円滑に実施できるようにすることを目指している。

### ② 内 容

#### 2 内 容

(1) 歯科技工総論

- |   |               |   |          |
|---|---------------|---|----------|
| ア | 歯科医療及び歯科技工の意義 | イ | 歯科技工士の倫理 |
| ウ | 歯科技工の沿革       | エ | 口腔の構造と機能 |
| オ | 歯科及び口腔の疾患     |   |          |

(1)については、学科における他科目の基礎になるものであることから、指導に当たっては、歯科技工の概要を理解させるとともに、歯科技工士の専門職としての心構えを育てるよう配慮して指導する必要がある。

アについては、歯科医療に関する知識の習得を図り、それを通して歯科技工の重要性を理解させ、歯科医療関係者としての自覚を育てるようにする。

イについては、歯科医療関係者に求められる職業倫理について扱い、歯科技工士としての心得を身に付けさせるよう指導する。

ウについては、歯科医療の概要に触れ、歯科技工とその制度及び教育制度の変遷について指導する。また、世界各国の歯科技工の現状についても触れるようにする。

エについては、口腔の構造についての理解を促すとともに、口腔の機能についての基礎的な知識を養うようにする。

オについては、歯科及び口腔の疾患の種類と原因、その予防について触れ、歯科及び口腔の疾患と歯科技工のかかわりについて指導する。

## (2) 歯科技工管理

- |   |              |   |         |
|---|--------------|---|---------|
| ア | 歯科技工業務の運営と管理 | イ | 作業環境と衛生 |
| ウ | 歯科技工士の健康管理   |   |         |

(2)については、歯科技工業務を円滑に実施するために必要な運営、管理及び作業環境等について指導する。また、感染症についても取り扱い、自己健康管理についての関心を養うようにする。

アについては、歯科技工業務の特徴を理解させ、その上で、経営と管理について扱うようにする。

イについては、歯科技工室の環境条件について扱う。歯科技工室の面積、照明、騒音、換気などの作業環境について触れるとともに、歯科技工室から発生する環境汚染とその対策及び作業のしやすさ等にかかわる机、いす等の作業姿勢についても指導する。

ウについては、健康の定義について指導するとともに、感染症にも触れ、歯科技工の作業における感染症の予防対策についても触れるようにする。

## ③ 内容の取扱い

### 3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(1)及び(2)については、歯科技工の概要を理解させるとともに医療従事者としての自覚を養うように努めること。

この科目については、他の科目の基礎になるものであることから、歯科医療に関する基礎的な知識の習得を図るとともに、歯科技工の概要の理解に努め、それを通して歯科技工の重要性を認識させ、歯科技工士という専門職としての心構えを養うように留意する必要がある。

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(1)については、歯科技工に必要な基礎的事項に重点を置いて扱うこと。

イ 内容の(2)については、歯科技工業務の特徴を理解させ、その責務等を重点的に扱うこと。

アについては、内容の(1)が歯科技工に必要な基礎的事項であることから、生徒の興味・関心に配慮しながら、確実な習得を促すよう指導することが必要である。

イについては、歯科技工業務の特徴を理解させ、歯科技工室の作業環境及び自己の健康管理に関心を高めるよう指導する。また、歯科技工所の管理者として、歯科技工所の運営や責務、人材育成の必要性について理解させるとともに、労働関係法規の概要の理解も促し、歯科技工所の管理者としての心構えを育てるよう配慮することも大切である。

## [歯科理工学]

### ① 目 標

#### 1 目 標

歯科技工に必要な歯科材料、機械・器具及び歯科鑄造に関する基礎的な知識と技術を習得させ、歯科技工を適切に行う能力と態度を育てる。

この科目の目標は、歯科技工に必要な歯科材料の基礎的な知識と、それに伴う機械・器具についての取扱い方法を習得させ、応用する能力を養うことを目指している。

### ② 内 容

#### 2 内 容

##### (1) 歯科理工学概論

ア 歯科理工の目的と意義

イ 歯科材料の性質

(1)については、歯科材料、機械、器具の概略、歯科理工学と理学、工学、生体学との関連、歯科材料の歴史及び現況の概要について扱うようにする。

アについては、歯科医療での歯科理工学の果たすべき役割を指導し、その意義と目的についての理解を図るようにする。



イについては、歯科材料の性質、試験方法に関する基礎的な知識と技術を習得させ、正しく評価し、使用できるようにする。また、歯科材料の性質を評価するため、歯科材料規格についての理解を図り、歯科理工実験機器を用いた適正な測定法についても触れるようにする。

## (2) 歯科技工材料

ア 金属材料                      イ 高分子材料                      ウ 無機材料

(2)については、歯科技工にとって三大歯科材料である金属材料、高分子材料、無機材料の種類と特性及びその取扱いについて指導する。

アについては、金属と歯科用合金の種類と性質を扱い、それらを応用できる能力を養うようにする。また、金属加工法についても触れるようにする。

イについては、歯科用高分子材料の種類と性質を扱い、それらを応用できる能力を養うようにする。また、レジンの重合法についても触れるようにする。

ウについては、歯科用無機材料の種類と性質を扱い、それらを応用できる能力を養うようにする。また、陶材の焼成法についても触れるようにする。

## (3) 歯科技工用機器

ア 切削機器                      イ 研磨機器                      ウ 歯科技工関連機器

(3)については、歯科技工用の機械及び器具の種類とその適正な取扱いについての理解を図るとともに、創意工夫できる力が養われるよう指導する。また、切削・研磨技工では、粉塵などの労働衛生上の問題も取り上げ、防塵対策についても指導する。

アについては、切削の理論を習得させ、使用される切削機器の種類と性質について扱い、それらを応用できる能力を養うようにする。

イについては、研磨の理論を習得させ、使用される研磨機器の種類と性質について扱い、それらを応用できる能力を養うようにする。また、物理的研磨と化学的研磨についても触れるようにする。

ウについては、歯科技工関連機器の種類と性質を取り上げ、それらを応用できる能力を養うようにする。また、必要であれば最新の技工機器についても触れるようにする。

## (4) 歯科鑄造

ア 歯科鑄造概説                      イ 歯科鑄造用材料と器具  
ウ 鑄造体の精度と適合

(4)については、鑄造についての基礎的な知識を理解させるとともに、それに必要な器具と材料の取扱いについて指導する。

アについては、金属の融解、融解金属の流動性、金属の凝固、結晶粒と結晶粒界、金属の鑄造収縮と補正、鑄造体の内部応力、鑄造の過程、鑄造体の欠陥とその対策について指導する。

イについては、歯科鑄造用材料として、埋没材（鑄型材）、ライニング材、界面活性剤について指導する。また、器具については、鑄造用合金の融解方法とその機器、鑄造方法とその機器についてそれぞれ触れるようにする。

ウについては、鑄造体の精度と適合に影響を及ぼす因子について指導する。

### ③ 内容の取扱い

#### 3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 指導に当たっては、実験・実習を中心とすること。

イ 内容の(4)については、「歯科技工実習」と関連させて扱うこと。

この科目については、歯科材料・機器の取扱い方法に習熟するため、次の2点に配慮して扱うようにする。

アについては、歯科材料の性質や歯科材料規格の理解を図るため、実験・実習を多く取り入れ、材料を適正に扱うための能力を育成する。また、実験・実習を通して、精度の高い歯科技工物を作るための応用力を身に付けさせるように努める。

イについては、歯科鑄造についての基本的な知識の理解を図るとともに、それに必要な器具と材料の取扱いについて、「歯科技工実習」との関連を図りつつ指導する。また、鑄造体の欠陥を考察して対策を講じたり、鑄造体の精度と適合の向上を目指して工夫したりする態度や能力を養うように留意する。

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(1)については、歯科材料の物理的、化学的性質、歯科材料と人体との関連、歯科材料の接着、歯科材料規格等の基礎的な内容について扱うこと。

イ 内容の(2)及び(3)については、相互に関連させて扱い、実際的な知識と技術の習得を図ること。

ウ 内容の(4)については、歯科鑄造の目的と意義、その概要について扱うこと。

この科目において、歯科材料・機器の指導の範囲については、次の3点に配慮して指導する。

アについては、内容の(1)の歯と歯科材料の口腔内での生体親和性や物理的な強度、化学的な安定性などの現況を取り上げるが、生体と歯科材料との接着や歯科材料間同士の接着に関しては、基礎的な知識の習得に努めるようにする。歯科材料規格については、基礎的事項を中心に扱い、その意義を認識して適正な評価ができるよう指導する。

イについては、内容の(2)、(3)を「歯科技工実習」「課題研究」などの実習・実験と関連させて扱い、総合的に歯科材料を使用できる能力と態度を養うようにする。また、

高分子材料のレジン，無機材料のセラミックスに関しては，審美的な要求についても取り上げるよう配慮する。

ウについては，内容の(4)は，歯科鑄造の目的や意義のほか，鑲付け，溶接，熱処理，研磨についての基礎的な知識についても扱うようにする。

## [歯の解剖学]

### ① 目 標

#### 1 目 標

歯の解剖に関する基礎的な知識と技術を習得させ，歯科技工を適切に行う能力と態度を育てる。

この科目の目標は，歯の形態と構造を正しく理解させ，口腔における歯牙の総合的機能について，その重要性を認識させること，また，歯の形態を各種素材に正しく彫塑する技術を習得させることを目指している。

### ② 内 容

#### 2 内 容

##### (1) 口腔解剖

ア 口腔周囲の骨と筋                      イ 顎関節と口腔

(1)については，咀嚼に関する筋や顎関節について，その作用や機能についての知識を習得させ，歯科技工を適切に行う能力と態度を育てるよう指導する。

アについては，各部の名称，構成についての理解を促すようにする。頭蓋骨の役割や機能については，歯科技工との関係に，特に留意して扱うようにする。

イについては，各部の名称，構成について理解させる。顎関節の作用と咀嚼運動との関係については，口腔周辺の役割が重要であることから，口腔の名称及び形態，口腔を形成する顎関節，舌，唾液腺等についての理解を図るようにする。

##### (2) 歯の解剖

ア 歯の概説                      イ 永久歯と乳歯                      ウ 歯周組織  
エ 歯列弓と上下顎の位置関係

(2)については，歯の機能や形態及び組成について理解させ，歯科技工を適切に行う能力と態度を育てるよう指導する。

アについては，歯に関する一般的な知識の習得を図るとともに，天然歯の観察によって，その形態を正しく理解させるようにする。

イについては，切歯，犬歯，小臼歯，大臼歯の種類及び各部の名称を扱い，観察によ

って、それぞれの解剖学的形態を把握させ、その機能及び形態の特徴等についての理解を促すようにする。その際、分類、形態、色調、構造等の特徴について、乳歯と永久歯を比較しながら理解させるようにする。

ウについては、歯の重要性を把握させ、歯の機能、歯の組織、歯周組織について、各部の名称、構成の理解を図るようにする。

エについては、形態の種類、大きさ、機能、咬合の種類、歯の位置関係及び下顎運動の仕組みが理解できるよう指導する。

### ③ 内容の取扱い

#### 3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 「顎口腔機能学」との関連を図り、歯の解剖について総合的に理解させるよう留意すること。

この科目については、口腔解剖と歯の解剖全般にわたる知識を習得させ、それに基づいて正しい歯の形態を再現する技能を養うよう配慮して指導する。

特に、解剖学的用語を理解させることとともに、それを実際面で活用する態度を培うようにする。その際、解剖学に関して学習したことを、「顎口腔機能学」の学習において、更に具体的に学習できるように指導上配慮する必要がある。

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(1)については、口腔及び口腔周囲の概要について扱うこと。

イ 内容の(2)については、天然歯の観察により、歯の形態や歯群、歯の消化器系器官としての意義等を扱うこと。

この科目については、歯牙に関する具体的な知識を習得させ、それを応用し、比較検討する態度を養うよう配慮して指導する。

アについては、咀嚼に関する口腔周辺の骨と筋について、それらの形態や作用を理解させるとともに、そこで得た知識を実際に応用できるようにする。

イについては、天然歯を観察し、理論に立脚した歯の形態の特徴、歯周組織や歯列弓、上下顎の位置関係について理解させ、応用する態度を養うようにする。

## [顎口腔機能学]

### ① 目 標

#### 1 目 標

顎口腔系器官の機能と形態を理解させるとともに、咬合器の取扱い方を

習得させ、歯科技工を適切に行う能力と態度を育てる。

この科目の目標は、単に咬合器の取扱い方を習得するために、顎口腔系について理解するだけでなく、生体の一部をなす技工物を製作する技術者を養成するという観点から顎口腔系の機能について理解させるようにすることを目指している。

## ② 内 容

### 2 内 容

#### (1) 顎<sup>がく</sup>口腔<sup>くわう</sup>機能学概論

##### ア 顎<sup>がく</sup>口腔<sup>くわう</sup>系の機能，形態及びその維持

(1)については、顎口腔系の役割、顎口腔系の形態と機能の維持と歯科技工との関係について理解を促すようにする。

その際、顎口腔系の機能については咀嚼、嚥下、発音、表情、コミュニケーションを、形態については歯と歯列、顎口腔系を構成する骨、顎口腔系を構成する筋、顎関節を、それぞれ指導する。

#### (2) 下顎<sup>がく</sup>運動<sup>こう</sup>と咬<sup>こう</sup>合

##### ア 下顎<sup>がく</sup>位と下顎<sup>がく</sup>運動

##### イ 咬<sup>こう</sup>合に関する指標等

##### ウ 咬<sup>こう</sup>合様式

(2)については、顎運動に関する基本的な知識について扱うようにする。

アについては、下顎位については咬頭嵌合位（中心咬合位）、顎頭安定位、下顎安静位、偏心位を、下顎運動については下顎の限界運動、下顎の基本運動、機能運動を、それぞれ指導する。

イについては、下顎運動の分析に関係する基準面・基準点、咬合に関係する平面のほか、モンソンの球面、スピーの彎曲、ウィルソンの彎曲についても指導する。

ウについては、咬頭嵌合位における咬合接触、偏心位における咬合接触（咬合様式）、咬合干渉について指導する。

#### (3) 咬<sup>こう</sup>合器<sup>がく</sup>の取扱い

##### ア 咬<sup>こう</sup>合器の機能と分類

##### イ 平均<sup>こう</sup>値咬<sup>こう</sup>合器

##### ウ 半調節<sup>こう</sup>性咬<sup>こう</sup>合器

##### エ 全調節<sup>こう</sup>性咬<sup>こう</sup>合器

(3)については、咬合器による再現原理を理解させ、各咬合器の基本的な取扱い方についての習得を図るようにする。

アについては、解剖学的咬合器、非解剖学的咬合器について、また、解剖学的咬合器においては、調節性による分類、構造による分類について指導する。

イについては、平均値咬合器の平均値の意味と平均値咬合器の使用手順について指導する。

ウについては、咬合器の顎運動の再現原理，半調節性咬合器の使用手順について指導する。

エについては、全調節性咬合器の再現方法のみについて指導する。

#### (4) 義歯及び修復物の咬合

ア 修復物の咬合                      イ 部分床義歯と全部床義歯

(4)については、義歯及び修復物に係る咬合について指導する。

アについては、上顎・下顎前歯の修復物に付与する咬合，上顎・下顎臼歯の修復物に付与する咬合，ブリッジ尾及び連結歯に咬合を付与する場合の配慮，臼歯の蝕形成の手順について指導する。

イについては、部分床義歯・全部床義歯に付与する咬合様式，咬合干渉・咬合平面の乱れ・顎関節への障害の原因と処置，全部床義歯における上下顎の対向関係について指導する。

### ③ 内容の取扱い

#### 3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(1)から(3)までについては、有床義歯技工実習及び歯冠修復技工実習よりも先行して履修できるようにすること。

イ 内容の(4)については、「有床義歯技工学」及び「歯冠修復技工学」と関連させながら扱うこと。

この科目については、歯科技工に関する教科の基礎的な内容が盛り込まれていることから、「歯の解剖学」と同様、第1学年の前半において履修させるようにする。

アについては、特に、内容(1)から(3)のイについては、「有床義歯技工学」及び「歯冠修復技工学」より先行して履修できるようにし、「有床義歯技工学」及び「歯冠修復技工学」の授業が円滑に行えるよう配慮する必要がある。

イについては、「有床義歯技工学」及び「歯冠修復技工学」と関連しながら平行して指導するか、あるいは「有床義歯技工学」及び「歯冠修復技工学」において一緒に指導するなどの配慮が必要である。

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(1)については、顎口腔系器官の機能を、その形態と関連させながら扱うこと。

イ 内容の(2)については、各種の咬合様式等に関して、歯の接触関係を中心に扱うこと。

ウ 内容の(3)については、平均値咬合器と半調節性咬合器の取扱い方に

重点を置いて指導し、全調節性咬合器<sup>こう</sup>については、その概略を理解させることにとどめること。

この科目については、顎口腔系器官機能の概要、顎口運動に関する基本的な知識について扱い、歯科技工物における咬合については、歯科技工士の業務範囲にとどめるようにする。

アについては、内容の(1)の顎口腔系の形態については、「歯の解剖学」の指導内容である①口腔各部の構造、②歯の構造と歯列、③歯の発生を踏まえ、顎口腔系の機能を理解するための形態についての知識に重点を置いて指導する。

イについては、内容の(2)の咬合は咬合学とほぼ同様の広義の意味ではなく、歯の接触関係という意味として指導する。

ウについては、咬合器の取扱いのうち、平均値咬合器と半調節性咬合器に重点を置いて指導し、的確な取扱い方が身に付くようにする。

## [有床義歯技工学]

### ① 目 標

#### 1 目 標

有床義歯技工に関する基礎的な知識と技術を習得させ、歯科技工を適切に行う能力と態度を育てる。

この科目の目標は、「有床義歯技工学」を全部床義歯技工学と部分床義歯技工学に二分し、それぞれの位置付けや適切な知識、基本的技術の習得を図ることを目指している。

### ② 内 容

#### 2 内 容

##### (1) 全部床義歯技工学

ア 全部床義歯の目的、分類、構成

イ 全部床義歯技工の基礎知識

ウ 全部床義歯の製作

(1)については、無歯顎患者の顎口腔について理解し、その健康増進に寄与する意識を養うよう配慮することが大切である。

アについては、義歯の種類と目的を知り、診療行為の意義についての理解を促すようにする。また、全部床義歯の構成要素について指導し、特に、床の役割について重点的に扱うようにする。

イについては、「歯冠修復技工学」、「顎口腔機能学<sup>がくくう</sup>」との関連に十分配慮し、顎口腔に関連する基礎的な知識を習得させ、咀嚼機能についての理解を深めるようにする。

ウについては、全部床義歯の製作手順を知り、その技術を理工学理論に基づきながら

習得させるようにするとともに、診療行為と技工操作の関連について理解させ、よりよい補綴物の製作ができるように指導する。特に、人工歯排列においては、全部床義歯に与える咬合様式が、有歯顎のそれとは大きく異なることに十分配慮して製作に当たるよう指導する。

## (2) 部分床義歯技工学

- ア 部分床義歯の目的、分類、構成
- イ 部分床義歯技工の基礎知識
- ウ 部分床義歯の製作

(2)については、部分床技工に関する知識とその応用技術の習得を図り、適切な技工操作を行う能力と態度を育てるよう指導する。

アについては、歯が一部欠損している患者の咀嚼機能、審美性の回復及び残存歯、顎堤、顎関節などの関連組織を保護し、正常に回復された口腔状態を永続させることが部分床義歯の目的であり、また、分類については、残存歯又は欠損部の分布状態による分類、咀嚼圧の支持域による分類、義歯の維持装置の位置による分類、義歯の目的別による分類に触れるとともに、構成については、維持装置、連結装置、義歯床、人工歯について扱うようにする。

イについては、「<sup>がく</sup>歯冠修復技工学」、<sup>がく</sup>顎口腔機能学との関連に十分配慮し、特に固定性補綴物（ブリッジ）と比較しながら、部分床義歯の特徴について理解させるようにする。また、支台装置及び連結装置の種類と特徴について理解させ、部分床義歯装着における為害作用について理解を深めるようにする。

ウについては、支台装置及び連結装置の基本的な製作法を習得できるように指導する。また、人工歯排列、義歯床については、全部床義歯との違いを理解させながら製作できるように指導する。

## ③ 内容の取扱い

### 3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 有床義歯については、「<sup>がく</sup>歯の解剖学」及び「<sup>がく</sup>顎口腔機能学」との関連を図り、症例実習を中心にして基礎的な技術の習得を図ること。

イ 有床義歯の製作の指導に当たっては、機能的回復と審美的回復に必要な知識の習得と態度の形成に努めるようにすること。

この科目については、患者の口腔内の様子を把握させ、診療行為と関連させながら指導するよう配慮することが大切である。

アについては、歯の機能と形態を「<sup>がく</sup>顎口腔機能学」と関連付けて、個々の患者の下顎運動に合致した義歯製作の理解を深めるようにする。

イについては、機能的回復のための条件付けを行うとともに、個性にマッチした審美



的回復についての理解を深めるようにする。

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(1)については、顎口腔を取り巻く骨、筋肉などの形態的特徴や機能的特徴について、咬合器と関連させながら扱うこと。

イ 内容の(2)については、残存歯との調和に配慮した人工歯排列及び咬合調整に重点を置いて扱うこと。

この科目については、咬合器の目的、種類、機能、操作法について、「歯の解剖学」及び「顎口腔機能学」の知識との関連に配慮しつつ指導することが大切である。

アについては、平均値咬合器を用いて、顎関節及び筋肉などの作用を関連付けて扱い、半調節性咬合器の理解に結び付けるようにする。

イについては、支台装置、連結子、義歯床と人工歯排列との関係、さらに、義歯装着による為害作用及び異物感の減少方法について理解を深めるよう留意する。

## [歯冠修復技工学]

### ① 目 標

#### 1 目 標

歯冠修復技工に関する基礎的な知識と技術を習得させ、歯科技工を適切に行う能力と態度を育てる。

この科目の目標は、「歯の解剖学」、「顎口腔機能学」等の知識を活用して、歯冠の部分的欠損又は歯牙欠損に対し、歯の機能と審美を回復させるための歯冠修復物を製作するために必要な知識と基本的な技術の習得を図ることを目指している。

### ② 内 容

#### 2 内 容

##### (1) 歯冠修復技工学概論

ア 歯冠修復技工の目的と意義

イ 印象採得と作業模型

ウ 咬合採得と咬合器

(1)については、歯冠修復技工の目的と意義及び臨床的価値について理解できるように指導する。また、歯冠修復物製作における印象採得から作業模型製作、咬合器装着までの一連の操作について理解できるように指導する。

アについては、歯冠修復技工の目的と意義について指導し、顎口腔系の特徴と修復物によって回復されるべき顎口腔系の主な機能について扱う。

イについては、歯冠修復物の製作に当たって用いられる印象材の種類を挙げ、精密印

象の意義と取扱いについて指導する。また、間接法における歯冠修復物製作のための作業模型の目的と意義について指導し、その精度と取扱いについての理解を深めるようにする。

ウについては、上下歯列の咬合関係を記録するための咬合採得について理解させ、それぞれの歯冠修復物の製作に適した咬合器の選択について扱うようにする。

## (2) インレー

- ア インレーの特徴                      イ 窩洞形態と構成
- ウ インレーの製作法

(2)については、インレーの意義と特徴、窩洞形態と構成要素及び製作法について理解できるように指導する。また、使用される材料については、主に金属（メタル）を中心に取り扱い指導する。

アについては、メタルインレーにおける窩洞形態と構成要素について指導する。

イについては、保存修復物における窩洞形態の種類と意義、構成について理解できるように指導する。

ウについては、メタルインレーを中心に、その製作法についての知識と基本的な技法を習得できるように指導する。

## (3) 被覆冠

- ア 一部被覆冠と全部被覆冠                      イ 全部鑄造冠の製作法
- ウ 前装鑄造冠の製作法

(3)については、一部被覆冠・全部被覆冠の種類と意義、構成、製作法等を理解できるように指導する。

アについては、一部被覆冠と全部被覆冠の意義と特徴について指導し、咀嚼その他の生理的機能の回復について指導する。

イについては、全部鑄造冠の種類と意義、構成、製作法等を理解できるように指導する。

ウについては、前装鑄造冠の種類と意義、構成、製作法等を理解できるように指導する。さらに、前歯部の審美補綴に位置する分野として、一連の製作法について細かく扱うようにする。

## (4) 歯冠継続歯

- ア 歯冠継続歯の特徴

(4)については、歯冠継続歯が現在は特殊な場合にしか用いられなくなったため、その概要を述べる程度にとどめ、その特徴を理解できるように指導する。

特に、歯冠継続歯の構成及び支台築造から全部被覆冠を製作する方法と比較しながら、その特徴について理解できるように指導する。

(5) 架工義歯（橋義歯）

- ア 架工義歯の特徴                      イ 支台装置の種類と要件  
ウ 橋体の種類と特徴

(5)については、架工義歯の種類と意義、構成、分類、製作方法等を理解できるように指導する。

アについては、架工義歯の意義と特徴について指導し、咀嚼その他の生理的機能の回復について扱うようにする。

イについては、架工義歯の支台装置の種類と適応用途について理解できるように指導する。

ウについては、架工義歯の橋体に必要な要件、橋体の種類と形態及び適応用途について理解できるように指導する。さらに、連結部の種類と特徴に触れるとともに、固定性架工義歯、半固定性架工義歯、可撤性架工義歯の相違点や臨床的な適応症についての理解を深めるようにする。

③ 内容の取扱い

3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 「歯の解剖学」、<sup>がく</sup>「顎<sup>くう</sup>口腔機能学」及び「有床義歯技工学」と関連させながら指導すること。

イ 内容の(1)については、内容の(2)から(5)までとの関連を図り、歯冠修復技工の意義と目的について理解させること。

ウ 内容の(3)のイについては、歯冠修復技工学の中心となる分野であることから、他の分野と関連させながら、的確な理解を深めるよう留意すること。

アについては、「歯の解剖学」や<sup>がく</sup>「顎<sup>くう</sup>口腔機能学」、「有床義歯技工学」との関連に十分配慮するとともに、生体の一部分を修復するということから、術式だけにこだわらないように留意して指導する。

イについては、人間の健康の維持と増進、咀嚼、嚥下、発音等を生態学・生理学的に扱い、歯の解剖学的発生や構造、口腔全体の組織、顎顔面の調和等を考慮した修復物の製作について指導する。

ウについては、歯冠修復技工学の中心に位置する分野として、一連の製作方法を細かく指導し、他の分野との関連に留意しながら扱うことが大切である。

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ア (2)から(5)のうち、(2)及び(3)を中心に扱い、それぞれの意義と製作

順序に重点を置いて扱うこと。

アについては、インレー及び被覆冠については架工義歯及びその他歯冠修復物の基礎となるので、その意義と製作方法については重点的に扱うようにする。また、材料の取扱い方法についても、きめ細かく指導し、理工学的な見方や考え方についての理解を促すように努める。

## [矯正歯科技工学]

### ① 目 標

#### 1 目 標

矯正歯科技工に関する基礎的な知識と技術を習得させ、歯科技工を適切に行う能力と態度を育てる。

この科目の目標は、矯正歯科の基礎的な概念を理解させ、一般的に使用されている歯科矯正装置の製作法についての習得を図ることを目指している。

### ② 内 容

#### 2 内 容

- (1) 矯正歯科技工学概論
- (2) 正常咬合と不正咬合
- (3) 矯正装置と保定装置
- (4) 矯正用模型

(1)については、矯正歯科治療の目的、進め方について知らせ、矯正歯科技工の目的と意義について指導する。また、歯が移動するメカニズムについても触れ、矯正歯科技工を行う上で必要な矯正歯科の基礎的な概念についても扱うようにする。

(2)については、正常咬合について理解させるとともに、不正咬合の種類とその分類について指導する。

(3)については、基本的な矯正装置と保定装置を取り上げ、その構成、機能、使用する材料の特性について理解させ、製作順序や使用器具の取扱いについての習得を図るようにする。

(4)については、矯正用模型の意義と特殊性を理解させるようにする。

### ③ 内容の取扱い

#### 3 内容の取扱い

- (1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものと

する。

ア 指導に当たっては、「歯の解剖学」及び「小児歯科技工学」との関連を図り、矯正歯科技工の理論に基づいた基本的な技術の習得を促すよう留意すること。

イ 指導に当たっては、矯正歯科治療の考え方にに基づき、矯正装置の役割や製作方法を理解させるようにすること。

アについては、成長に伴う口腔内の変化等について、「歯の解剖学」及び「小児歯科技工学」と関連付けて指導するよう配慮する。

イについては、矯正歯科治療の基本的概念を理解させ、矯正歯科治療がどのような手順で進められ、その経過において矯正装置がどのような働きをするかについての理解を図った上で矯正装置の製作を行う必要がある。矯正装置の製作に先立って、矯正歯科技工の基本的手技を習得させるとともに、使用器具、材料の取扱いに慣れさせ、矯正装置の製作についての基本的手技と能力が養われるよう指導することが大切である。

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(1)については、矯正歯科治療の目的や進め方と関連させて扱うこと。

イ 内容の(3)については、基本的な矯正装置と保定装置を取り上げ、その構成や機能、材料の特性等を中心に扱うこと。

アについては、症例分析や矯正診断の概要に触れ、矯正治療がどのような考え方と手順で行われるかを理解させるとともに、矯正歯科技工の目的と意義について理解を図るようにする。

イについては、矯正歯科治療の概要及び不正咬合に対する理解を深め、治療に用いられる基本的な矯正装置と保定装置を取り上げ、それぞれの構成や、働き、製法等について指導する。また、使用する材料、器具機材の取扱いにも触れるようにする。

## [小児歯科技工学]

### ① 目 標

#### 1 目 標

小児歯科技工に関する基礎的な知識と技術を習得させ、歯科技工を適切に行う能力と態度を育てる。

この科目の目標は、小児歯科の基礎的概念を理解させ、一般に使用されている修復物及び咬合誘導装置等の製作法について習得させることを目指している。

### ② 内 容

## 2 内 容

### (1) 小児歯科技工学概論

ア 歯<sup>がく</sup>，顎，顔面の成長発育          イ 乳歯列期と混合歯列期

(1)については，小児の顎・顔面及び歯と歯列の成長発育について理解させる。

アについては，小児の成長発育について，顎・顔面及び歯と歯列に分けて，その過程について指導する。

イについては，無乳歯期から永久歯期までのそれぞれの時期における特徴について理解させる。

### (2) 乳歯の歯冠修復

ア 成形充填<sup>てん</sup>          イ 被覆冠

(2)については，歯科医師が行う内容であるので，特に，アについては，成形充填<sup>てん</sup>の種類を理解させる程度にとどめる。

イについては，乳歯用既製金属冠，鑄造冠，ジャケットクラウンの使用目的及び製作法について指導する。

### (3) 咬合誘導装置<sup>こう</sup>

ア 保隙装置<sup>げき</sup>          イ スペースリゲイナー          ウ 口腔習癖除去装置<sup>くう</sup>

(3)については，咬合誘導装置<sup>こう</sup>の種類と分類及び装置の構成，製作法について指導する。

アについては，保隙装置<sup>げき</sup>の必要条件，保隙装置<sup>げき</sup>の分類と製作法の習得を図るようになる。

イについては，スペースリゲイナーの種類と構成及び製作法についての習得を図るようになる。

ウについては，口腔習癖<sup>くう</sup>の種類を知り，口腔習癖除去装置<sup>くう</sup>の製作法の習得を図るようになる。

## ③ 内容の取扱い

### 3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては，次の事項に配慮するものとする。

ア 「歯の解剖学」との関連を図り，小児の成長発育に留意しながら，修復物<sup>しゅうふぶつ</sup>，咬合誘導装置等の製作にかかわる基礎的な知識と技術の習得を促すこと。

イ 内容の(1)については，内容の(2)及び(3)との関連を図り，小児歯

科技工の意義と目的を理解させること。

この科目については、「歯の解剖学」の基礎知識をもとに、小児歯科技工を行う上での基礎的な知識についての理解を図るようにする。

アについては、成人歯科と小児歯科の相違についての理解を図り、小児歯科技工を行う上で留意すべき点を理解させる。

イについては、小児の成長発育といった知識をもとに、各種の小児歯科技工物の製法についての理解を図るようにする。

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(1)については、小児の成長発育に伴う歯、顎等の変化に重点を置いて扱うこと。

イ 内容の(3)については、乳歯の早期喪失等による症例の技工物を取り上げるなどして、基本的な製作方法の習得を図ること。

この科目については、小児の全身の成長発育、歯、顎の成長発育を常に念頭に置くよう配慮して指導する必要がある。

アについては、乳歯の萌出時期及び脱落時期、歯列の大きさ、永久歯の萌出時期及び順序についての理解を図るよう努める。

イについては、乳歯の齶触、早期喪失による後継永久歯の咬合変化等の影響が大きいことを理解させながら、小児歯科技工物の製法を理解させるようにする。

## [歯科技工実習]

### ① 目 標

#### 1 目 標

歯科技工に関する実際的な知識と技術を総合的に習得させ、歯科技工を適切に行う能力と態度を育てる。

この科目の目標は、生物学的、理工学的、社会的な要件及び審美的な要件に基づき、他の科目と関連させて取り扱い、歯科技工に関する基礎的知識、基本的技術を基盤にして、歯科技工の総合的かつ発展的な技術の習得を図ることを目指している。

### ② 内 容

#### 2 内 容

- (1) 有床義歯技工実習
- (2) 歯冠修復及び架工義歯（橋義歯）技工実習
- (3) 歯型彫刻技工実習

- (1)については、特に、「有床義歯技工学」との密接な関連に留意して指導する。  
(2)については、特に、「歯冠修復技工学」との密接な関連に留意して指導する。  
(3)については、特に、「歯の解剖学」との密接な関連に留意して指導する。

### ③ 内容の取扱い

#### 3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 指導に当たっては、実験・実習を中心にして使用機械及び器具の理解を深め、基礎的な知識と技術を総合的に習得させるよう留意すること。また、安全管理や保健管理にかかわる知識の習得と態度の形成に努めること。

イ 臨床的模型上での実習を行うなど、多種多様な模型の活用を図り、適切な知識や技術の習得を促すこと。また、「歯の解剖学」、「有床義歯技工学」及び「歯冠修復技工学」と関連させながら、生徒の実態に応じて適切に指導すること。

この科目については、模型を通して患者の口腔内の様子を把握させるとともに、診療行為と関連させながら指導することが大切である。

アについては、特に、「歯科理工学」における基礎的な知識と関連させながら指導する。

イについては、臨床的模型上での実習により、模型の多種多様性を知り、これに対処する能力を養うようにするとともに、また、関連する科目相互の関連性を総合的に把握させるように努めることが大切である。

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(1)については、臨床的模型を使用した全部床義歯の製作、内容の(2)については、<sup>こ</sup>鑄造冠のワックスアップの反復練習、内容の(3)については、石膏、ワックス及びレジンを使用した歯型彫刻に重点を置いて指導すること。

この科目については、各科目で指導した基礎的な知識、技術を臨床的模型に対応できるようにするため、その応用技術の習得を図るよう配慮して指導することが大切である。

アについては、無歯顎者の臨床的模型を使用することにより、実際の無歯顎患者の顎口腔について知り、それに対応できる能力を養う。ワックスアップの反復練習をすることにより技術の熟達を図るようする。また、様々な歯科材料に対応できる能力を養うように努めることも大切である。



## [歯科技工情報活用]

### ① 目 標

#### 1 目 標

社会における情報化の進展と情報の意義や役割を理解させるとともに、情報の活用に関する知識と技術を習得させ、歯科技工の分野で情報及び情報手段を主体的に活用する能力と態度を育てる。

社会における情報化は、近年ますます発展し、身近なものになってきている。そこで、この科目では、コンピュータなどの情報機器の操作方法、情報処理に関する基礎的な知識や技術の習得を図り、情報を活用する能力を育てるとともに、歯科技工の分野においても有効に利用していく能力と態度の育成をねらいとしている。

### ② 内 容

#### 2 内 容

##### (1) 情報機器と情報の活用

- ア 生活と情報の活用                      イ 情報機器の活用分野
- ウ 情報通信ネットワーク

(1)については、情報についての考え方、情報の種類、情報の扱われ方等の基礎的な事項について指導する。

アについては、日常生活における情報について、どのようなものが提供されているか、どのように蓄積され、処理されているかなど、社会における情報活用の在り方について指導する。

イについては、情報機器の種類や機能、特性及び社会の中での活用分野について扱う。

ウについては、コンピュータによるネットワークの種類や特徴について基礎的な事項を扱うほか、通信用アプリケーションの基本的な操作について指導する。

##### (2) 情報モラルとセキュリティ

- ア 情報の価値とモラル                      イ 情報のセキュリティ管理

(2)については、情報社会に適切に参画していくために必要とされる望ましい態度や情報を扱う際に留意すべき基礎的な事項について指導する。

アについては、特に、情報の収集及び発信について、著作権の保護やプライバシーの保護等の観点から、情報を活用する者に課せられた責任やモラルについて指導する。

イについては、情報社会で安全に生活していくための危険回避の方法の理解やセキュリティの知識・技術、健康への意識などについて指導する。

### (3) 歯科技工と情報機器の活用

ア 歯科技工における情報機器活用の目的と意義

イ 個人情報の管理                      ウ 歯科技工における情報機器活用の実際

(3)については、歯科技工の分野におけるコンピュータ等の活用について、具体的な事例を通して指導する。

アについては、歯科技工の業務の中で扱われる情報の種類、また、コンピュータ活用の現況と将来性について指導し、その目的や意義について扱うようにする。

イについては、特に、業務で知り得た個人情報について、プライバシー保護の考え方等とともに、どのような管理が必要なのかについても指導する。

ウについては、歯科技工の分野でコンピュータを使用した業務管理、会計処理などの歯科技工経営管理や歯科治療とのネットワーク通信などの現況について指導する。また、コンピュータを駆使した画像処理や技工機器への応用についても触れるようにする。

## ③ 内容の取扱い

### 3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 歯科技工に関する題材やデータなどを用いた実習を通して、歯科技工の分野において情報を主体的に活用できるように指導すること。また、他の歯科技工に関する各科目と関連付けて指導すること。

アについては、ハードウェア・ソフトウェアの両面にわたり、実習の形態で授業を進めるよう配慮することが大切である。また、最新の情報・技術を紹介しながら、歯科技工関連の経営管理や治療室と技工室のネットワーク通信などの活用法について指導し、歯科技工の分野での有効な活用法について扱うように努める必要がある。

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(1)については、情報化の進展が生活や社会に及ぼす影響、情報の意義や役割及び情報機器の活用分野の概要を扱うとともに、情報通信ネットワークを活用した情報の収集、処理、分析及び発信について体験的に扱うこと。

イ 内容の(2)については、個人のプライバシーや著作権など知的財産の保護、収集した情報の管理、発信する情報に対する責任など情報モラル及び情報通信ネットワークシステムにおけるセキュリティ管理の重要性について扱うこと。

ウ 内容の(3)については、歯科技工業務において、現在用いられているデータ処理や経営管理等の情報機器の活用について扱うこと。

アについては、情報化社会の中で、コンピュータがどのような分野で活用されているかについて、具体的な事例を通して指導する。また、インターネット接続やメールによる通信・情報収集を行い、ネットワークシステムの効果的な活用法について指導する。

イについては、情報の取扱いに関する最近の動向について理解を促し、実際に起きている問題や対処法などについて、疑似体験を取り入れながら、情報モラル及びセキュリティに関心をもたせるよう配慮して指導する。

ウについては、歯科技工業務におけるコンピュータの合理的な使用法や有効な活用法について、具体的な事例を取り上げ、実際的に扱うようにする。

## [課題研究]

### ① 目 標

#### 1 目 標

歯科技工に関する課題を設定し、その課題の解決を図る学習を通して、専門的な知識と技術の深化、総合化を図るとともに、問題解決の能力や自発的、創造的な学習態度を育てる。

この科目は、歯科技工に関する基礎的・基本的な学習を踏まえ、教科の目標に合った歯科技工に関するテーマを生徒自身が設定し、計画的にその課題の解決を図る学習を通じて、応用性のある知識や技能を身に付けるとともに、将来の職業生活に活用できる能力や態度の育成をねらいとしている。

### ② 内 容

#### 2 内 容

- (1) 調査，研究，実験
- (2) 作品製作
- (3) 医療現場等における実習
- (4) 職業資格の取得

(1)については、歯科技工に関する様々な課題の中からテーマを設定し、生徒自ら調査、実験、研究する能力と態度を育てるようにする。テーマの例としては、歯科技工の歴史的経緯、歯科鑄造用合金の性質等に関する実験、研究などが考えられる。

(2)については、適切な作業模型を選定し、生物学的、理工学的、社会学的な要件及び審美的な要件を満たす作品が製作できるよう配慮する。

(3)については、校外の歯科診療所や歯科技工所において、歯科技工の実際を見学したり、適切な指導者のもとで実習を行ったりして、臨床実習に関連する知識や技術を総合的に学習できるようにする。

(4)については、歯科技工士の資格取得を目指して取り組ませること。その際、模擬

試験等を繰り返し実施し、生徒に明確な目的意識をもたせた上で、資格を取得させるようにすることが大切である。

### ③ 内容の取扱い

#### 3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 生徒の興味・関心、進路希望等に応じて、内容の(1)から(4)までの中から個人又はグループで適切な課題を設定させること。なお、課題は内容の(1)から(4)までの2項目以上にまたがる課題を設定することができること。

イ 課題研究の成果について発表する機会を設けるよう努めること。

アについては、生徒に主体性をもたせて課題を設定させ、その課題の解決を図る学習を通じて、問題解決の能力や自発的・創造的な学習態度を育てることが大切である。なお、施設・設備、指導体制等、地域や学校の実態等により、種々の制約を受けることも考えられることから、生徒の興味・関心、進路希望等を十分考慮して、適切な課題を設定させるよう配慮することが必要である。

イについては、課題研究の授業時間内だけでなく、文化祭などの様々な機会を利用して、成果を発表し、その評価が客観的になされるよう配慮するとともに、生徒が主体的に学習意欲を高めることができるようにすることが必要である。

### 4 各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い

#### 第3 各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い

1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(1) 各科目の指導に当たっては、できるだけ実験・実習を通して、実際の、具体的に理解させるようにすること。

(2) 地域や歯科技工所等との連携・交流を通じた実践的な学習活動や就業体験を積極的に取り入れるとともに、社会人講師を積極的に活用するなどの工夫に努めること。

2 内容の取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(1) 各科目の指導に当たっては、各種歯科材料、歯科技工用機械等の発達を考慮して、科学的知識と技術の習得について、特に留意すること。

(2) 各科目の指導に当たっては、コンピュータや情報通信ネットワーク等の活用を図り、学習の効果を高めるようにすること。

3 実験・実習を行うに当たっては、関連する法規等に従い、施設・設備や薬品等の安全管理に配慮し、学習環境を整えるとともに、事故防止の指導を徹底し、安全と衛生に十分留意するものとする。

1 (1)については、各科目の指導に当たって、特に、科目「歯科技工実習」との関連を十分図り、できるだけ実験・実習を通して、基礎的・基本的な事項について、実際の、具体的な知識・技術の習得を促すようにすることが大切である。

(2)については、開かれた学校づくりの一環として、地域や歯科技工業界との双方向の協力関係を確立していくことが、極めて重要である。単に地域や歯科技工業界の協力を仰ぐというだけでなく、各学校の教育力を地域に還元することにより、地域や歯科技工業界との協力関係を築くことが大切である。また、今回の改訂においても、学校においては、就業体験の機会の確保に配慮すべきことが示されており、生徒の進路希望等も十分考慮して、歯科診療所や歯科技工所等において、適切な指導者の下に臨床実習を計画し、これまで習得した知識や技術の総合化が図れるようにするなど、これまで以上に就業体験を積極的に取り入れていくことが大切である。

さらに、各学校においては、特別非常勤講師制度などを活用して、社会人講師等を積極的に活用するなどの工夫が考えられる。

2 (1)については、近年ますます各種歯科材料、歯科技工用機械等の発達が見受けられるが、基礎的、基本的な知識と技術を重視した観点から指導内容の精選を行い、その習得に配慮することが大切である。また、必要以上に高度なもの、高価なものを取り扱うことは避け、生徒の実態に即した内容を取り扱うよう配慮することが必要である。

(2)については、教科だけでなく生徒の実態に即した独自の分かりやすい教材を用意したり、コンピュータや情報通信ネットワーク等の積極的な活用を図ったりするなどして、生徒の情報活用能力の育成に努めるとともに、学習の効果を高めるよう配慮することが必要である。

3については、歯科技工に関する機器・装置、材料、薬品等は、多種多様にわたり、その操作、管理についての安全に関する指導は極めて重要である。事前、事後の指導を徹底して行うとともに、火気の扱い方や材料に対する衛生的な取扱い方も含めて、事故防止に十分配慮し、安全と衛生の指導を徹底して行う必要がある。

## 第5章 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校高等部の各教科

### 第1節 各教科の基本的な考え方

#### 1 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科の考え方

知的障害者である生徒に対する教育を行う場合は、下記のような知的障害の特徴を理解しておく必要がある。

知的障害とは、一般に、認知や言語などにかかわる知的能力や、他人との意思の交換、日常生活や社会生活、安全、仕事、余暇利用などについての適応能力が同年齢の生徒に求められるほどまでには至っておらず、特別な支援や配慮が必要な状態とされている。また、その状態は、環境的・社会的条件で変わり得る可能性があると言われている。

そのような知的障害の特徴を踏まえ、知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校高等部の各教科等については、学校教育法施行規則第128条第2項において、その種類を規定している。さらに、学習指導要領においては、知的障害の特徴及び学習上の特性等を踏まえ、生徒が自立し社会参加するために必要な知識や技能、態度などを身に付けることを重視し、各教科等の目標と内容等を示している。

今回の改訂では、知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科について、社会の変化や生徒の実態の多様化等に応じた指導をより充実することや、具体的な指導内容を設定しやすくする観点から、各教科の目標及び内容等の見直しを行った。また、高等部において、社会福祉に関する職業教育をより一層充実させる観点から、社会福祉に関する職業についての基礎的・基本的な内容で構成する教科として福祉を新たに設けることとした。

#### (1) 各教科の構成と履修

高等部の各教科については、各学科に共通する各教科、主として専門学科において開設される各教科及び学校設定教科で構成されている。

各学科に共通する各教科は、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、職業、家庭、外国語及び情報の11教科で構成されている。外国語と情報については、各学校の判断により、必要に応じて設けることができる教科であるが、その他の教科は、すべての生徒に履修させることとなっている。

主として専門学科において開設される各教科は、家政、農業、工業、流通・サービス及び福祉の5教科で構成されている。また、学校設定教科は、学校が独自に設けることができる教科である。

知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科については、内容を概括的に示していることから、各学校が指導計画を作成する際には、生徒の知的障害の状態等、学校や地域の実態などに即して、各教科の内容を具体化し、指導内容を設定する必要がある。

#### (2) 段階による各部の内容構成

各教科の内容は、学年別に示さず、2段階（ただし、主として専門学科において開設される教科は1段階）で示してある。学年別に示さず、段階別に示している理由は、対象とする生徒の学力などが、同一学年であっても、知的障害の状態や経験等が様々であり、個人差が大きいことから、段階を設けて示した方が、個々の生徒の実態等に即して、各教科の内容を選択し、指導しやすいからである。

知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校には、政令で定める就学基準によれば、「知的発達遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻りに援助を必要とする程度のも」が在学している。次に、「知的発達遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないもののうち、社会生活への適応が著しく困難なもの」が在学している。

こうした生徒の知的障害の状態等に配慮し、各教科の各段階は、基本的には、知的発達、身体発育、運動発達、生活経験、社会性、職業能力等の状態を考慮して目標や内容を定め、小学部1段階から高等部2段階へと6段階に積み上げている。

高等部1段階は、中学部の内容やそれまでの経験を踏まえ、主として卒業後の家庭生活、社会生活及び職業生活などを考慮した、基礎的な内容を示している。

高等部2段階は、高等部1段階を踏まえ、比較的障害の程度が軽度である生徒を対象として、発展的な学習内容を示している。

なお、指導に当たっては、児童生徒の実態等に応じて適切な内容を選定し、具体的に指導内容を設定することとしている。

## 2 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校における指導の特徴について

### (1) 知的障害のある生徒の学習上の特性等

知的障害のある生徒の学習上の特性としては、学習によって得た知識や技能が断片的になりやすく、実際の生活の場で応用されにくいことや、成功経験が少ないことなどにより、主体的に活動に取り組む意欲が十分に育っていないことなどが挙げられる。また、実際的な生活経験が不足しがちであることから、実際的・具体的な内容の指導が必要であり、抽象的な内容の指導よりも効果的である。特に、知的障害が極めて重度である場合は、視覚障害や聴覚障害、肢体不自由、病弱など、他の障害を併せ有することが多いので、より一層のきめ細かな配慮が必要となる。

さらに、教材・教具や補助用具を含めた学習環境の効果的な設定をはじめとして、生徒へのかかわり方の一貫性や継続性の確保、在籍する生徒に関する周囲の理解などの環境条件も整え、知的障害のある生徒の学習活動への主体的な参加や経験の拡大を促していくことも大切である。

このような特性を踏まえ、次のような教育的対応を基本とすることが重要である。

- ① 生徒の実態等に即した指導内容を選択・組織する。
- ② 生徒が、自ら見通しをもって行動できるよう、日課や学習環境などを分かりやすくし、規則的でまとまりのある学校生活を送れるようにする。
- ③ 望ましい社会参加を目指し、日常生活や社会生活に必要な技能や習慣が身に付くよう指導する。
- ④ 職業教育を重視し、将来の職業生活に必要な基礎的な知識や技能及び態度が

育つよう指導する。

- ⑤ 生活に結び付いた具体的な活動を学習活動の中心に据え、実際的な状況下で指導する。
- ⑥ 生活の課題に沿った多様な生活経験を通して、日々の生活の質が高まるよう指導する。
- ⑦ 生徒の興味・関心や得意な面を考慮し、教材・教具等を工夫するとともに、目的が達成しやすいように、段階的な指導を行うなどして、生徒の学習活動への意欲が育つよう指導する。
- ⑧ できる限り生徒の成功経験を豊富にするとともに、自発的・自主的な活動を大切にし、主体的活動を促すよう指導する。
- ⑨ 生徒一人一人が集団において役割が得られるよう工夫し、その活動を遂行できるよう指導する。
- ⑩ 生徒一人一人の発達の不均衡な面や情緒の不安定さなどの課題に応じて指導を徹底する。

知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、生徒の知的障害の状態等に即した指導を進めるため、各教科、道徳、特別活動及び自立活動（以下、「各教科等」という。）を合わせて指導を行う場合と、各教科等それぞれの時間を設けて指導を行う場合がある。各学校においては、生徒の知的障害の状態や経験等に応じて、そうした指導が適切に行われるように指導計画を作成し、指導を行う必要がある。

## (2) 各教科等を合わせて指導を行う場合

各教科等を合わせて指導を行う場合とは、各教科、道徳、特別活動及び自立活動の一部又は全部を合わせて指導を行うことをいう。知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、この各教科等を合わせて指導を行うことが効果的であることから、従前より、日常生活の指導、遊びの指導、生活単元学習、作業学習などとして実践されてきており、それらは「領域・教科を合わせた指導」と呼ばれている。

各教科等を合わせて指導を行うことに係る法的な根拠は、学校教育法施行規則第130条第2項に、特別支援学校で知的障害者を教育する場合において特に必要がある場合は、各教科、道徳、特別活動及び自立活動の全部又は一部について合わせて授業を行うことができるとされていることである。

なお、総合的な学習の時間については、適切に時間を設けて指導をすることに留意する必要がある。

各学校において、各教科等を合わせて指導を行う際は、生徒の実態に即し、以下の説明を参考とすることが有効である。

### ① 日常生活の指導

日常生活の指導は、生徒の日常生活が充実し、高まるように日常生活の諸活動を適切に指導するものである。

日常生活の指導は、広範囲に、各教科等の内容が扱われる。それらは、例えば、



衣服の着脱、洗面、手洗い、排泄、食事、清潔など基本的な生活習慣の内容や、あいさつ、言葉遣い、礼儀作法、時間を守ること、きまりを守ることなどの日常生活や社会生活において必要で基本的な内容である。

日常生活の指導に当たっては、以下のような点を考慮することが重要である。

- (ア) 日常生活の自然な流れに沿い、その活動を実際的で必然性のある状況下で行うものであること。
- (イ) 毎日反復して行い、望ましい生活習慣の形成を図るものであり、繰り返しながら、発展的に取り扱うようにすること。
- (ウ) できつつあることや意欲的に取り組んでいる面を考慮し、適切な援助を行うとともに、目標を達成していくために、段階的な指導ができるものであること。
- (エ) 指導場面や集団の大きさなど、活動の特徴を踏まえ、個々の実態に即した効果的な指導ができるよう計画されていること。

## ② 生活単元学習

生活単元学習は、生徒が生活上の目標を達成したり、課題を解決したりするために、一連の活動を組織的に経験することによって、自立的な生活に必要な事柄を実際の・総合的に学習するものである。

生活単元学習では、広範囲に各教科等の内容が扱われる。

生活単元学習の指導では、生徒の学習活動は、生活的な目標や課題に沿って組織されることが大切である。

生活単元学習の指導計画の作成に当たっては、以下のような点を考慮することが重要である。

- (ア) 単元は、実際の生活から発展し、生徒の知的障害の状態等や興味・関心などに応じたものであり、個人差の大きい集団にも適合するものであること。
- (イ) 単元は、必要な知識・技能の獲得とともに、生活上の望ましい習慣・態度の形成を図るものであり、身に付けた内容が生活に生かされるものであること。
- (ウ) 単元は、生徒が目標をもち、見通しをもって、単元の活動に積極的に取り組むものであり、目標意識や課題意識を育てる活動をも含んだものであること。
- (エ) 単元は、一人一人の生徒が力を発揮し、主体的に取り組むとともに、集団全体で単元の活動に共同して取り組めるものであること。
- (オ) 単元は、各単元における生徒の目標あるいは課題の成就に必要なかつ十分な活動で組織され、その一連の単元の活動は、生徒の自然な生活としてのまとまりのあるものであること。
- (カ) 単元は、豊かな内容を含む活動で組織され、生徒がいろいろな単元を通して、多種多様な経験ができるよう計画されていること。

生活単元学習の指導を計画するに当たっては、一つの単元が、2、3日で終わる場合もあれば、1学期間、あるいは、1年間も続く場合もあるため、年間における単元の配置、各単元の構成や展開について十分検討する必要がある。

## ③ 作業学習

作業学習は、作業活動を学習活動の中心にしながら、生徒の働く意欲を培い、将来の職業生活や社会自立に必要な事柄を総合的に学習するものである。

作業学習の指導は、単に職業及び家庭の内容だけではなく、各教科等の広範囲の内容が扱われる。

作業学習で取り扱われる作業活動の種類は、農耕、園芸、紙工、木工、縫製、織物、金工、窯業、セメント加工、印刷、調理、食品加工、クリーニングなどのほか、販売、清掃、接客なども含み多種多様である。

作業学習の指導に当たっては、以下のような点を考慮することが重要である。

- (ア) 生徒にとって教育的価値の高い作業活動等を含み、それらの活動に取り組む喜びや完成の成就感が味わえること。
- (イ) 地域性に立脚した特色をもつとともに、原料・材料が入手しやすく、持続性のある作業種を選定すること。
- (ウ) 生徒の実態に応じた段階的な指導ができるものであること。
- (エ) 知的障害の状態等が多様な生徒が、共同で取り組める作業活動を含んでいること。
- (オ) 作業内容や作業場所が安全で衛生的、健康的であり、作業量や作業の形態、実習期間などに適切な配慮がなされていること。
- (カ) 作業製品等の利用価値が高く、生産から消費への流れが理解されやすいものであること。

職業科に示す「産業現場等における実習」（一般に「現場実習」や「職場実習」とも呼ばれている。）を、他の教科等と合わせて実施する場合は、作業学習として位置付けられる。その場合、「産業現場等における実習」については、現実的な条件下で、生徒の職業適性等を明らかにし、職業生活ないしは社会生活への適応性を養うことを意図して実施するとともに、各教科等の広範な内容が包含されていることに留意する必要がある。

「産業現場等における実習」は、これまでも企業等の協力により実施され、大きな成果が見られるが、実施に当たっては、保護者、事業所及び公共職業安定所などの関係機関との密接な連携を図り、綿密な計画を立てることが大切である。また、実習中の巡回指導についても適切に計画する必要がある。

### (3) 教科別に指導を行う場合

知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、各教科等を合わせて指導を行う場合でも各教科の内容の指導を行うことができるが、教科ごとの時間を設けて、その他の教科等と合わせないで指導を行う場合もあり、それは、「教科別の指導」と呼ばれている。

指導を行う教科やその授業時数の定め方は、対象となる生徒の実態によっても異なる。したがって、教科別の指導を計画するに当たっては、教科別の指導で扱う内容について、一人一人の生徒の実態に合わせて、個別的に選択・組織しなければならないことが多い。その場合、一人一人の生徒の興味・関心、学習状況、生活経験等を十分に考慮することが大切である。

また、指導に当たっては、学習指導要領における各教科の目標を踏まえ、生徒の実態に合わせて、適切な授業を創意工夫する必要がある。学習活動に生活的なねらいを

もたせ、生徒の実態に即して、生活に即した活動を十分に取り入れつつ段階的に指導する必要がある。

特に、生徒の個人差が大きい場合には、一斉授業の形態で進める教科別の指導は困難であることから、それぞれの教科の特質や指導内容に応じて小集団を編成し個別的な手立てを講じるなどして、個に応じた指導を徹底する必要がある。

さらに、指導計画を作成するに当たっては、他の教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動との関連、また、各教科等を合わせて指導を行う場合との関連を図るとともに、生徒が習得したことを実際の生活に役立てるようにする必要がある。

#### (4) 領域別に指導を行う場合

知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、各教科等を合わせて指導を行う場合でも道徳等のいわゆる領域の内容の指導を行うことができるが、道徳、特別活動及び自立活動の時間を設け、それらを合わせず、あるいは、それらと各教科とも合わせないで指導する場合もあり、それは、「領域別の指導」と呼ばれている。

##### ① 道徳

道徳の指導においては、個々の生徒の興味・関心や生活に結び付いた具体的な題材を設定し、実際的な活動を取り入れたり、視聴覚機器を活用したりするなどの一層の工夫を行い、道徳的実践力を身に付けるよう指導することが大切である。

なお、知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の高等部には、道徳が設けられていることに留意する必要がある。

##### ② 特別活動

特別活動の指導に当たっては、個々の生徒の実態、特に学習上の特性等を十分に考慮し、適切に創意工夫する必要がある。

特別活動の指導を計画するに当たっては、各教科、道徳、自立活動及び総合的な学習の時間（小学部を除く。）との関連を図るとともに、高等学校等の生徒等及び地域の人々と活動を共にする機会を設けるよう配慮することも大切である。

##### ③ 自立活動

知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校に在籍する生徒には、一般的な知的発達や適応行動の状態に比較して、言語、運動、情緒・行動等の特定の分野に、顕著な発達の遅れや特に配慮を必要とする様々な状態が知的障害に随伴して見られる。そのような障害による困難の改善等を図るためには、自立活動の指導を効果的に行う必要がある。

顕著な発達の遅れや特に配慮を必要とする様々な状態とは、例えば、言語や運動の面で言えば、「理解言語の程度に比較して表出言語が極めて少ない。」、「全体的な身体機能の発達の程度に比較して特に平衡感覚が未熟である。」などである。また、情緒や行動等の面で言えば、例えば、「心理状態が不安定になり、パニックになりやすい。」、「極めて動きが多く、注意集中が困難である。」などである。さらには、上肢や下肢のまひ、筋力の低さなど、あるいは自信欠如、固執行動、極端な偏食、異食、情緒発達の未成熟など、そして、てんかんや心臓疾患なども、随伴する状態

等として挙げられる。

このような状態等に応じて、各教科の指導などのほかに、自立活動の内容の指導が必要である。

自立活動の指導は、個別の指導計画に基づいて、学習上の特性等を踏まえながら指導を進める必要がある。特に、自立活動の時間を設けて行う場合は、個々の生徒の知的障害の状態等を十分考慮し、個人あるいは小集団で指導を行うなど、効果的な指導を進めるようにすることが大切である。

## 第2節 各教科に係る改善の要点

### 1 総則（第1章）

- ① 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、一人一人の生徒の知的障害の状態や経験等に即して指導を行うことができるように、各教科の指導については、学習指導要領第2章に示された各教科の内容を基に、具体的な指導内容を設定する必要があることを示した。各教科、道徳、特別活動及び自立活動の全部又は一部を合わせて指導を行う場合においても、各教科等の内容を基に、生徒の知的障害の状態や経験等に応じて、具体的に指導内容を設定することを総則に示した。
- ② 卒業までに履修させる各教科等について、各学校において、生徒の知的障害の状態等、地域や学校の実態に応じ、一層弾力的な教育課程が編成できるようにする視点から、各教科及び総合的な学習の時間については、配当学年及び当該学年における授業時数を定めるものとし、道徳、特別活動及び自立活動については、各学年の授業時数を定めるものとした。

### 2 各教科（第2章第2節）

- ① 社会の変化や生徒の実態の多様化等に応じた指導をより充実する観点から、知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科の目標及び内容の見直しを行った。
- ② 職業教育を充実させる観点から、主として専門学科において開設される教科として「福祉」を新設した。
- ③ 指導計画の作成と各教科全体にわたる内容の取扱いにおいて、各教科の指導に当たっては、具体的に指導内容を設定するものとするとともに、より一層生活に結び付いた効果的な指導を行うこと、実習を行うに当たっては、安全と衛生に十分留意するものとする、教材やコンピュータ等の情報機器などを有効に活用するものとした。

## 第3節 高等部の各教科

### 第1 国語

#### 1 国語科の意義

高等部の国語科は、生徒が人とのかかわりの中で、人の話を理解するとともに、人と会話をする事、相手と自分の気持ちや意思を伝え合う事、手紙などを交換して人との親交を深める事、生活に必要な種々の文書を読んだり、書いたりすること、また、いろいろな情報メディアから必要な情報を得ることなどにより、豊かで自立的な生活が営めるよう、生活に必要な国語の理解を深め、伝え合う力を高めるとともに、それらを適切に活用する能力と態度を育てることを目標としている。

高等部では、国語科の内容としては、中学部で培った日常生活に必要な国語の理解や表現力をさらに深め、社会生活へ広げ、「聞く・話す」、「読む」、「書く」ことを、場面や状況などを踏まえて生活の中で適切に活用することに重点を置いている。また、生活の中で使われる情報通信機器の活用など、生徒の興味・関心に即した題材を用いて、言語生活を一層豊かにすることも重視している。

特に、卒業後の家庭生活や職業生活、社会生活において充実した生活を送り、また、円滑な対人関係を形成するためのコミュニケーションに必要な国語の理解を高めるとともに、その適切な活用方法を身に付けていくことが大切である。

国語科の内容の指導については、国語科の指導だけでなく、学校生活すべての教育活動を通して行われることが大切である。

#### 2 改訂の要点

- (1) 目標は、国語についての理解を深め、表現するだけでなく、コミュニケーション能力を重視し「伝え合う力」を高め、それらを場面や状況などを踏まえて適切に活用する観点から改めた。
- (2) 内容は、「聞く・話す」、「読む」、「書く」の各観点について、生徒の知的障害の状態等を考慮し、より具体的な指導内容が設定できるようにする視点から改めた。

#### 3 目標（第2章第2節第1款〔国語〕）

##### 1 目標

生活に必要な国語についての理解を深め、伝え合う力を高めるとともに、それらを適切に活用する能力と態度を育てる。

- (1) 目標は、従前の「生活に必要な国語についての理解を深め、それらを適切に活用する能力と態度を育てる。」について、コミュニケーション能力の育成の重要性を踏まえ、後半部分を「伝え合う力を高めるとともに、それらを適切に活用する能力と態度を育てる。」と改めた。

(2) 目標は、次の二つから構成されている。

① 「生活に必要な国語についての理解を深め、」とは、中学部では「日常生活に必要な」となっており、中学部の指導を踏まえ、生活や行動の範囲の拡大等に応じ、学校生活、家庭生活のみならず、卒業後の職業生活や社会生活に必要な国語を意味している。

② 「伝え合う力を高めるとともに、それらを適切に活用する能力と態度を育てる。」とは、社会生活を営む上での対人関係におけるコミュニケーション能力を重視し、中学部での指導を踏まえて、より一層その力を高め、実際の生活の中で場面や状況などを踏まえて、適切に活用できる能力と活用しようとする主体的な態度の育成を示したものである。

なお、「それら」とは、「(理解を深めた)生活に必要な国語」と「(高めた)伝え合う力」であり、それぞれについて活用する能力と態度を重視している。

#### 4 内容(第2章第2節第1款[国語])

(1) 内容構成の考え方

内容は、「聞く・話す」、「読む」、「書く」の三つの観点から基礎的な内容と発展的な内容の2段階で示している。

(2) 内容

1 段階(1) 話の内容の要点を落とさないように聞き取る。

(2) 目的や場に応じて要点を落とさないように話す。

2 段階(1) 話し手の意図や気持ちを考えながら、話の内容を適切に聞き取る。

(2) 自分の立場や意図をはっきりさせながら、相手や目的、場に応じて適切に話す。

① 各段階の内容(1)及び内容(2)は「聞く・話す」の観点から示している。

1 段階(1)及び1 段階(2)は、従前どおりである。

今回の改訂では、2 段階(1)について、従前の前半部分の「話し手の意図を考えながら、」を、生徒の知的障害の状態や経験等を考慮し、話し手の意図だけでなく、「気持ち」を理解することも重要であることから、「話し手の意図や気持ちを考えながら、」と改めた。

また、2 段階(2)について、従前の後半部分の「目的や場に応じて適切に話す。」を、生徒の履修状況等を考慮し、目的や場だけでなく「相手」にも応じて考えながら話せるよう、「相手や目的、場に応じて適切に話す。」と改めた。

② 1 段階(1)の「話の内容の要点を落とさないように聞き取る。」とは、周囲の人からの指示や説明を聞いて理解すること、さらに、必要な場合は、メモをとって中心的な内容を正しく理解することなどである。また、物語、劇、放送などを聞き、あらすじが分かったり、中心的な内容を正しく聞き取ったりすることを示している。

1 段階(2)の「目的や場に応じて要点を落とさないように話す。」とは、相手への伝言や、電話での応対、また、ホームルーム活動や生徒会活動などの場においても、

正確に必要な内容を伝えたり、話したりすること、さらに、相手に応じて敬語で話したりすることである。また、物語、劇、放送などを見たり聞いたりして楽しみ、その感想を話したりすることも想定している。

2段階(1)の「話し手の意図や気持ちを考えながら、話の内容を適切に聞き取る。」とは、相手の立場や意図、気持ちを考慮しながら話を聞き取ること、また、物語や劇などを見たり聞いたりして、場面の情景や登場人物の気持ちが分かること、指示や説明を聞き取り、適切に行動できることなどを表している。さらに、テレビ放送やラジオ放送などから必要な情報を得て生活に生かすことも考えられる。

2段階(2)では、1段階の発展として、「自分の立場や意図」を伝えることを明確にしている。さらに、1段階の「目的や場」のみならず、だれに(だれと)話すのか「相手」に応じて、適切に話したり伝えたりすることができることを意図している。また、人の意見を聞きながら自分の考えを整理して明確に話すことができるようにすること、筋道を立てて正確に必要な内容を話すこと、自分の立場、場や相手に応じて尊敬語や謙譲語を適切に使い分けられるようにすることが挙げられる。

また、電話やコンピュータ等の情報機器の活用の際に言葉の使い方などを身に付け、生活の質を高めるようにすることが大切である。さらに、自己紹介では、自分の氏名などとともに出身地、趣味、希望などについても、限られた時間の中で、必要な内容を話すことができるようにすることが大切である。

「聞く・話す」の指導は、生徒の生活に即した興味・関心に基づく話題を選択し、実際の生活の場で、場面や状況などを踏まえて適切に活用できるよう学校生活全体の中で指導することが大切である。

1段階(3) いろいろな語句、文及び文章を正しく読み、内容を読み取る。

2段階(3) 目的や意図などに応じて文章の概要や要点などを適切に読み取る。

① 各段階の内容(3)は、「読む」の観点から示している。

1段階(3)は、従前どおりである。

今回の改訂では、2段階(3)について、従前の「文章の概要や要点などを適切に読み取る。」に、生徒の履修状況等を考慮し、発展的な内容として、様々な読み物などから必要な情報を収集することが重要であることから、前半部分に「目的や意図などに応じて」を加えた。

② 1段階(3)の「いろいろな語句、文及び文章を正しく読み、内容を読み取る。」においては、例えば、小説、詩、新聞、雑誌などで中心となる語や文をとらえて、段落相互の関係を考えて読むようにすることが大切である。また、叙述をもとにして場面の移り変わりや情景を想像しながら読むことも大切である。

また、必要に応じて簡単な国語辞典などを活用できるようにする。生徒の興味・関心、生活経験の範囲などにより、例えば、歴史小説、伝記、観察記録文、紀行文、旅行などの諸案内、趣味の工作や料理の作り方、広告文などを題材として取り上げ、生徒が主体的に読む活動に取り組むよう工夫することが大切である。その際、必要



な平仮名、片仮名、漢字、ローマ字、外来語などの文字を取り扱うようにする。

一方、健康・安全な生活、潤いのある生活を送る点から、標識や看板、広告、立札、掲示、テレビやコンピュータ画面の文字などをできるだけ正しく読み取り、そこで得た情報を生活に生かすことができるようにすることも大切である。

2段階(3)では、生活する上で必要な情報を正確に読み取って適切に行動する力を身に付けることを意図している。余暇活動の充実や情操の育成という点からも、図書館等の利用を一層促し、生徒の興味・関心のある分野の小説、詩、俳句、和歌、ことわざ、エッセイ、様々な趣味に関する雑誌などの読書に親しむように指導する。

その際、目的や意図などに応じて、文章の内容を的確に押さえながら要旨をとらえたり、登場人物の心情や場面についての描写など、優れた叙述を味わいながら読んだりすることができるようにする。読書によって、自分の考えを広げたり、深めたりすることが大切である。

さらに、生活で使われる用品や器具、コンピュータ等の情報機器、医薬品などの説明書を読み取り、生活の中で適切に利用することが大切である。また、生活に必要な納品書、請求書、領収書、通知書、広報や回覧板などの意味が分かることも必要である。加えて、ファクシミリ、携帯電話などが身近に用いられていること、電子メールの送受信が普及していることなどを考慮し、これらを適切に生活に活用することも大切である。

生徒の日常生活の中では、外来語や片仮名での表示、アルファベットで表す略語などを多く目にする事から、これらを読み、内容を理解する指導にも配慮することが大切である。

1 段階(4) 手紙や日記などを目的に応じて正しく書く。

2 段階(4) 相手や目的に応じていろいろな文章を適切に書く。

① 各段階の内容(4)は、「書く」の観点から示している。

1 段階(4)は、従前どおりである。

今回の改訂では、2段階(4)について、従前の「相手や目的に応じて文章を適切に書く。」を、生徒の履修状況等を考慮し、より一層多様な文を書くことを求める視点から、「相手や目的に応じていろいろな文章を適切に書く。」と改めた。

② 1 段階(4)の「手紙や日記など」の「など」とは、年賀状や暑中見舞い、旅行先からの絵はがき、近況報告、あいさつ状、依頼状、礼状などが挙げられる。さらには、学級新聞、行事の招待状や案内状、諸掲示、予定表などである。

また、「目的に応じて正しく書く。」とは、相手や目的に応じた書式や言葉遣いができるようにするとともに、自分の考えや気持ちを明確に書き表したり、句読点やかぎかっこなどを正しく書き表したり、日常生活で多く見られる漢字を扱ったりすることなどを意図して示している。また、住民票や在学証明書の発行申込み、定期券の購入申込み、その他の生活に必要な文書や諸届など、その様式や目的に応じて正しく書くことに慣れることも含まれる。

2 段階(4)の「相手や目的に応じていろいろな文章を適切に書く。」とは、目的や

意図に応じて自分の考えを効果的に書くこと、また、事象と感想、意見などを区別するとともに、目的や意図に応じて簡単に書いたり、詳しく書いたりすることを示している。

さらに、経験した事柄を順序立てて、自分の意見や感想を交えながら分かりやすく書くこと、相手に応じて漢字や片仮名を正しく使ったり、尊敬語や謙譲語を正しく使い分けたりして文章を書くこと、自分の履歴書、病院での診察申込書及び問診票、社会生活に必要な諸届や種々の申込書、申請書などを目的や書式に応じて、筆記用具を使い分けるなどして正しく書くことなども意図している。また、ファクシミリ、コンピュータ、携帯電話などが身近に用いられていること、電子メールの送受信が普及していること、また、これらが将来の職業生活において用いられることなどを考慮し、それらの適切な活用を図ることができるよう指導することが大切である。

「書く」指導は、国語科の中だけでなく、生徒個々の生活全般の中で必要に応じてその力を生かし、活用し、定着するよう配慮することが大切である。

## 第2 社会

### 1 社会科の意義

高等部の社会科では、中学部の社会科で学んだ内容を更に深め、自分たちの住んでいる地域社会を中心とした社会の様子、働き、移り変わりなどについての学習活動を通して、社会生活をより快適に送るための能力や態度、さらには卒業後の社会生活を送るために必要な様々な能力の習得を目標としている。

また、地域社会の一員としての自覚をもち、生徒の知的障害の状態等に応じた社会的な思考力や判断力の育成を図り、公民的資質の基礎を養うようにすることが大切である。

高等部では、こうした能力と態度を育てるため、地域社会に関する内容、主な産業と国土に関する内容、政治、経済及び文化に関する初歩的な内容、国際理解に関する内容の中から、生徒が社会の中で自立した生活を送るために必要な指導内容を選択、配列することが必要である。また、生徒が体験的な学習を通して、これらの内容の生活との関連が分かるようにするとともに、社会生活を営む上で必要で基本的な知識や技能を身に付けることができるようにすることなどが大切である。そのため、内容の取扱いに当たっては、生徒にとって生活に即した分かりやすいものとなるようにできるだけ具体的な内容を取り上げて、指導する必要がある。

### 2 改訂の要点

生徒の知的障害の状態や経験等を考慮するとともに、近年の社会状況等を踏まえ、内容を改めた。

### 3 目標（第2章第2節第1款〔社会〕）

#### 1 目標

社会の様子、働きや移り変わりについての関心と理解を一層深め、社会生活に必要な能力と態度を育てる。

(1) 目標は、従前どおりである。

目標は、次の二つから構成されている。

① 社会の様子、働きや移り変わりについての関心と理解を一層深める。

「社会の様子、働きや移り変わり」とは、新聞、テレビ放送、ラジオ放送、情報通信ネットワークなど、様々な情報が提示されている媒体で取り上げられる社会情勢、政治、経済の仕組みの初歩的な内容、時間的な移り変わりの観点から見た社会の変化のことである。このうち、「社会の様子、働き」では、生徒の行動範囲の広がりに対応し、自分と地域社会とのかかわりや社会生活の基本的なきまりの理解を深めることをねらいにしている。

また、生徒が外国人と接する機会が多くなったこと、外国の情報も多く得られるようになったことから、我が国と関係の深い国の生活や国際社会における我が国の役割など、国際理解に関する内容を取り扱う。

「社会の移り変わり」とは、学校や自分の住んでいる地域などの周辺環境の時間的な移り変わりのことである。高等部では、これらの変化をとらえるとともに昔の生活との比較を通してその違いに気づき、変化の過程を知るとともに、現代の生活における様々な変化についても考えられるように指導する必要がある。

② 社会生活に必要な能力と態度を育てる。

「社会生活に必要な能力と態度」とは、社会生活を送るのに必要なきまりを知り守ること、公共施設や公共物を自分の生活に効果的に利用することなどが挙げられる。これらは、いずれも生徒の公民的資質の基礎となるものであるため、生徒の知的障害の状態や経験等を考慮し、できるだけ生活に密着した内容を取り上げ、体験的な学習を通して身に付けることができるように指導することが大切である。

#### 4 内容（第2章第2節第1款 [社会]）

(1) 内容構成の考え方

内容は、「集団生活と役割・責任」、「きまり」、「公共施設」、「社会的事象」「我が国の地理・歴史」、「外国の様子」の六つの観点から基礎的な内容と発展的な内容の2段階で示している。

(2) 内容

1 段階(1) 相手や自分の立場を理解し、互いに協力して役割や責任を果たす。  
2 段階(1) 個人と社会の関係が分かり、社会の一員としての自覚をもつ。

① 各段階の内容(1)は、「集団生活と役割・責任」の観点から示している。  
各段階の内容(1)は、従前どおりである。

② 1 段階(1)の「相手や自分の立場を理解し、互いに協力して役割や責任を果たす。」とは、集団の中で自分の役割を果たす際に、相手のことを考えながら行動することである。ここでは、相手を認識することを通して、自分との関係に気づき、集団生活の中で役割を果たすためには、協力することが必要であることが分かるようにすることが大切である。

2 段階(1)の「個人と社会の関係が分かり、社会の一員としての自覚をもつ。」とは、学校や地域社会の中での自分の位置を理解し、行動することである。例えば、学校や地域の青年学級のいろいろな委員や係の仕事を行うことで、その構成する組織や団体を意識する、学習課題を班やグループで討議し、全体の流れの中で自分の意見をまとめ述べるなどの活動を通して、初歩的な社会組織の仕組みに関する知識を身に付け、所属集団の一員である自覚をもてるようにすることが大切である。

「集団生活と役割・責任」の具体的な指導内容としては、自他の人格の尊重、社会的義務や責任の遂行、公正な判断などが挙げられるが、これらの指導内容を取り扱うに当たっては、抽象的な学習にならないように留意する必要がある。そのため、生徒の日常生活につながる身近な具体例を例示することにより、理解できるようにする工夫が必要である。また、高等部には、中学部だけではなく、中学校等からの進学者が在籍していることから、高等部の個々の生徒の学習経験が異なることなど

を考慮し、学級内での協力関係を早い段階から構築することから進め、順次学年、学校、それらを取り巻く地域社会へと広げていく配慮が必要である。

- 1 段階(2) 社会や国にはいろいろなきまりがあることを知り、それらを適切に守る。
- 2 段階(2) 社会の慣習、生活に関係の深い法や制度を知り、必要に応じて生活に生かす。

- ① 各段階の内容(2)は、「きまり」の観点から示している。  
各段階の内容(2)は、従前どおりである。
- ② 1 段階(2)の「社会や国にはいろいろなきまりがあることを知り、それらを適切に守る。」とは、学級、学校、町内、地域社会などといった生徒の身近な生活の中でのきまりが中心となるが、日本国憲法のような国の基本となるきまりについても指導し、社会生活を快適に送るために定められたこれらのきまりを守ることが、秩序ある社会生活を保つことにつながることを理解できるようにすることが大切である。

2 段階(2)の「社会の慣習」とは、町内のきまり、冠婚葬祭、夏祭り、盆、正月といった地域におけるきまりや季節の行事などがある。また、町内でのごみ出しや地域の一斉清掃を行ったり、地域の祭りに参加したりすることが挙げられる。

「生活に関係の深い法や制度を知り、必要に応じて生活に生かす。」とは、例えば、自動車を運転するためには自動車運転免許が必要であること、クリーニングや理容のように職業によっては各種の資格が必要であること、国（都、道、府、県、市、区、町、村）の選挙の仕組み、各種の年金や保険、税金、療育手帳・身体障害者手帳等の福祉制度など、生活に結び付いた法や制度を知ることである。そして、これらの身近な社会の慣習、法律、制度を自分の生活に役立てることができるようにすることが大切である。

ここでは、内容(1)と同様、抽象的な学習とならないように、日常生活で必要となるきまりを取り扱い、それらを知ることや守ることが快適な生活につながることに触れていくことが大切である。また、きまりを守ることのみでなく、きまりを守らないという行動が社会生活の秩序を乱すことにもつながることを併せて指導する必要がある。

- 1 段階(3) 生活に関係の深い公共施設や公共物などの働きを理解し、それらを適切に利用する。
- 2 段階(3) 公共施設や公共物などの働きについての理解を深め、それらを適切に利用する。

- ① 各段階の内容(3)は、「公共施設」の観点から示している。  
今回の改訂では、1 段階(3)について、従前の前半部分の「日常生活に関係の深い公共施設や公共物などの働きを理解し、」の「日常生活」を高等部段階では、日

常生活よりも幅広い経験が必要であることから、「生活」と改めた。

2段階(3)は、従前どおりである。

- ② 1段階(3)の「生活に関係の深い公共施設」は、中学部で挙げた公園、広場、公民館、児童館、市(区)役所(町、村役場)、学校、図書館、郵便局、警察署(派出所)、消防署、病院などの公共施設のほかに銀行、公共職業安定所がある。また、「(生活に関係の深い)公共物」は、中学部で挙げたものと同様であり、机、いす、ロッカーなどの学校の共有備品、電車やバスなどの公共交通機関、公衆電話のほか、新聞、テレビ、ラジオ、コンピュータ等の情報機器、電気・ガス・水道などが挙げられる。

「働きを理解し、それらを適切に利用する。」とは、それらの公共施設や公共物などが社会生活をより快適に営むのに必要なものであることを知り、生徒が自分の生活に活用することができるようにすることである。例えば、手紙や年賀状、暑中見舞いを出すために郵便局で切手やはがきを買う、拾得物を警察署(派出所)に届ける、テレホンカードを使用して自宅や友達の家へ電話をかける、ICカードを利用して電車やバスに乗る、ICカードに入金(チャージ)をする、自動券売機で目的地までの交通機関の乗車券を買うことができることである。

2段階(3)の「理解を深め、それらを適切に利用する。」では、公共施設や公共物をより有効に利用するための技能を習得することに視点を置いている。例えば、キャッシュカードで現金自動預払い機を利用する、銀行で現金を振り込む、郵便局で速達や書留郵便物の手続をする、市(区)役所(町、村役場)で住民票を入手する、情報通信ネットワークを活用して公共施設の機能、場所、交通経路を調べる、時刻表や交通路線図をもとに交通機関を適切に乗り継いだりするなどの技能を身に付けることである。

いずれの段階においても新聞、テレビ放送、ラジオ放送、情報通信ネットワークなど、様々な情報が提示されている媒体からの情報を活用し、自分の生活をより豊かに過ごすことができるようにすることが大切である。

なお、「(公共施設を)利用する。」とは、単に公共施設を利用できるようにするだけではなく、それらが地域に立地する意味やそれらの利用が余暇の有効利用につながることなどが分かるよう指導することが大切である。

1段階(4) 政治、経済、文化などの社会的事象や情報メディアなどに興味や関心をもち、生産、消費などの経済活動に関する基本的な事柄を理解する。

2段階(4) 政治、経済、文化などの社会的事象や情報メディアなどに興味や関心を深め、生産、消費などの経済活動に関する事柄を理解する。

- ① 各段階の内容(4)は、「社会的事象」の観点から示している。

今回の改訂では、1段階(4)について、近年の情報メディアなどの多様な広がりや踏まえ、興味・関心をもつ対象として、従前の前半部分の「政治、経済、文化などの社会的事象に興味や関心をもち、」の「社会的事象」に「情報メディアなど」

を加えた。

また、2段階(4)について、1段階(4)と同様に、前半部分に「情報メディアなど」を加え、更に生徒の知的障害の状態等を考慮し、内容の程度を高め、従前の後半部分の「興味や関心をもち、これらに関する基本的な事柄を理解する。」を、「興味や関心を深め、生産、消費などの経済活動に関する事柄を理解する。」と改めた。

- ② 1段階(4)の「政治、経済、文化などの社会的事象や情報メディアなどに興味や関心をもち、」とは、新聞やテレビ放送などで報道される内容を中心とした社会情勢一般のうち、生徒を取り巻く地域における出来事に中心を置くほか、情報通信ネットワークを活用して興味のある情報に触れることで、社会一般の出来事にも興味・関心をもちようとするのが大切である。

「情報メディアなど」とは、新聞、テレビ放送、ラジオ放送、情報通信ネットワークなどの媒体を意味している。それによって入手される情報とは、日常生活で体験する出来事などだけではなく、我が国や世界の国々の出来事なども含み、世の中の流れをとらえるという観点での指導が大切である。

「生産、消費などの経済活動」とは、生産、販売、消費に関する一連の経済活動を指し、例えば、米、野菜、果物などを作る農業、養殖などを中心とした漁業、工業製品を作る工業、それらの生産物を市場に運んだり、運ばれた生産物を販売したりする商業などがある。こうした一連の経済活動に関心を向ける手掛かりとして、例えば、生徒の身近にあるファミリーレストランやファーストフード店などの商品を具体的に取り上げることも考えられる。

それらの商品の原材料を生産する漁業や農業、原材料や商品の運送、原材料の加工、商品の販売を取り上げることにより、生産、流通、販売、消費などの経済活動の基本的な知識を身に付け、それらと自分の生活とのかかわりについて考える手掛かりとしていくことが必要である。

2段階(4)の「政治、経済、文化などの社会的事象や情報メディアなどに興味や関心を深め、」では、1段階の内容を踏まえながら、「集団生活と役割・責任」の内容や「きまり」の内容とも関連させ、政治、経済、文化の内容を更に深め、社会一般の出来事と自分の生活とのつながりに関心をもてるよう指導することが大切である。また、ボランティア活動に参加する、劇場で好きな映画を見るなど、文化的な活動への関心を高めていくようにすることも必要である。

一方、近年の生徒の日常生活の状況を踏まえつつ、清涼飲料水や乗車券などの自動販売機の取扱い、大規模な小売店やコンビニエンスストアなどの利用を考慮した指導を取り入れることも必要である。また、情報通信ネットワークや各種のカードなどの利用に関する指導は、生徒の社会的事象などへの興味・関心を高める上で大切である。また、奉仕的な活動に参加する機会を設定し、社会奉仕の精神の育成を図り、社会の一員としての自覚、他人との共感、社会に役立つ喜びなどについて指導する機会とすることも大切である。

1 段階(5) 我が国のいろいろな地域の自然や生活の様子を理解し、社会の変化や伝統に関心をもち。

2 段階(5) 地図や各種の資料などを活用し、我が国のいろいろな地域の自然や生活の様子、社会の変化や伝統を知る。

① 各段階の内容(5)は、「我が国の地理・歴史」の観点から示している。

今回の改訂では、1 段階(5)について、従前の後半部分の「社会の変化に関心をもつ。」を、我が国の伝統や文化に関心をもつことが重要であることから、「社会の変化や伝統に関心をもつ。」と改めた。

また、2 段階(5)について、従前の後半部分の「我が国のいろいろな地域の様子や社会の変化を知る。」を、1 段階(5)と内容の共通化を図り、我が国の伝統や文化を重視する視点から、「我が国のいろいろな地域の自然や生活の様子、社会の変化や伝統を知る。」と改めた。

② 1 段階(5)の「我が国のいろいろな地域の自然や生活の様子を理解し、」とは、国内各地の主な道路や建物、地域にある主な山脈、河川及び平野、地域の簡単な地図や交通の路線図、自分が住んでいる市(町、村)や県(都、道、府)の位置、人々の暮らし方などを理解することである。ここでは、具体例をもとに日本の地理や各地方の生活の様子を理解することが必要である。また、各種の災害や公害にも触れることにより、災害や環境について関心をもち、日常生活の中で必要な注意事項を考えることにより、災害の予防や環境の保全の重要性について関心を深めるようにすることも必要である。

「社会の変化や伝統に関心をもつ。」とは、地域社会の環境の変化及び人々の生活の変化、地域の伝統的な行事などに気付くことである。例えば、環境や生活の変化などを考える手掛かりとして、古い建物や史跡などを見学して昔の人々の生活に関心をもつ、地域の文化財や行事、伝統芸能などを調べることなどが挙げられる。

2 段階(5)の「地図や各種の資料などを活用し、」とは、地図や地球儀、各種グラフや図表などの資料の積極的な活用を図ることである。学習に際しては、これらの地図や地球儀、各種グラフや図表などの資料、情報通信ネットワークなどを活用して衛星写真等を資料とするなどして、日本各地の地形の特徴を知る、地図や交通路線図などを見て目的地に行く方法を考える、地図や地球儀から我が国の位置や距離を知るなどして、いろいろな地域の様子を理解し、その特徴をとらえることができるようにすることである。

「社会の変化」を知る手立てとしては、資料を利用して環境や人々の生活の様子がどのように変化しているかを調べることが挙げられる。例えば、古い地図と最新の地図とを比べる、人口の変化の様子をグラフから読み取るなど、現在と過去を比較することにより、社会の様子がどのように変化しているか、生活や文化がどのように変化したかを調べることである。さらに、各種の歴史的資料を見ることにより、地域や国の移り変わりに関心をもち、社会の変化に気付くようにすることも大切である。

我が国の地理・歴史の指導では、国内のいろいろな地域と自分たちの住む地域とを、各種資料を用いて比べることにより、それぞれの地域の気候、風土にあった生活があることに気付くようにすることが必要である。また、地域にも様々な地域が



あり、すべてが自分たちの住む地域と同様ではないこと、そこには、それらの地域に住む人々の生活の知恵が生かされていることなどの理解につなげていくことが必要である。

「伝統」を知る手立てとしては、例えば、地域の伝統的な行事の見学やその行事への参加などのほか、我が国の代表的な伝統芸能をビデオ等により鑑賞したり、身近な伝統芸能を実際に取り入れたりすることなどが考えられる。

なお、歴史の内容の指導を行う場合には、例えば、コンピュータ等の情報機器や、情報通信ネットワークを活用し、歴史上の人物や出来事などに関する情報を得るなどして、生徒にとって分かりやすい指導を進めることが必要である。こうした学習を通して、過去から現代に至るおよその生活の変化を理解しつつ、歴史上の出来事や我が国の文化などに触れ、興味・関心をもつようにすることが大切である。

- 1 段階(6) 外国の自然や人々の生活の様子、世界の出来事に関心をもつ。
- 2 段階(6) 各種の資料を活用し、外国の自然や人々の生活の様子、世界の出来事について知る。

- ① 各段階の内容(6)は、「外国の様子」の観点から示している。  
各段階の内容(6)は、従前どおりである。
- ② 1 段階(6)の「外国の自然や人々の生活の様子、世界の出来事に関心をもつ。」とは、新聞、テレビ放送、ラジオ放送、情報通信ネットワークなどから得られる外国の自然、政治、経済、文化、スポーツ、主な出来事などに関心をもつことである。  
外国の情報については、テレビ放送や情報通信ネットワークなどから視覚的に比較的簡単にとらえることもできる。また、生徒の日常生活の中でも、外国人と接する機会がより多くなってきていることから、正しい理解を促すためにも、様々な機会に指導することが大切である。  
ここでは、世界の国々の自然や生活の様子を知ることで、それらの国に住む人々の暮らしの様子、言語や文化の違いなどに気付いたり、それらの国の時事問題に興味・関心をもったりすることができるようにすることをねらいとしている。また、生徒の発達段階や学習経験によっては、外国と我が国との関係について考えたり、国際連合や国と国との外交の役割を知ったりして、世界の国々が協力し合うことの大切さを指導することも必要である。  
2 段階(6)の「各種の資料を活用し、外国の自然や人々の生活の様子、世界の出来事について知る。」とは、新聞、テレビ放送、ラジオ放送、情報通信ネットワークなどから得られる各種の情報を自分で利用するなどして、外国の様子が理解できるようにすることであり、生徒が海外旅行をする機会も増えてきていることから、日ごろから積極的に情報を活用する態度を身に付けることが必要である。  
国際的な催物や報道も多くなったことから、我が国をはじめ諸外国の国旗に触れることがあるので、地図や地球儀などでその国名と位置を確認するなどして、我が国の国旗や外国の国旗に対する関心をもつことができるようにすることが大切である。

また、2段階(5)の内容とも関連付けながら、多様な文化を尊重できる資質や態度を育成していくことが大切である。

一方、指導に当たっては、生徒の外国の文化の具体的な理解や互いの国際理解を進めるためにも、在住の外国人に積極的に働きかけ、共に活動ができるようにすることも大切である。

こうした指導は、社会科の指導だけでなく、総合的な学習の時間を活用するなどして、適切に取り扱うことも効果的である。

さらに、情報通信ネットワークを利用した学習は、生徒の外国の文化などの理解を促すものと考えられ、生徒が外国を一層身近なものとしてとらえながら、外交や貿易など世界の国々と我が国との関係を知ることが大切である。

諸外国の一部には得られる情報が少ない国もあるので、指導に当たっては、最新の資料を準備するなどして、実情に即したものとなるよう配慮する必要がある。

## 第3 数 学

### 1 数学科の意義

高等部の数学科は、日常生活に必要な数量や図形などに関する理解を深め、それらを実際の生活場面で取り扱い、生活に生かしていく能力と態度を育てることを目標としていることが特徴である。

数学科の内容としては、「数と計算」、「量と測定」、「図形・数量関係」、「実務」の観点から構成される。特に、「実務」においては、金銭、時刻・時間、暦など、実生活に関連の深い学習内容を取り上げることが必要である。

高等部段階においては、社会生活や経済生活などを営む上で必要となる数量的な内容を取り扱う必要がある。また、実際の生活や具体的な活動を通して、直接的に数量を扱う経験を広げ、生徒の数量的な感覚を豊かにするとともに、日常生活における数量を処理する能力を高める必要がある。

生徒の数量的な感覚を豊かにしたり、生活に役立つよう実際的に数量を処理する能力を高めたりするためには、生徒自らが興味・関心をもち、数量を扱う必要性を感じ、目的意識をもって主体的に理解を深められるように、実生活に関連した具体的な指導内容を設定し、生徒の知的障害の状態等に即して指導することが大切である。

### 2 改訂の要点

より幅の広い指導内容を設定できるようにするとともに、より分かりやすく適切な表現にすることを重視して内容を改めた。

### 3 目標（第2章第2節第1款〔数学〕）

#### 1 目 標

生活に必要な数量や図形などに関する理解を深め、それらを活用する能力と態度を育てる。

(1) 目標は、従前どおりである。

(2) 数学科の目標は、次の三つから構成されている。

- ① 「生活に必要な」とは、計算を生活の中で使うこと、大きい数を数えたり、作業による製作数のグラフを作ったりすること、買い物の際に割引や消費税が分かることなど、生徒が、よりよい社会生活や経済生活を営む上で必要とされる数量や図形などに関する事柄のことである。
- ② 「数量や図形などに関する理解を深め、」とは、数、量、計算、図や形、位置関係のほか、金銭や暦などを生活で使ったりする上で必要となる「実務」について、理解を深めることである。
- ③ 「それらを活用する能力と態度を育てる。」とは、数量や図形などに関する学習の内容を日常生活に生かすための技能や、その技能を実際に使おうとする気持ちを育てることである。特に、高等部では、生活に即した応用的・発展的な指導を通し

て、実生活の中で数量を取り扱う力を養い、その力が生活そのものを豊かにしていくよう配慮することが大切である。

#### 4 内容（第2章第2節第1款〔数学〕）

##### (1) 内容構成の考え方

内容は、「数と計算」、「量と測定」、「図形・数量関係」、「実務」の四つの観点から基礎的な内容と発展的な内容の2段階で示している。

##### (2) 内容

1 段階(1) 日常生活に必要な数量の処理や計算をする。

2 段階(1) 生活に必要な数量の処理や計算をする。

##### ① 各段階の内容(1)は、「数と計算」の観点から示している。

今回の改訂では、1段階(1)について、従前の「数量の処理や計算をし、日常生活の中で使う。」を、履修内容を生活において活用することは前提であることから、「日常生活の中で使う。」を削除し、「日常生活に必要な数量の処理や計算をする。」と改めた。

また、2段階(1)について、従前の「数量の処理や計算をし、生活の中で活用する。」を、1段階(1)と同様に、「生活に必要な数量の処理や計算をする。」と改めた。

##### ② 1段階(1)の「日常生活に必要な数量の処理（をする。）」とは、日常生活で必要な、大きい数（1,000及び10,000の単位）の読み方、書き方、大きさ比べ（例えば、9,999より1大きい、9,990より10大きいなど）など、10,000程度の数量に関する内容を具体的な場面に即して指導することである。10,000などの大きな数については、生徒の日常生活において使用する機会も少なく、身近にあるものによって具体的にその大きさをつかむことが難しくなるが、10倍（例えば、1,000が10個で10,000）や100倍、10で割ったりすることなどを通して、数量の大小を感覚的にとらえることも大切である。

また、大きな数を扱う場面として、作業の際の材料や製品の数を数える、金銭を取り扱うなど、生活の中で必要感をもつような指導が重要である。

日常生活の中でもものを数える場合、「何羽」「何杯」などの呼称については、それぞれ数える素材によって異なること及びそれらの正しい使い方を指導することが必要である。また、品物を幾つかまとめた「〇組」「〇ダース」という呼称やその概念の指導も大切である。

「（日常生活に必要な数量の）計算をする。」とは、中学部段階の指導を踏まえて、繰り上がりや繰り下がりのある3位数より大きい数の加法・減法、乗法や除法の理解と使用法、及び計算技能である。

しかし、3位数以上の大きな数の加法・減法の計算を生活の中で使う機会は、現実的には金銭の処理以外にはそれほど多くない。したがって、この段階の計算の指導は、中学部段階までの指導の定着、応用を図ることが重視されることになる。

また、特に、生活の中では、加法と減法が混合した計算を行うことが多くあるが、

元の数と加える数や減ずる数との関係を十分にとらえきれず混乱することがしばしば見られる。具体物を用いながら、用語の意味を指導するとともに計算式の立て方などを十分に指導することが大切である。

「乗法」については、中学部で行った2の段、3の段、5の段以外の「九九」の内容を取り扱う。

「除法」については、分かりやすい計算例を用いつつ、具体物を活用して指導することにより、除算の意味を十分に理解し、生活の中で使えるようにすることが大切である。

生徒によっては、指導内容に対する意欲、興味・関心の状態や理解の程度などから学習に集中できない場合がある。また、高等部段階においては、過去の経験から数学そのものに対して苦手意識をもったり、意欲をなくしてしまったりしていることがある。生活の中で数式を使用して計算したり、必要に応じて計算機を使用して計算したりするなどの経験を多くし、できる限り学習した数量知識を、日常生活の中で応用して解決できる課題を取り上げたり、生徒がそれを解決して自信をもつような場面を豊富につくったりするなどの工夫が大切である。

2段階(1)の「生活に必要な数量の処理や計算をする。」とは、数量に関する知識を、生活において積極的に活用することを意味している。

「加法・減法」については、1,000,000程度を取り扱い、将来の生活設計などと結び付けて指導する。

「乗法・除法」及び「加法と減法が混合した計算」については、生活に結び付いた課題の解決にこれらの計算を使う場合、特に、設問の意味を的確にとらえて計算式を立てる指導を重視し、計算機を使用できるようにする。また、束ねて数えた結果や納品書や領収書などで使われる大きな数字の正確な処理の指導などが大切である。

この段階では、「小数」(例えば、小数第2位程度)や「分数」(例えば、3等分したもののお二分の大きさなど)の意味、「% (百分率)」,「割合」,等についても取り扱うことが重要である。例えば、百分率については、生活に結び付いた消費税や預金の利率などの意味が分かり計算することなどを取り扱う。割合については、割引と割増しの意味や2割引きと3割引きの比較、2割引きが幾らになるかが分かるなどを指導することなどである。

また、野球場の観客数や住んでいる町の人口の表し方などで使用される「約〇〇〇人」といった場合の「約」、そして「以上」、「以下」、「未満」、「切り上げ」、「切り捨て」、「四捨五入」など、日常生活においてよく使われる概数の表し方についての指導も、生徒の実態や経験に応じて取り上げることが大切である。

小数や分数、概数などは、数の概念や系統的な数に関する事柄などの理解を待つ指導するよりも、生活において、それらを活用する目的や必要性を理解した上で、具体的な事実に関連させて指導することが大切である。例えば、お祭りの参加人数は、2,156人というより約2,000人という表現でよいこと、1,000円のシャツが2割引きだと幾らになるかなど、実生活での必要性から計算機などを使用した体験的、操作的な理解が重要である。

1 段階(2) 長さ・重さなどの単位の関係が分かり、測定する。  
2 段階(2) 長さ・重さ・量などの測定方法を理解し、活用する。

① 各段階の内容(2)は、「量と測定」の観点から示している。

1 段階(2)の内容は、従前どおりである。

今回の改訂では、2 段階(2)について、従前の「長さ・重さ・量などの測定方法を理解し、生活の中で活用する。」を、生徒の履修状況等を踏まえ、より幅の広い指導内容が設定できるようにするとともに、履修内容は、生活において活用することを前提としていることから、後半部分を「生活の中で」を削除して「活用する。」と改めた。

② 1 段階(2)の「長さ・重さなど」では、生徒の生活の中で必要とされる単位を中学部での指導内容の発展を考慮して取り扱う。取り扱う単位は、長さにおける「mm, cm, m, km」、重さにおける「g, kg」、量における「cc, ml, l」などである。「単位の関係が分かり、測定する」指導では、その単位相互間の関係の指導や、測定器具の選択や使用法について作業的・体験的活動や具体的な問題解決場面で取り扱うことが大切である。

なお、生徒によっては、「m, km」について、長さの概念にとどまらず、「距離」の概念としてとらえられるよう指導する必要がある。

2 段階(2)の「長さ、重さ、量など」の「など」とは、前段階の指導内容の発展を考慮した、例えば、面積の「 $\text{cm}^2$ ,  $\text{m}^2$ 」を使った体積の計算などのことである。これらの単位は、生活上その使用頻度は多くないが、生徒の生活の状況等から必要に応じて取り扱っても差し支えないことを意味している。

この段階においては、生活の中で用いている様々な単位を理解したり、適切な測定用具を選択したりすることなどについて、より主体的・積極的に活動し、生活の中で活用できるようにすることが大切である。

1 段階(3) 図形を正しく作図したり、表やグラフを工夫して作ったりする。  
2 段階(3) 様々な図形、表やグラフを理解し、工夫して使う。

① 各段階の内容(3)は、「図形・数量関係」の観点から示している。

今回の改訂では、1 段階(3)について、従前の「図形を正しく作図したり、表やグラフを工夫して作ったりして、生活の中で使う。」を、生徒の履修状況を踏まえ、より幅の広い指導内容が設定できるようにする視点から、また、履修内容は、生活において活用することを前提としていることから、後半部分を「表やグラフを工夫して作ったりする。」と改めた。

また、2 段階(3)について、従前の「様々な図形、表やグラフを理解し、生活の中で工夫して使う。」を、1 段階(3)と同様に、「生活の中で」を削除し、後半部分を「工夫して使う。」と改めた。

② 1 段階(3)の「図形を正しく作図したり、」とは、正方形、長方形、正三角形、直

角三角形，円などの特徴や性質が分かること，直線，辺，頂点，直角，中心，半径などの構成要素を理解すること，そして，定規やコンパスを使って，正確な図形を描くことなどを意味している。

「表やグラフを工夫して作ったりする。」とは，中学部で棒グラフや折れ線グラフに表す指導を行っていることを踏まえ，この段階では，目的に合わせて幾つかのデータを，表やグラフなどにどう表すと分かりやすいかを判断し，折れ線グラフや棒グラフなどを作って，生活の中で活用することである。

2段階(3)の「様々な図形」とは，前段階までに学習した図形のほか，平行や垂直などの要素をもつ二等辺三角形，台形，平行四辺形，ひし形などの図形のことである。また，生徒によっては，立方体や球などの立体の指導を行うことも考えられる。

「(様々な)表やグラフを理解し，」とは，百分率(%)で示した方が分かりやすい場合について，円グラフや帯グラフを取り扱ったり，目的に応じて様々なグラフが用いられていることが分かるとともに，そのデータを読み，生活に生かすようにすることを意味している。数量の比較や変化を視覚的に理解できることから，表やグラフは日常生活の中でよく使われる。したがって，身体測定の結果の表やグラフ，作業での生産数のグラフについて，学校生活や家庭生活で意図的に触れる機会を設定するなどの配慮が大切である。

特に，2段階(3)の「工夫して使う。」とは，生活の中で生徒自身が様々な数量的な内容等を理解して必要性を理解し，主体的に活用しようとする態度を育てることを意味している。

1 段階(4) 金銭や時計・暦などの正しい使い方が分かる。

2 段階(4) 生活に必要な金銭や時計・暦などを工夫して使う。

① 各段階の内容(4)は，「実務」の観点から示している。

今回の改訂では，1段階(4)について，従前の「金銭や時計・暦を生活の中で使う。」を，中学部における同様の内容との関連から内容の程度を上げ，「正しい」を加えるとともに，履修内容は，生活において活用することを前提としていること，また，指導内容をより幅広く設定できるようにする視点から，「金銭や時計・暦などの正しい使い方が分かる。」と改めた。

また，2段階(4)について，従前の「金銭や時計・暦を生活の中で工夫して使う。」を，履修内容は，生活において活用することを前提としていること，また，指導内容をより幅広く設定できるようにする視点から，「生活に必要な金銭や時計・暦などを工夫して使う。」と改めた。

② 1段階(4)の「(金銭)などの正しい使い方が分かる。」とは，金銭に関してその必要性を理解すること，次に，買い物などの学習を通して金銭の取扱いが生活の中で定着することを意味している。この段階では，現金の支払い方を工夫し，釣り銭のある買い物をする，金額をある程度想定して買い物をする，預金や送金をする，郵便料金表を利用する，消費生活にかかわる請求書や領収書について理解すること

などが挙げられる。

なお、社会生活でよく使用される領収書などに記載される漢数字の指導も必要に応じて取り扱うことが必要である。また、中学部段階で学習した現金や切符に代わる各種カードなどの活用がより確実になるように指導することが大切である。

「時計・暦などの正しい使い方が分かる。」とは、時計や暦を使って、試聴するテレビ放送の番組を決めたり、列車時刻表を見ておよその待ち時間が分かったり、用事を済ます予定を考えたり、旅行の計画を立てたりすることである。中学部の指導を踏まえ、単位関係を理解する（1日＝24時間、1時間＝60分、1分＝60秒など）、簡単な時間計算をする、24時間が分かる、午後3時は15時として表されるなどの指導が大切である。

2段階(4)の「(生活に必要な金銭)などを工夫して使う。」の指導においては、レシートの金額や通帳の残高の確認、現金書留や振込、振替を利用した送金、キャッシュカードの利用と管理、普通預金と定期預金の違いのほか、貯蓄方法やローン、金利などについて取り扱い、こうした金銭の処理能力を卒業後の生活に生かすことができるようにすることが大切である。

金銭を管理できるようになることは、自分の生活を豊かにし、人との関係を広げ、将来の職業生活の基盤となる重要な指導内容である。なお、キャッシュカードの利用については、言葉の指示に対する操作、暗証番号の記憶、カードの保管などの基本的な指導が必要である。

また、「時計」の指導においても、例えば、「あと〇分しかないので急ごう」、「あと〇分あるので間に合う」、「〇時〇分に着くためには、〇時〇分に家を出る」などによって、行動の見通しをもち、生活の中で時間を有効に利用することに気付くようにすることが大切である。この段階では、24時間制での時刻の表現が分かり、列車時刻表を用いることができるなど、生活の中で生かすことができるようにすることが大切である。さらに、生徒によっては、1時間に〇km進むことを時速〇kmということなど、時速という観点について指導することも考えられる。

「暦などを工夫して使う。」とは、曜日、12か月、季節、1年のサイクル（学校行事、催物）、西暦と元号の違いや換算など、暦を活用できるようにすることである。「など」については、例えば、〇〇年後の自分や家族の年齢を考えるなどの長期的な時間の把握と見通しをもつこと、手帳を活用したスケジュール管理など、時計や暦を活用し充実した生活を送ることができるようにすることを含んでいるということに留意することが大切である。



## 第4 理 科

### 1 理科の意義

高等部の理科は、中学部の理科との関連を考慮して示しており、高等部段階の生徒の実態を考慮して、日常生活に関係の深い自然の仕組みや働き、事物や事象を対象として内容を示している。

これまで、高等部の理科では、主として生活に関連する知識・技能を習得し、それらを日常生活で生かすことによって、自然や生命を重視する心情や態度を育成することを目標としてきた。

しかし、近年、科学技術の進歩はめざましく、生徒を取り巻く環境は、生活の便利さは増してきている反面、生活で使用する機器などは多様化し、かつ、それらの機能や構造はより複雑化している。また、地球の温暖化など、自然環境が著しく変化してきている。

そのような状況において、日常生活に関係の深い自然の仕組みや働き、事物や事象に目を向け、自然を大切にしたり、科学的にものごとを考えたりすることが、生徒にとって、より一層求められるようになってきている。

そのため、今後は、理科の指導においては、これまで以上に、事物や事象への理解を深め、科学的に考える態度を養うことも大切になってきていると考えられる。

理科の内容としては、これまでも、人体のつくりや身近な動物や植物に関する事、電気、薬品、油脂類などの身近な事物や、生活に関連する機械・器具に関する事、太陽、月などの天体や気象の変化に関する事などを取り上げており、それらを効果的に指導することが求められる。

高等部では、中学部における初歩的な知識を習得したり、関心をもったりすることを踏まえて、自然の仕組みや働き、事物や事象についての理解を深め、日常生活で習得した知識を適切に用いることができるようにすることが重要である。

そのためには、体験を重視した具体的な活動の設定及び知識や技能の確実な定着が必要であり、指導上の取扱いについては、その点に留意する必要がある。

### 2 改訂の要点

- (1) 目標は、事物や事象を含めて、生徒が科学的に考えることも重要となっている近年の状況を踏まえて、改正した。
- (2) 中学部の内容との関連を考慮するとともに、生徒の知的障害の状態等を考慮し、より具体的な活動を設定しやすくする視点から、内容を改めた。

### 3 目標（第2章第2節第1款 [理科]）

#### 1 目 標

自然の仕組みや働きなどについての理解を深め、科学的な見方や考え方を養うとともに、自然を大切にする態度を育てる。

- (1) 目標は、従前の「自然の仕組みや働き」を、自然に関する事柄だけでなく、事物や

機械・器具などに関する事柄の指導も重要であることから、「自然の仕組みや働きなど」として、範囲を広げた。

また、生徒の知的障害の状態等を考慮した科学的な見方などの指導も重要であることから「科学的な見方や考え方を養うとともに、」を加え、さらに、「自然を愛する豊かな心情を培う。」を具体的な活動を設定しやすくするために、「自然を大切にすることを育てる。」と改めた。

(2) 目標は、次の三つの内容から構成されている。

- ① 「自然の仕組みや働きなどについての理解を深め、」とは、人体のつくりや働き、生物の様子、電気や油脂類などの事物の働き、機械・器具の仕組みや働き、気象や天体の動きなどの自然現象などであり、中学部における「初歩的な事柄についての理解」を踏まえ、日常生活に役立つ知識や技能を身に付けることを意味している。
- ② 「科学的な見方や考え方を養う」とは、生活に関係のある自然の仕組みや働き、事物・事象などについて、客観的にとらえたり、それらにかかわる課題を解決したりする力を身に付けることである。例えば、簡易な実験や器具等の使用により、ガスや電気の性質や働きに関する指導を行うことで、それらを安全に取り扱うことができるようになることである。
- ③ 「自然を大切にすることを育てる。」とは、動物や植物、自然環境などを大切にしようとする心情と実践的な態度を育てることであり、前段の「自然の仕組みや働きなどについての理解」を深めることにより、それらを大切にすることができるようになることをねらいとしている。

#### 4 内容（第2章第2節第1款 [理科]）

(1) 内容構成の考え方

内容は、「人体」、「生物」、「事物や機械」、「自然」の四つの観点から基礎的な内容と発展的な内容の2段階で示している。

(2) 内容

- 1 段階(1) 人の体の主なつくりや働きを理解する。  
2 段階(1) 人の体の主なつくりや働きについての理解を深めるとともに、人の成長や環境とのかかわりについて関心をもつ。

- ① 各段階の内容(1)は、「人体」の観点から示している。  
各段階の内容(1)は、従前どおりである。
- ② 1 段階(1)の「人の体の主なつくりや働き」とは、人体を構成する目、耳、鼻、頭、口、手、足、指、つまなどの外形的な構造と機能、肺、心臓、腎臓、胃、小腸、大腸、肝臓などの身体内部の器官とそれらの働きである。  
身体内部の器官の働きに関連して、具体的で理解しやすい事柄として、食事と排泄<sup>せつ</sup>、呼吸、心拍、体温などがある。また、この内容に関連しては、主な病気やけがなどの原因や症状、病気に関係するかびや細菌、消毒の働きや医薬品、健康維持に関連する食品と栄養、有害な物質などを扱うことも考えられる。

「理解する。」については、中学部では「関心をもつ。」とされており、1段階では、それを踏まえて、心臓などの器官の働きが分かる、かびの性質や健康への影響が分かることなどであり、身体づくりや働き、健康に悪影響を与える身近な要因が分かることである。また、服薬や消毒などの病気やけがに対する処置が必要なこと、身の回りの清潔を保つなど、衛生に気を付ける必要があること、健康の維持には栄養が必要であることなどとも関連させながら指導することも考えられる。

2段階(1)の「人の体の主なづくりや働き」とは、基本的には1段階の内容と同様であるが、それらに加え、脳、神経、骨格、筋肉組織、内分泌器官、血液などの構造と、思考する、感じる(触感)、姿勢を制御する、性徴を示すなどの働きなどがある。また、病気やけがなどの適切な処置や予防、健康と日常の食生活の関係、温度や湿度などと日常生活の関係などが関連すると考えられる。

「理解を深める」については、1段階では「理解する。」とされており、2段階ではそれを踏まえて、病気やけがなどに対して適切に処置したり、予防したりする、衛生に関する知識や技能を身に付ける、栄養と健康との関連を理解し、食生活に応用する、温度や湿度などと健康との関係を理解し、日常生活に応用するなどである。

「人の成長や環境とのかかわりについて関心をもつ。」とは、健康な生活に適した環境をつくる必要があることなどに気付いたり、興味をもったりすることである。また、健康な成長を妨げる肺炎などの重い病気に関係する細菌や種々のウイルスが存在すること、健康を害する可能性のある食品や公害があることに気付くようにすることも考えられる。

「人の体の主なづくりや働き」に関する指導では、身体の動きや感覚器官などの働きを、実際に目にしたり、体感したりできるようにするなど、具体的・体験的な活動を重視する必要がある。また、身体が健康に成長するための適切な環境について、生徒が意識できるように、例えば、教室に温度計や湿度計を備えて定時に観察する、健康維持に必要な栄養素について実際の食事の場面で確認する、腐敗した食物の状態を観察する、避暑・防寒のための適切な服装に留意したり、換気をしたりするなど、具体的な場面で実際に体験を重ねられるよう配慮することが大切である。

- 1 段階(2) 生物の特徴、その成長や活動の様子について理解し、生命の大切なことを知る。
- 2 段階(2) 生物とそれを取り巻く自然環境についての理解を深め、生命の大切なことを知る。

① 内容(2)は、「生物」の観点から示している。

今回の改訂では、1段階(2)について、従前の「生物についての理解を深め、生命の大切なことを知る。」を、具体的に、その生物そのものの形状等の特徴や成長の状況などの理解を深められるようにすることが重要であることから、「生物の特徴、その成長や活動の様子について理解し、生命の大切なことを知る。」と改めた。

また、2段階(2)について、従前の「生物とそれを取り巻く自然環境についての理解を深め、生命を尊重する態度を育てる。」を、1段階(2)の内容を踏まえるとと

もに、より具体的な指導内容が設定できるようにする視点から、後半の部分を「生命の大切なことを知る。」と改めた。

- ② 1段階(2)の「生物の特徴、その成長や活動の様子について理解し、」は、中学部の「身近な生物の特徴、その成長及び活動の様子に関心をもつ。」を踏まえ、また、様々な植物や動物の種類、名称、形状、習性や、植物の成長の様子とその結果、動物の生態などを理解するとともに、動物や植物が作り出したものが人の生活に深く関連していることを知ることである。

「生命の大切なことを知る。」とは、動物や植物が作り出したものによって人の生活が成り立っており、動物や植物、それらが作り出したものを大切にすることが必要であり、そのことが、生命一般を大切にすることにつながり、人の生活に役立つことを理解することである。

2段階(2)では、1段階を踏まえ、生物と自然環境の関係の理解、生命を尊重する態度を示している。「生物とそれを取り巻く自然環境についての理解を深め、」とは、植物の成長の様子とその結果や、動物の生態とそれらを支えている自然環境の様子や両者の関連を理解することである。また、関連する内容として、動物や植物にとって生存に適した環境や食物連鎖の存在などが分かることや、動物や植物の類別と類別ごとの特徴や生存に適した生息環境との関連などが考えられる。

「生命の大切なことを知る。」とは、動物や植物が作り出したものによって、人の生活が成り立っていること、生命活動が関連し合っていることを知るとともに、生命一般を大切に、望ましい環境を維持しようとしたり、環境づくりに取り組んだりするなどの意識がもてるようにすることである。

「生物の成長及び活動の様子」に関する指導では、実際に植物を育てたり、動物を飼育したりするなどの活動を重視する必要がある。また、動物や植物が作り出したものと日常生活の関係が体験的に理解できるような場面を提供することにより、生命を大切にすることが育つよう配慮することが大切である。

また、観察を行う際には、視聴覚機器を活用するなど、生徒が理解しやすくするために指導方法を工夫することが大切である。

- 1 段階(3) 生活に関係のある物質の性質や機械・器具の構造及び働きについて理解し、適切に取り扱う。
- 2 段階(3) 様々な物質の性質や機械・器具の種類、構造及び働きについて理解し、適切に取り扱う。

- ① 内容(3)は、「事物や機械」の観点から示している。  
各段階の内容(3)は、従前どおりである。
- ② 1段階(3)の「生活に関係のある物質の性質や機械・器具」の「物質」とは、中学部における「日常生活に関係の深い事物」に加えて、生活の中で扱うことができる各種洗剤や漂白剤、殺虫剤等の薬品類、ワックス等の油脂類、ガソリンや灯油、卓上コンロ用のガス、磁石や各種の道具に用いられる金属、各種製品の部品に用いられるプラスチック、望遠鏡や顕微鏡などのレンズとして用いられるガラスなどで

ある。

「物質の性質」とは、主として、生活の中で、用途に応じて安全に扱うことに関連する性質が重視される。例えば、漂白剤、殺虫剤、油脂類、ガスなどの用途や、漂白剤や灯油などの危険性、金属やプラスチック、ガラスなどの耐衝撃性などである。

「機械・器具」については、中学部段階における「日常生活に関係の深い機械・器具」に加えて、耕耘機やオートバイなどの内燃機関を用いた機械、カメラや双眼鏡などレンズを用いた光学製品、電動工具等の機械類、電灯や電磁調理器などの電気器具、コンピュータ等の情報機器などである。

「構造及びその働きについて理解し、適切に取り扱う。」とは、例えば、「耕耘機は、エンジン部、車輪部、器具取付け部などでできており、田畑を耕すことに用いられる」、「電動工具は、スイッチやコード・プラグ、電気で回転するモーター、器具取付け部などでできており、木を切ったり、金属に穴を開けたりする」などの基本的な構造に関する知識を習得し、機械・器具のそれぞれの用途を知り、安全に扱うことである。

2段階(3)では、1段階(3)を踏まえ、「生活に関係のある物質」を「様々な物質」としており、「様々な物質や機械・器具」とは、生活の中で扱われる物質や機械・器具に加え、工場等で使用される工業用洗剤、メッキ加工などで用いられる化学薬品、セメント、各種樹脂類、ガラス繊維などの物質や、大型印刷機、フォークリフトやベルトコンベアなどの運搬機械、ボイラーなどの機械・器具などがある。

「種類、構造及び働きについて理解し、適切に取り扱う。」の「(種類)について理解し、」については、用途や性質によって物質や機械・器具を分類し、それらを整理して理解することであり、例えば、洗浄用品として石鹼や合成洗剤をまとめたり、内燃機械を用いた機械として耕耘機やオートバイをまとめたり、木工用の電動工具として電動ドリルや電動のこぎりなどをまとめたりして理解することである。

「構造及び働きについて理解し、」については、例えば、エンジンには、セルモーター、ラジエーター、バッテリーなどが付いていて、それぞれが機能して働いており、エンジンを動かすためにはオイルやガソリンが必要であるなどの構造や機能等の関連を知ることである。

「適切に取り扱う。」とは、機械・器具のそれぞれの用途に応じて、安全かつ効率的に扱うことである。

「物質の性質や機械・器具の構造及び働き」に関する指導では、日常生活や工場などで扱う道具などを実際に使用するなど、具体的な活動を重視する必要がある。また、適切に扱うための知識や技能の習得のためには、反復練習ができるよう配慮することが大切である。

また、機械・器具を扱う際には、特に、事故の発生を防ぐために、安全に留意するとともに、事前の点検等を怠ることのないようにすることが重要である。

- |  |
|--|
| <p>1 段階(4) 自然の事物・現象についての初歩的な理解を図るとともに、自然と生活との関係を理解する。</p> <p>2 段階(4) 自然の事物・現象についての理解を図るとともに、自然と生活と</p> |
|--|

の関係について理解を深める。

- ① 内容(4)は、「自然」の観点から示している。

内容(4)は、従前どおりである。

- ② 1段階(4)の「自然の事物・現象」の「事物」には、生活の中で触れる水や土のほか、雨、雲、海、山、川などの自然や、太陽、地球、月、惑星、恒星などの天体などがある。「現象」は、例えば季節による気象や気温の変化、月の満ち欠けや惑星、恒星の動き、地震や火山活動などである。

「初歩的な理解を図る」とは、中学部段階の「興味を広げ、」を踏まえ、自然の事物・現象への興味を拡大するとともに、事物・現象の原因や要因についての初歩的な知識を習得することである。例えば、空気中の水蒸気が水になって雨になること、冬の太陽の高度と気温の関係などである。

「生活との関係を理解する。」とは、中学部段階の「日常生活との関係を知る。」を踏まえ、事物・現象が日常生活に与える影響を理解することであり、例えば、天気予報を知って生活に生かすこと、生活を維持するためには水が必要であること、農作物や海産物などが生活に必要であること、雨量が多過ぎると災害をもたらすこと、地震や火山活動、台風は生活に大きな被害を与える場合があることなどの初歩的な知識を習得することである。

2段階(4)の「自然の事物・現象についての理解を図る」とは、事物・現象の原因や要因について、1段階の内容を踏まえた知識を習得することである。例えば、空気が上昇して温度が低下することにより、水蒸気が水滴に変わり、雨となって降ること、地球の周りを月が回っていることから、月の満ち欠けが起こること、太陽の高度は、地球上の位置によって異なること、北半球と南半球では季節が反対になることなどである。

「自然と生活との関係について理解を深める。」とは、水、空気、土などの性質と日常生活、海、山、川などの自然の働きと日常生活、季節による気候の変化や特徴と日常生活、地震や火山活動などによる災害と日常生活など、自然と生活との関係に関する知識を習得することである。

例えば、天気の長期予報と生活の関係、生物が生命を維持するためには、水が必要であること、農作物や海産物などを大切にしなければならないこと、植樹により風水害を起こさないようにしていること、健康的な生活のためには気温や湿度、照度などの調整が重要であること、地震や火山活動の被害を少なくするための方策が必要であることなどが挙げられる。

また、「自然と生活との関係について理解を深める。」ことに関連して、地球の温暖化、自然環境破壊などの問題を取り上げることも考えられる。例えば、ゴミの減量化や資源の再利用を行うことが、エネルギーの有効利用や地球環境の保全につながることで、家庭や学校における日常生活でも、取り組む必要があることなどが挙げられる。

「自然の事物・現象」に関する指導では、日常生活との関連性を重視し、指導に際しては適切な時期や場所に配慮する必要がある。また、単なる知識の習得を目指

すのではなく，生活，災害防止及び環境保全に役立つことを念頭に置き，具体的な活動場面で指導することが大切である。

これらの指導に当たっては，ビデオなどの視聴覚教材の活用や，気象情報や天気予報を検索するなどコンピュータ等の情報機器や情報通信ネットワークを活用することも有効である。

## 第5 音楽

### 1 音楽科の意義

高等部の音楽科においては、表現及び鑑賞の能力を伸ばし、自己選択によって音楽活動への意欲を高めるとともに、生活を明るく楽しいものにする態度と習慣を育て、生涯を通じて音楽を楽しむことができるようにすることを目標としていることが特徴である。

また、音楽科の内容としては、主としては小学部や中学部で学習してきたことを基盤に、更に発展性と深まりのある学習が進められるように、いろいろな音楽やいろいろな種類の音楽に親しみ、音楽の美しさを感じ取りながら聴くなどの鑑賞に関する事、音楽を聴いて曲の特徴やイメージなどを感じ取り、創造的に身体の動きで表現するなどの身体表現に関する事、打楽器や旋律楽器などの演奏の仕方に慣れ、その特色や音色を生かしながら気持ちを込めて合奏や独奏をするなどの器楽に関する事、歌詞の内容を感じ取って、独唱、斉唱、簡単な合唱などをしたり、二部合唱、オペレッタなどによる表現に慣れ、楽しみながら歌ったりするなどの歌唱に関する事などが挙げられる。

高等部段階の生徒は、心身の発達に伴って、精神的にも成長し、社会性も広がる。音楽に対する感情も豊かになり、それぞれの生徒の好きな音楽の種類が明確になってくる。このような生徒の実態等を踏まえ、魅力的な教材の選択と段階的な指導を工夫することによって、音楽活動への意欲を育てることが大切である。また、録音媒体などを取り入れ、音楽を選択して聴くなどして、自分なりの想像が広がるようにすることが大切である。さらに、音楽の分野を幅広く取り扱い、生徒がそれらの音楽を自分なりに活用し、生涯を通じて音楽を楽しめるよう、様々な可能性の土台づくりをすることが大切である。一人一人の個性的、創造的な学習活動を促し、生活の中に音楽を取り入れ、楽しむようにすることで、潤いのある豊かな生活につなげていくことが大切である。

また、我が国の伝統的な音楽や楽器、世界の音楽や楽器、コンピュータ等の情報機器を用いた音楽を体験することなどは、社会的な視野を広げ、ひいては未知の世界や人への関心を広げることにもつながる。

音楽に関する指導は、教科の中だけの活動にこだわらず、他の教科等と関連して活動したり、積極的に音楽を生活の中に取り入れたりして、自分の好きな音楽を自己選択して余暇活動に生かしていけるようにすることが大切である。

### 2 改訂の要点

生徒の履修状況等を考慮し、より具体的な指導内容が設定できるようにする視点から、内容を改めた。

### 3 目標（第2章第2節第1款〔音楽〕）

#### 1 目標

表現及び鑑賞の能力を伸ばし、音楽活動への意欲を高めるとともに、生活を明るく楽しいものにする態度と習慣を育てる。



- (1) 目標は、従前どおりである。
- (2) 音楽科の目標は、三つの内容から構成されている。
  - ① 「表現及び鑑賞の能力を伸ばし、」とは、中学部段階までに培われた基礎的な能力を伸ばし、生活に密着し、生活の中で音楽を楽しみとしてより一層生かしていけるような能力の育成を図るようによることである。  
 また、技能を伸ばすことだけでなく、幅広く音楽を鑑賞し、音楽の仕組みやそれによって生み出される曲想、雰囲気を感じ取ったり、背景にある文化に気付いたりすることである。さらに、自分の個性を生かした表現をしていく能力を伸ばさせるということである。
  - ② 「音楽活動への意欲を高めるとともに、」とは、生徒が自己決定したり、個性的、独創的、主体的な学習を行ったりするということである。つまり、生徒が自由な発想を生かした表現活動をし、主体的に音楽にかかわることによって、達成感や成就感を味わい、意欲が促進されることである。
  - ③ 「生活を明るく楽しいものにする態度と習慣を育てる。」とは、今まで身に付けてきた音楽的な能力を生活の中に取り入れ、生かすことによって、学校での音楽科の学習を基盤にしながら、生涯にわたって楽しく音楽とかかわっていくことのできる方法を身に付け、豊かな社会生活を送ることができるようにすることである。

#### 4 内容（第2章第2節第1款 [音楽]）

##### (1) 内容構成の考え方

内容は、「鑑賞」、「身体表現」、「器楽」及び「歌唱」の四つの観点から基礎的な内容と発展的な内容の2段階で示している。

##### (2) 内容

- 1 段階(1) いろいろな音楽をその美しさなどを感じ取りながら鑑賞する。  
 2 段階(1) いろいろな音楽をその美しさなどを味わいながら鑑賞する。

##### ① 各段階の内容(1)は、「鑑賞」の観点から示している。

今回の改訂では、1 段階(1)について、従前の「いろいろな音楽を楽しく鑑賞する。」を、より具体的な指導内容を設定できるようにすること、また、美しさや曲の面白さを感じながら聴くことなどが大切であることを重視し、「いろいろな音楽をその美しさなどを感じ取りながら鑑賞する。」と改めた。

また、2 段階(1)について、従前の「いろいろな種類の音楽に親しみ、楽しく鑑賞する。」の前半部分の「いろいろな種類の音楽」を1 段階の内容と共通にし、種類にはとらわれずに、生徒の知的障害の状態等に応じ、より一層幅広く音楽を取り上げられるようにする視点から、「いろいろな音楽」と改めた。

また、後半部分の「音楽に親しみ、楽しく鑑賞する。」を、1 段階と同様に、より具体的な指導内容を設定できるようにすること、また、音楽の美しさや面白さ、奇抜さなどを味わうことが大切であることを重視して、「音楽をその美しさなどを味わいながら鑑賞する。」と改めた。

② 1段階(1)の「いろいろな音楽」とは、生徒が好む映画の主題歌、日本や世界の歌曲、ヴァイオリン、フルート、パイプオルガンなどの独奏曲、管弦楽曲、交響曲、バレエ組曲、物語的な交響曲などのポピュラーな名曲を示している。

「その美しさなどを感じ取りながら鑑賞する。」とは、CDで聴いたり、音楽会やビデオ、DVDで映像を見ながら鑑賞をしたりすることであり、それらの音楽のよさや美しさを聴き比べ、曲の特徴を感じ取り、感じたことを身近な人と話し合ったりすることである。

2段階(1)の「いろいろな音楽」とは、1段階で扱う音楽に加えて、ミュージカルや歌劇の中で歌われる有名な歌曲、和太鼓や琴、三味線などの日本の伝統的な楽器による音楽、世界の音楽、生徒が住んでいる地域の民謡など、幅広い音楽を意味している。

また、「その美しさなどを味わいながら鑑賞する。」では、曲の音楽的な特徴やその美しさを味わうと同時に、歌手や作曲家、演奏者、作曲されたときの時代などに興味をもち、曲のイメージを広げながら聴いて味わうことである。さらに、友達と好きな曲や歌を聴く時間を共有して楽しむことや、より美しく表現するために自分の歌や演奏を再生して聴くことである。

指導に当たっては、日常生活の中で好きな音楽を聴くこと、映画やドラマのテーマ曲、ミュージカルやオペラなどの楽曲を積極的に鑑賞し、自分の気持ちに合った歌や音楽を聴くことで、気持ちを高揚させたり、鎮めたりして、自分の生活そのものを楽しめるようにすることが大切である。

集会や音楽発表会などのよい環境で、演奏を聴いたり、演奏に参加したりして、よい音楽に感動し、生活の中で進んで音楽を鑑賞しようとする意欲を高めることができるようにすることが大切である。

1段階(2) 音楽を聴いて曲の特徴などを感じ取り、創造的に身体の動きで表現したりする。

2段階(2) 音楽を聴いて感じたイメージを創造的に身体表現する。

① 各段階の内容(2)は、「身体表現」の観点から示している。

各段階の内容(2)は、従前どおりである。

② 1段階(2)の「音楽を聴いて曲の特徴などを感じ取り、創造的に身体の動きで表現したりする。」とは、旋律の特徴やリズムの違いを聴き分けたり、聴き比べて、身体で表現したりすることである。また、曲想や雰囲気を感じ取ったり、自然の中の関心のある音やものを身体で表現したりすることである。

2段階(2)の「音楽を聴いて感じたイメージを創造的に身体表現する。」とは、音楽を聴いて、自分のイメージを広げて身体表現することや、心に感じたり、音や音楽を自分で選んで、思ったことを自由な発想で身体表現をしたりすることである。

身体表現では、生徒が曲想や音楽を特徴付けている要素を感じ取り、豊かな表現の工夫ができるようにするため、個々の生徒の身体の動きの特徴や意欲や能力の実態を考慮することや、布、リボン、<sup>ばち</sup>枹、楽器などを活用し、達成感がもてるよう効

果的な働きかけが大切である。

- 1 段階(3) 打楽器や旋律楽器などに親しみ、その演奏の仕方に慣れ、気持ちを込めて合奏や独奏をする。
- 2 段階(3) 打楽器、旋律楽器などの演奏の仕方に慣れ、楽器の特色や音色を生かしながら合奏や独奏をする。

① 各段階の内容(3)は、「器楽」の観点から示している。

今回の改訂では、1 段階(3)について、従前の前半部分の「打楽器や旋律楽器に親しみ、」を、生徒の興味・関心を踏まえ、使用する楽器を増やし、幅広い指導内容が設定できるように、「打楽器や旋律楽器などに親しみ、」と改めた。

また、2 段階(3)について、従前の前半部分の「打楽器、旋律楽器の演奏の仕方に慣れ、」を、同様に、「打楽器、旋律楽器などの演奏の仕方に慣れ、」と改めた。

② 1 段階(3)の「打楽器や旋律楽器など」の「打楽器」とは、中学部において使用する楽器に加え、日本古来の打楽器、ラテン音楽などで用いられる打楽器などであり、同様に、「旋律楽器」とは、ギター、キーボード、けん盤ハーモニカなどである。生徒が好む楽器で、奏法に徐々に慣れたり、奏法を工夫したりすることが大切である。また、友達と協力したり、役割分担をしたりして合奏し、達成感を味わうことが大切である。

「親しみ、その演奏の仕方に慣れ、気持ちを込めて合奏や独奏をする。」とは、個々の生徒の楽器の操作の状態や好みなどに合わせて、それぞれに楽器を選択することにより、演奏への興味や楽器への親しみの気持ちを高めるとともに、教師による奏法や楽譜の工夫、曲のアレンジなどにより、意欲的に演奏に取り組めるようにし、徐々に、ゆとりをもって、曲想を感じながら、演奏できるようにすることなどである。

なお、「打楽器や旋律楽器など」については、生徒の生活範囲の広がりとともに、音楽の好みも多様化し、年齢に応じた楽器へのあこがれも見え始めることにも配慮することが大切である。

③ 2 段階(3)の「打楽器、旋律楽器など」とは、各地の祭りで用いられる和楽器や、世界の様々な打楽器のほか、即興的な作曲や音そのものを楽しむことができるシンセサイザーやコンピュータ、手作り楽器などが挙げられる。

「演奏の仕方に慣れ、楽器の特色や音色を生かしながら合奏や独奏をする。」とは、個々の楽器の特色や音色が分かり、その楽器にふさわしく演奏することである。また、様々な楽器の中から自分の好きな楽器を選んだり、楽器の特色や音色の重なりを聴いて自分の奏法を工夫したりすることも大切である。

さらに、シンセサイザーやコンピュータで音や旋律をつくったり、手作り楽器で即興的な曲づくりを楽しんだりすることも、表現を豊かにすることにつながっていくものである。友達同士で互いの音楽を聴き合ったり、互いの音楽を尊重しながら一緒に曲をつくったりすることを通して、達成感を味わうようにすることも大切である。

なお、楽器の音を十分に出せないことから、楽器を好まない生徒がいる場合などには、電子機器を活用することによって、小さな表現を拡大したり、それぞれの生徒の創造を表現できるようにしたりすることなどの工夫が大切である。

- 1 段階(4) 歌詞の内容を感じ取って、独唱、斉唱、簡単な合唱などをする。  
2 段階(4) 独唱、斉唱、二部合唱、オペレッタなどによる表現に慣れ、歌詞の内容や曲想などを味わいながら歌う。

① 各段階の内容(4)は、「歌唱」の観点から示している。

1 段階(4)は、従前どおりである。

今回の改訂では、2 段階(4)について、従前の後半部分の「楽しみながら歌う。」を、より具体的な指導内容を設定できるようにする視点から、「歌詞の内容や曲想などを味わいながら歌う。」と改めた。

② 1 段階(4)の「歌詞の内容を感じ取って、独唱、斉唱、簡単な合唱などをする。」とは、歌詞の意味を理解し、その意味に合わせた表現をするために、呼吸の仕方、口の開け方、発声などに気を付けたり、人の声を聴いて輪唱、部分合唱をしたりすることである。

2 段階(4)の「独唱、斉唱、二部合唱、オペレッタなどによる表現に慣れ、歌詞の内容や曲想などを味わいながら歌う。」とは、独唱、斉唱、二部合唱などそれぞれの表現の違いを知るとともにその表現の仕方に慣れ、歌詞の内容で伝えたいメッセージを想像しながら歌うことや、旋律やリズム、和声の特徴を感じ取りながら歌うことである。その際、友達と一緒に音楽を楽しむことができるようにすることが大切である。

また、簡単な音楽劇の創作を通して、創造的な音楽活動の域を広げたり、日本の民謡や世界の民謡などを歌いながら踊ったりして楽しむなど、音楽を生活の中に生かすことが大切である。

歌唱の指導では、伴奏や指揮、友達の歌に合わせて歌うことを更に発展させ、音楽を活用し、他の者と一緒に楽しむことができるよう指導することも大切である。

## 第6 美術

### 1 美術科の意義

高等部の美術科は、中学部における美術科の基礎的な造形活動の経験をもとにして、表現及び鑑賞の能力を一層高め、基礎的、発展的な創造活動を充実して豊かな情操を培うことを目標にしている。

造形的な創造活動は、ものの美しさを感じ取る感性を高め、自己のものの見方や感じ方に基づいて表現する力を伸長し、制作能力を高めて造形の喜びを味わい、これらの力を生かして一層豊かな生活ができるような人間性をはぐくむものである。内容は、生徒の心身の発達の特性を考慮し、「表現」、「材料・用具」及び「鑑賞」の三つの観点から示している。

高等部の段階では、経験、想像、工夫などを重視した創造的な表現活動、表現に必要な造形材料・用具の知識及び技能、自然や美術作品の鑑賞などを取り上げ、充実した造形活動によって自己表現を一層豊かにし、人間らしい豊かな感性を養うことが重視される。

美術科の指導に当たっては、表現する題材を身の回りの生活環境から地域や郷土に広げたり、職業科など他の教科の内容との関連を踏まえて、材料、加工道具、機械などを用いたり、鑑賞では、地域の美術館や歴史資料館、博物館、図書館などを利用したりするなど、広範な取組の中で指導内容を設定することが大切である。

### 2 改訂の要点

指導の目的を明らかにすること、また、具体的な指導内容を設定しやすくする視点から、内容を改めた。

### 3 目標（第2章第2節第1款〔美術〕）

#### 1 目標

造形活動によって、表現及び鑑賞の能力を高め、豊かな情操を養う。

(1) 目標は、従前どおりである。

美術科の目標は、次の二つの内容から構成されている。

- ① 「造形活動によって、表現及び鑑賞の能力を高め、」とは、中学部の美術科における表現及び鑑賞の基礎的な知識、技能、態度などを踏まえて、生徒の創造的な表現及び鑑賞の能力を高めることである。

造形的な創造活動は、心情や考えを表現することから、経験や想像に基づいて、感性や工夫を大事にした個性の表現へと発展する。

また、自然や優れた造形品などを対象として広く関心をもち、詳しく見る力、色や形をとらえる力、他との違いに気付く力などが鑑賞によって養われ、これらの力が表現を一層豊かにすることから、表現と鑑賞が造形活動においては不可分であることに留意することが大切である。

- ② 「(造形活動によって、)豊かな情操を養う。」とは、造形活動と情操の関係を示

しており、上記の造形的な創造活動や鑑賞活動を通して感性を高め、造形表現や造形品などの美術品を愛好する豊かな心を育てることである。

#### 4 内容（第2章第2節第1款〔美術〕）

##### (1) 内容構成の考え方

内容は、「表現」、「材料・用具」及び「鑑賞」の三つの観点から基礎的な内容と発展的な内容の2段階で構成されている。

高等学校の芸術科の美術に関する科目では、表現と鑑賞の2領域で構成されており、基本的には観点をこれに合わせているが、高等部では、中学部に引き続き、「材料・用具」に関する観点を内容に加えている。

##### (2) 内容

- 1 段階(1) 経験や想像をもとに創造的に絵をかいたり、作品をつくったり、それらを飾ったりする。
- 2 段階(1) 経験や想像をもとに、様々な技法などを用いて、創造的に絵をかいたり、作品をつくったり、それらを飾ったりする。

##### ① 各段階の内容(1)は、「表現」の観点から示している。

今回の改訂では、1段階(1)について、従前の「経験や想像をもとに創造的にかいたり、つくったり、飾ったりする。」を、高等部の生徒の履修状況等を踏まえ、具体的な指導内容を設定できるようにする視点から、後半部分を「絵をかいたり、作品をつくったり、それらを飾ったりする。」と改めた。

また、2段階(1)について、従前の「経験や想像をもとに、様々な技法などを用いて、創造的にかいたり、つくったり、飾ったりする。」を、1段階(1)と同様に、後半部分を「創造的に絵をかいたり、作品をつくったり、それらを飾ったりする。」と改めた。

##### ② 1段階(1)の「経験や想像をもとに創造的に絵をかいたり、作品をつくったり、それらを飾ったりする。」とは、生徒の発達や経験によって、生徒の感性が活かされるように主題や構想を決めたり、造形的な表現の仕方を工夫したりすることである。

「創造的に」とは、これまでの表現活動の経験、材料や用具の知識・理解などを生かし、見たこと、感じ取ったことなどを、表現することであり、そのために、表現の仕方をいろいろ試みたり工夫したりすることである。また、それは創造表現の能力とも言われ、1段階での重要な内容になっている。

創造的にかくという内容に関しては、絵にかく、版画にする、目的や用途に合わせたポスターや表示物をデザインするなどが主である。

絵にかく、版画にする、デザインするなど、いずれにおいても生徒の発想を大切に計画し、表現することであり、絵や版画では、心情や考えを自分の感性で組み立てる想像画であったり、見たこと、感じたことを誇張する表現であったりする。

デザインでは、学校行事の案内や生徒会活動などで取り込まれる標語ポスター、表示物など、伝達目的をもつものから、コラージュなどによる表現までいろいろあり、生活に役立つ観点の題材が多くなる。

創造的につくるという内容に関しては、主として彫刻などの立体に表すこと、生活に役立てる器物や装飾品などをつくることなどがある。

彫刻や立体の表現では、木や粘土による彫刻、ペーパークラフト、モビール、オブジェなどがあり、工芸では、陶芸による器物や七宝焼きの装飾品などがある。

2段階(1)の内容「経験や想像をもとに、様々な技法などを用いて、創造的に絵をかいたり、作品をつくったり、それらを飾ったりする。」とは、新たな発想や様々な手法で、より創造的な表現をすることである。

「様々な技法など」とは、表現方法と表現技法を指しており、造形材料や使用する用具によって異なる様々な表現方法や、表し方によって異なる表現技法のことである。これらは、創造的な造形活動に不可欠であり、表現の意図や考えを表す手段となる。かくことに関する表現方法としては、素描<sup>すぼ</sup>き、水彩画、版画、切り絵、デザインなどがあり、さらに、版画の方法として、木版、孔版、シルクスクリーンなどが挙げられる。表現技法としては、淡彩、スケッチ風の表現、輪郭線による表現、平面的な表現、光と影による立体的な表現、重ね塗りやぼかし表現、コンピュータを用いた画像による表現などがある。

つくることに関する表現技法としては、彫刻、陶芸、木材・金属加工などがあり、さらに、彫刻など立体では、粘土、石、木材、金属などを造形材料とした彫刻、テーマのあるモニュメントなどがあり、工芸では、食器や花器、置物、箱物の装飾などがある。表現技法としては、削り出し、成型・焼成、切断・接合・組立てなどが挙げられる。

これらの様々な技法を使ったり、選択したりして、個性のある創造的な表現ができるようにすることが大切である。

創造的な造形作品は、生徒の内面の表出であり、個性の表現であることに留意し、多様な表現に発展させるとともに、自他の作品を丁寧に扱い、生活に生かす観点や他の作品の工夫点を学ぶ態度を養うことが大事である。

なお、表現活動の実際では、自然木や建築材など大きな造形材料を扱ったり、野外で活動したり、大型の加工道具を使用したりすることもある。材料の移動、足場など活動の場の状況を整備するとともに、適切な用具の使用などについて安全を確保することが大切である。陶芸の焼成作業などにおいては、火気の取扱い、燃料の管理の仕方などに注意し、防火設備についての指導にも配慮する。

- 1 段階(2) いろいろな材料の性質や用具などの扱い方を理解し、工夫して使う。
- 2 段階(2) いろいろな材料の性質や用具などの扱い方を理解し、適切に使う。

- ① 各段階の内容(2)は、「材料・用具」の観点から示している。  
各段階の内容(2)は、従前どおりである。

- ② 1段階(2)の「いろいろな材料の性質や用具などの扱い方を理解し、」とは、絵のような平面の造形表現や彫刻のような立体の造形表現に適したもの、生徒の感性の表出に適したものなど、いろいろな材料や用具を扱う経験を通して、性質や機能を理解し、技能を習得するとともに、材料の選択や使い方を変えて新しい表現を試みるなどして、創造的な表現活動に役立つようにすることである。

「工夫して使う。」とは、材料の性質や用具の機能の理解を深める活動である。中学部で取り扱ってきた造形材料及び用具との関連を図り、扱い方に慣れる、習熟するなどを基本とした上で、工夫することに気付くようにすることが大切である。

2段階(2)の「いろいろな材料の性質や用具などの扱い方を理解し、」とは、創造的な表現活動を一層豊かにするため、多様な用具や新しい造形材料についての経験を広げることである。また、「適切に使う。」とは、新しい材料や道具、機械などについての正しい知識、理解をもって使うことである。

新しい材料としては、軟質、硬質のプラスチック、地域の産業で製造される金属や科学素材、自然木や自然石などが挙げられる。用具としては、コンピュータ、製図機、電動工具、ハンマー、鑿たがね、シルクスクリーン用版画用具などが挙げられる。

なお、材料や用具を扱うことを経験する際には、各段階の表現に関する内容と関係付け、生徒の発達や表現の意図に応じて必要なものを十分に用意しておくことが大切である。また、新しい経験に際しては、試行錯誤が伴うため、それらの扱いについては十分な対策を講じ、安全に対する関心と態度、習慣が身に付くよう留意することが必要である。

- 1段階(3) 自然や優れた造形品を鑑賞し、その美しさなどを味わう。  
2段階(3) 自然や優れた造形品を鑑賞し、美しさなどを味わうとともに、地域の伝統工芸品に関心をもつ。

- ① 各段階の内容(3)は、「鑑賞」の観点から示している。

今回の改訂では、1段階(3)について、従前の「自然や優れた造形品を鑑賞し、それらを大切にする。」を、鑑賞の指導内容を具体的に設定しやすくすること、また、作品等の個性やその面白さにも気付くことが重要であることから、「自然や優れた造形品を鑑賞し、その美しさなどを味わう。」と改めた。

また、2段階(3)について、従前の「自然や優れた造形品を鑑賞し、美しさ味わうとともに、地域の伝統工芸品に関心をもつ。」の「美しさ味わう」を、美しさだけでなく、作品等の個性やその面白さなども味わうことが重要であることを明らかにする視点から、「美しさなどを味わう」と改めた。

- ② 1段階(3)の「自然や優れた造形品を鑑賞し、」とは、風景や季節の自然事象、動物や植物などの自然物に触れたり、また、身近な生活の場や街中にあるいろいろな彫刻、オブジェ、建築物、絵画、版画、デザイン作品、工芸品などを見たりして、それらに関心をもつことである。

「その美しさなどを味わう。」とは、主として、取りかかりとして特定の作品等を対象として、色合いや配色などの美しさだけでなく、その個性やその面白さなど



にも気付くことを意味している。

2段階(3)の「自然や優れた造形品を鑑賞し、」とは、風景や季節の自然事象、動物や植物などの自然物に触れたり、身近な生活の場や街中にあるいろいろな彫刻、オブジェ、建築物、絵画、版画、デザイン作品、工芸品などを見たりすることにより、それらを味わうことである。

「美しさなどを味わう」とは、2段階では、1段階の内容を発展させ、幅広く作品等を鑑賞し、色合いや配色、形の特徴や組合せ、材質や地肌の感触、用途や機能など様々な観点から、そのよさや面白さなどにも気づき、味わうことである。また、そのよさや美しさなどに気づき、自然や美術文化への関心をもつことである。

「地域の伝統工芸品に関心をもつ。」とは、地域の歴史、文化、気候風土、人々の生活及び産業などの中から生まれ、その地方特有の伝統工芸として保護されたり、受け継がれたりしている作品等に触れ、そのよさや美しさを味わうことである。

地域の伝統工芸品には、紙工芸、漆工芸、陶芸、竹や柳細工、藁わらや蔓つる細工、地域で産出する木材や石材を使った置物、鉄を使った鋳造品など様々なものがある。

なお、生徒の作品や名画などを展示したり、学校図書館に美術作品集を整備したりするなど、ふだんから鑑賞の環境を整えて、見学の仕方、マナーなどの適切な鑑賞態度が身に付くようにしておくことが大切である。また、校外学習と関連させて、季節の移り変わりや自然事象などの美しさを感じたり、鑑賞の機会を計画的に設けて、近隣の美術館や作品展覧会、地域の伝統工芸、美術工芸作品などを見学したりすることも大切である。

## 第7 保健体育

### 1 保健体育科の意義

高等部の保健体育科では、中学部の発展段階として、運動領域を更に広げるとともに、将来の余暇活動も視野に入れた適切な運動の経験や健康・安全についての理解を通して、心身の調和的発達を図り、明るく豊かな生活を営む態度と習慣を育てることを目標としていることが特徴である。保健体育科で取り扱う内容としては、体づくり運動、スポーツ、武道、ダンス及び保健がある。

運動を実践していくことは、運動技能を高めるばかりでなく、生活への積極的な態度も養い、望ましい人間関係の形成を促進することになる。また、体育指導によって獲得される行動様式は、健康かつ安全で自律的な生活を営む習慣形成につながるものである。さらに、余暇活動に対する積極的な態度の育成を図り、より豊かな生活を営むような習慣を身に付けることが大切である。

一方、保健に関する知識、技能、望ましい習慣及び態度を身に付けることは、健康で安全な生活を充実させ、将来の生活を豊かにすることにつながる。高等部段階においては、中学部の健康に関する指導を基礎に、身体の発達、身体の諸機能の働き、安全教育、情緒の安定、性に関する指導などについて他教科等の内容と関連させて指導することが大切である。

また、体育に関する指導により身に付けた体力や運動能力は、学習や生活の効率を高め、社会自立に必要な体力をはじめ、判断力、責任感、協調性などを育成することにつながり、さらには、情緒の安定を促し、社会性を豊かにすることが期待される。こうした諸能力の育成については、他の教科の内容とも深い関連性がある。そのため、体育に関する指導に当たっても、他教科等の内容と関連させて具体的な経験を通して指導することが大切である。

### 2 改訂の要点

より具体的な内容が設定できるようにするとともに、生徒の主体的な活動を促す視点から内容を改めた。

### 3 目標（第2章第2節第1款〔保健体育〕）

#### 1 目標

適切な運動の経験や健康・安全についての理解を通して、心身の調和的発達を図り、明るく豊かな生活を営む態度と習慣を育てる。

(1) 目標は、従前どおりである。

(2) 保健体育科の目標は、次の四つから構成されている。

- ① 「(適切な運動の経験)を通して、」とは、高等部の段階では、中学部の基本的な運動領域を更に広げ、個々の生徒がスポーツ、武道、ダンス等の適切な運動経験を積み重ね、運動の仕方や規則等を学習し、仲間意識をもち、集団意識を自覚し、ル

ールや規則を守り，自主的に活動に参加できるようにすることである。このような力を身に付けることは，情緒の安定が図られ，社会参加につながることを意味している。

- ② 「健康・安全についての理解を通して，」とは，日常生活における健康や安全に関する知識や技能を習得し，健康で安全な生活に必要な能力を養うことを意味している。
- ③ 「心身の調和的発達を図り，」とは，適切な運動を行うことによって運動機能を促進するばかりでなく，身体機能の発達を促進し，情緒的発達を図り，健康についての理解を深め，心身の調和的発達を図ることである。
- ④ 「明るく豊かな生活を営む態度と習慣を育てる。」とは，様々の運動経験や健康・安全に関する知識や技能などを身に付けることによって，日々の生活が充実し，生活に張り合いをもち，余暇活動を充実することである。特に，高等部段階では，集団生活に積極的に参加するため，基本的な運動ばかりでなく，レクリエーション的なスポーツに関する指導も大切である。

なお，高等部段階では，特に，生徒の運動能力の差が著しくなるため，個人差に十分に配慮し，安全に注意して指導する必要がある。

#### 4 内容（第2章第2節第1款 [保健体育]）

##### (1) 内容の構成

内容は，「いろいろな運動」，「きまり」及び「保健」の三つの観点から基礎的な内容と発展的な内容の2段階で示している。

##### (2) 内容

1 段階(1) 体づくり運動，いろいろなスポーツ，ダンスなどの運動をする。  
2 段階(1) 体づくり運動，いろいろなスポーツ，ダンスなどの運動を通して，体力や技能を高める。

- ① 各段階の内容(1)は，「いろいろな運動」の観点から示している。

1 段階(1)は，従前どおりである。

今回の改訂では，2 段階(1)について，従前の「体づくり運動，いろいろなスポーツ，ダンスなどの運動を通して，体力や技能の向上を図る。」を，生徒がより主体的に運動を行う視点を重視して，後半部分を「体力や技能を高める。」と改めた。

- ② 「体づくり運動」とは，「体ほぐしの運動」及び「体力を高める運動」で構成されている。「体ほぐしの運動」は，いろいろな手軽な運動やリズムカルな運動を行い，身体を動かす楽しさや心地よさを味わうことによって，自分や仲間の身体の状態に気付き，身体の調子を整えたり，仲間と交流したりする運動である。「体力を高める運動」については，高等部段階では，生徒の身体が最も成長し体力も高まる時期なので，特に筋力の増加，持久力の養成に心掛けることが大切である。

いろいろなスポーツとしては，陸上運動，水泳，球技，武道，器械運動などがある。なお，これら以外に，スキー，スケート等の運動もあるが，実施できる地域が

限られているので、地域の特性を考慮する必要がある。

1段階(1)の「体力を高める運動」では、身体各部位の屈伸、ねん転、回旋などをしたり、歩、走、跳、投、捕などの全身運動をしたりする。また、ラジオ体操を身に付けておくことは、将来の職場での生活や余暇利用に向けて、大切な内容である。

器械運動では、低鉄棒でひざかけ振り上がり、逆上がりなどをしたり、跳び箱で開脚跳び、台上前転などをしたり、平均台の上で方向変換や後ろ歩き、片足立ちなどをしたりすることなどがある。

陸上運動では、短距離走、持久走、幅跳びなどのほか、リレーではバトンパスを取り扱う。

水泳では、水の中で呼吸の仕方を覚え、ばた足で泳いだり、クロールで泳いだりすることなどがある。

球技では、フットベースボール、ソフトボール、サッカー、バスケットボール、ユニバーサルホッケーなどを扱うが、例えば、フットベースボールの指導の前にフットベースボールを、ソフトボールの指導の前にティーボールを、サッカーの指導の前にラインサッカーの指導を取り入れるなどして、基本的なルールや初歩的な運動技能を、段階的に指導することが大切である。また、守備に就く生徒の人数を多くするなど、生徒の実態に適したルールを工夫して、生徒が楽しくスポーツに参加できるようにすることも大切である。さらに、ボッチャやフライングディスクなど、将来の余暇活動に結びつく種目に楽しく参加できるようにすることも大切である。

武道では、生徒の知的障害の状態等に応じて、相撲等を適宜行うことなどが挙げられる。

2段階(1)の「体力を高める運動」では、身体各部位の屈伸、ねん転、回旋、腕立て伏臥、腕屈伸などを行うことや、体操を曲に合わせて正しく行うなどの指導が大切である。

器械運動では、高鉄棒で振り跳びをしたり、跳び箱で閉脚跳びをしたり、マットで連続前転、連続後転、開脚前転、開脚後転などをしたりして、体力や技能の向上を図るようにする。

陸上運動では、短距離走や長距離走、走り幅跳び、走り高跳び、障害走などを取り扱う。この場合、いろいろな動きを個人的に身に付けるだけでなく、他の友達とかかわり合いながら、記録の向上を目指して、積極的に技能の向上に取り組む意欲や態度を育てることが大切である。また、距離や時間については、一人一人の能力に応じて目当てを適切に定めることが大切である。

水泳では、クロール、背泳ぎ、横泳ぎをしたり、長い距離を泳いだりすることなどが挙げられる。

球技では、バスケットボール、ハンドボール、バレーボール、卓球、バドミントンなどがあるが、例えば、バレーボールでは、ビーチボールを使用し、ネットを低くするとともに、ボールに3回以上触れてもよいなどのルールを工夫してラリーが続くようにするなど、生徒がゲームを楽しめるようにすることが大切である。また、ボッチャやフライングディスクなど、将来の余暇活動に結びつく種目を取り入れる

ことも必要である。

ダンスの指導では、動きを創作し、自由に伸び伸びと踊ったり、ダンスを鑑賞したりして、自己表現する能力や態度を育てることが大切である。

武道では、生徒の知的障害の状態等を考慮し、十分安全に配慮して、柔道や剣道、相撲などを取り扱い、体力や技能の向上を図ることも考えられる。

高等部における保健体育科では、中学部で学習したことを更に高めていくことにより、卒業後の余暇利用から生涯スポーツにつなげていく必要がある。

1 段階(2) きまりやいろいろなスポーツのルールなどを守り、友達と協力して安全に運動をする。

2 段階(2) きまりやいろいろなスポーツのルールなどを守り、友達と協力し、進んで安全に運動をする。

① 各段階の内容(2)は、「きまり」の観点から示している。

今回の改訂では、1 段階(2)について、従前の「きまりやいろいろなスポーツのルールなどを守り、互いに協力し、安全に運動をする。」を、中学部の内容を考慮するとともに、具体的な指導内容が設定できるようにする視点から、後半部分を「友達と協力して安全に運動をする。」と改めた。

また、2 段階(2)について、従前の後半部分「互いに協力し、進んで安全に運動をする。」を、同様に「友達と協力し、進んで安全に運動をする。」と改めた。

② 「スポーツのルールなど」とは、ルールのほか、水泳の「心得」を指している。

1 段階(2)では、運動を行う際の環境整備、器械や器具、施設の正しい扱い方と運動の方法を理解し、技能を身に付けることを指している。適切な運動経験を通して、運動の仕方、規則等を学習し、仲間意識や集団意識を育て、ルールや規則を守り、自主的に活動に参加できるようにすることが大切である。

2 段階(2)では、スポーツの種類増加に従い、それぞれの正規のルールを覚え、ルールを守って運動すること、運動に必要な用具を自主的に準備したり片付けたりすること、チームゲームでは各自の役割を話し合っ決めて、作戦を立てて、それに沿ってゲームを進めたりすることなど、友達と協力して積極的に活動することを内容としている。

1 段階(3) 心身の発育・発達に関心を持ち、生活に必要な健康・安全に関する事柄を理解する。

2 段階(3) 心身の発育・発達に応じた適切な行動や生活に必要な健康・安全に関する事柄の理解を深める。

① 各段階の内容(3)は、「保健」の観点から示している。

1 段階(3)は、従前どおりである。

今回の改訂では、2 段階(3)について、従前の「心身の発育・発達や生活に必要な健康・安全に関する事柄を理解し、実際の生活に生かす。」を、高等部の生徒に

は、心身の発育・発達への理解だけではなく、適切な対応も求められることから、前半部分を「心身の発育・発達に応じた適切な行動や生活に必要な」と改め、後半部分について、履修内容は生活で活用することが前提であることから、「健康・安全に関する事柄の理解を深める。」と改めた。

- ② 1段階(3)の「心身の発育・発達に関心をもち、」とは、身体の形態的な発育や性徴に関心をもちたり、自分の身体の状態を考えたりすることである。「生活に必要な健康・安全に関する事柄を理解する」とは、けがの防止と病気の予防、健康な生活に必要な汗の処理、休息などの運動後の健康管理についての習慣や態度を身に付けたり、常に身体や周辺を清潔に保つことや、安全に注意して運動をすることの必要性等を理解したり、簡単な応急手当の仕方を知り、実際の生活に生かしたりすることを意味している。

2段階(3)の「心身の発育・発達に応じた適切な行動や生活に必要な健康・安全に関する事柄の理解」とは、心も身体と同様に発達することや、心と身体は密接な関係があることを理解して、それに応じた適切な行動を身に付けたり、身体の発育や健康に関心をもち、身体の各部の働きを理解したり、主な病気の種類とその予防法について理解したりすることである。また、心の発達などに伴って生じてくる不安や悩みへの適切な対応の方法を知って活用すること、必要に応じて休養をとったり、進んで診療を受けたりすること、予防注射や健康診断を申請したりすることなど、自分から積極的に健康で安全な生活を送るようにすることを意味している。

さらに、一人一人の生徒の知的障害の状態等を踏まえ、身体的成熟や心理的発達に合わせて、異性との交際の在り方、身だしなみや服装、態度など社会生活への適応を図るための指導を行う必要がある。

性に関する指導を行う場合は、生徒個々の知的障害の状態等に応じて、適切な指導内容を設定し、家庭との密接な連携・協力が必要である。また、異性との交際と合わせて、結婚や妊娠・出産についても家庭科の指導と関連して取り扱うことも大切である。

保健に関する内容の指導では、小学部の生活科の「健康・安全」、中学部の保健体育科との一貫性をもたせるとともに、理科、家庭科などの各教科や、道徳、特別活動、自立活動などと深い関連をもたせる必要がある。特に、高等部段階では、好奇心から喫煙、飲酒、薬物乱用を始める場合があることから、自分の健康は自分で守るという意識を高め、健康的な生活や望ましい行動を身に付けるようにすることが大切である。

また、保健の指導については、家庭等との連携を密にしながら、その能力や態度を身に付けるようにすることが大切である。

なお、運動に関連した事故は、学校の管理下における事故災害の中で最も多い。生徒が安全に身を処する能力を高め、事故を防止するためには、安全指導を重視するとともに、器具等の安全点検と環境の整備を十分に行い、器械・器具や施設の正しい扱い方と運動の方法について、確実に指導することが大切である。また、保健体育科の授業においては、生徒は開放的になり、動きが活発になることがあるため、安全管理の面から細心の注意を払わなければならない。

特に、水泳指導においては、生徒の健康状態や体調，気温，水温，水深，水質などに十分留意するとともに，指導体制や監視体制を整えることが重要である。

## 第8 職 業

### 1 職業科の意義

職業科は、中学部の職業・家庭科の職業に関する目標と内容との関連を考慮して示しており、高等部においては、社会参加としての職業における勤労の意義について理解するとともに、将来の職業生活に必要な能力を高め、実習を積み重ねることによって、実践的な態度を育てることを目標としている。

職業教育は、一般に特定の職業に就くために必要な知識・技能及び態度を身に付けることができるようにすることを目的とするが、知的障害のある生徒の教育においては、将来、自立し社会参加することを目指し、職業人としてだけでなく、社会人としても、必要で一般的な知識・技能及び態度を身に付けるようにすることを目的とするところに特色がある。

職業科の内容としては、働くことの意義の理解に関すること、職業生活で使用する道具や機械の操作及び安全と衛生に関すること、役割と他の者との協力に関すること、進路選択のための職業の理解に関すること、産業現場等における実習に関すること、職業生活に必要な健康管理や余暇利用に関すること、職場で使われる機械やコンピュータ等の情報機器などに関することが取り上げられている。

高等部段階では、中学部段階での職業生活に関する実習経験を基盤とし、作業や実習を更に積み重ね、実際の職業生活に生かすことのできる働く力に加え、中学部段階での家庭生活に関する実習経験を生かし、余暇利用などに必要な力を身に付けるようにすることも重視している。

したがって、職業生活に必要な理解を深めるとともに、様々な職業に関する能力を高め、将来の社会参加につながる力を伸ばすことが大切である。

そのため、障害がある働く人々の技能と地位の向上を図ることを目的として、職業能力開発促進法に基づき実施されている様々な技能検定や資格の取得などについても、将来の職業生活や家庭生活において自立的な生活を助け、見通しがもてるよう、発展的に取り扱うことも大切である。

働く力や生活する力などを確実に身に付けるようにするためには、職業生活を営む上で必要な具体的な内容を主体的に学習できるように工夫するとともに、実習を中心に指導する必要がある。また、職業科の内容は、他の教科等と関連するものが多い。特に、家庭科との関連を踏まえて取り扱うよう留意する必要がある。

### 2 改訂の要点

望ましい社会参加を目指すために、体験や経験を重視する視点から、内容を改めた。

### 3 目標（第2章第2節第1款〔職業〕）

#### 1 目 標

勤労の意義について理解するとともに、職業生活に必要な能力を高め、実践的な態度を育てる。



(1) 目標は、従前どおりである。

(2) 職業科の目標は、次の三つから構成されている。

- ① 「勤労の意義について理解する」とは、働く喜びを知り、働いてものを作ったり、育てたりすることが社会に役立つこと、働くことによって生活を成り立たせること、働くことを通して自立的な社会参加ができることなどが分かるようにすることである。
- ② 「職業生活に必要な能力を高め、」とは、働く活動に必要な道具や機械の操作、材料や製品の扱い方、安全と衛生への取組などの知識や技能の向上を図ることである。さらに、職場で他の者と一緒に働くために必要な態度や働く意欲を身に付けるとともに、体力を身に付け、自分に合った健康管理や有効な余暇利用をするための方法を理解し、実践する力の向上を図ることでもある。
- ③ 「実践的な態度を育てる。」とは、職業生活の意義が分かり、製作や生産にかかわる作業や実習などの体験的な活動を通して、主体的に自分の力を発揮して働くことができるようになり、より自立的に社会参加しようとする態度の育成を図ることである。

#### 4 内容（第2章第2節第1款〔職業〕）

(1) 内容構成の考え方

内容は、「働くことの意義」、「道具・機械等の取扱いや安全・衛生」、「役割」、「職業に関する知識」、「産業現場等における実習」、「健康管理・余暇」及び「機械・情報機器」の七つの観点から基礎的な内容と発展的な内容の2段階で示している。

今回の改訂における内容の改正に伴い、従前の観点である「道具や機械」を「道具・機械等の取扱いや安全・衛生」とした。

(2) 内容

- 1 段階(1) 働くことの意義を理解し、作業や実習に取り組み、働く喜びを味わう。
- 2 段階(1) 働くことの意義について理解を深め、積極的に作業や実習に取り組み、職場に必要な態度を身に付ける。

① 各段階の内容(1)は、「働くことの意義」の観点から示している。

今回の改訂では、1段階(1)について、従前の「働くことの意義を理解し、働く喜びを味わい、作業や実習に参加する。」を、中学部の内容との関連を図るとともに、経験や体験を重視する視点から、後半部分を「作業や実習に取り組み、働く喜びを味わう。」と改めた。

また、2段階(1)について、従前の「働くことの意義について理解を深め、職業生活に必要な態度を自覚し、積極的に作業や実習をする。」を、より具体的な指導内容が設定できるようにする視点から、後半部分を「積極的に作業や実習に取り組み、職場に必要な態度を身に付ける。」と改めた。

② 1段階(1)の「働くことの意義を理解し、」とは、勤労の意味が分かることである。例えば、周囲の人々は皆、社会の中で働きながら生活をしていること、人々は働くことを誇りとしていること、働くことを通して充実感や生きがいをもてるようになることなど、働くことを人々が尊重していることを知ることなどが考えられ、進んで働くことを通して、働くことの意味が分かるようにすることが大切である。

「作業や実習に取り組み、」とは、具体的な作業や実習場面での経験や体験を通じて、一つ一つの作業工程の手順が分かり、その工程に必要な仕事を成し遂げることであり、一定期間に一連の活動を成し遂げることを意味している。

学校における作業や「産業現場等における実習」では、生徒は、作業の準備（手洗いや身支度、作業手順や工程の確認、材料や道具の用意、作業目標の確認など）、作業活動（作ること、育てること、運ぶこと、計数や計量を行うこと、伝票等の処理をすること、清掃や販売活動などをすることなど）、作業の片付け（半完成品の整理、完成品の計数や整理、材料や道具の片付け、諸点検、作業の評価、売上げなどの確認や報告など）の一連の活動に取り組む。作業や実習においては、それぞれの活動を通して、確実性、持続性、巧緻性及び安全・衛生に気を付ける態度などを育て、習慣化することが大切である。

「働く喜びを味わう。」とは、物を作ったり、作物を育てたりする活動に意欲的に取り組み、成就感を得て、仕事への自信をもつことであり、更に積極的に仕事に取り組むことができるようになることも意味している。

2段階(1)の「働くことの意義について理解を深め、」とは、前述した働くことの意義について、勤労の社会的な意味の理解を図ることである。例えば、作業や実習を通して、物を作ったり、作物を育てたりすることが社会に役立つことが分かり、やりがいや仕事の喜びを感じ、働くことの意義が分かること、作業計画を作成し、役割分担によって自分の仕事の意味を理解して仕事に取り組むことなどが考えられる。

「積極的に作業や実習に取り組み、」とは、作業計画に従って、作業の準備や片付け、分担の仕事を正確に遂行するなど、目標の達成を目指して主体的に取り組むことである。特に、この段階では、作業の要領や注意を集中するポイントが分かることが大切である。

「職場に必要な態度を身に付ける。」とは、職場で働くために求められている作業態度を意識して、円滑な仕事の仕方などが分かったり、標準的な動作を順守しつつ、安全・衛生にも留意して、円滑に作業したりすることができるようになることである。また、正確な作業を長時間継続したり、どんな作業にも、目標を自覚し、目標の達成を目指して積極的に取り組み、最後までやり遂げたり、さらに、時間帯や場所などに応じた服装、動作、あいさつや言葉遣い、注意を要するポイントが分かり、適切に作業を行うことが考えられる。

なお、「働くことの意義」の指導に当たっては、生徒が働く喜びを味わうことを通して指導することが大切である。また、生徒の主体的な作業活動を促すためには、作業や実習の目的、製品の有用性、一つ一つの工程などについて十分に理解を促すようにするとともに、作業工程や使用する機械、道具を工夫すること、実習や販売

などの場所の環境を整えること、安全や衛生に配慮することなどが大切である。また、生徒が作業工程の全体が見通せるようにすることも重要である。

なお、作業や実習における作業種目等については、本章第1節の2の(2)の③作業学習に示してある。

- 1 段階(2) 道具や機械の操作に慣れるとともに、材料や製品の扱い方を身に付け、安全や衛生に気を付けながら作業や実習をする。
- 2 段階(2) いろいろな道具や機械の仕組み、操作などを理解し、材料や製品の管理を適切に行い、安全や衛生に気を付けながら正確に効率よく作業や実習をする。

- ① 各段階の内容(2)は、「道具・機械等の取扱いや安全・衛生」の観点から示している。

今回の改訂では、1段階(2)について、従前の「道具や機械の操作に慣れるとともに、材料や製品の扱い方を身に付け、安全に作業や実習をする。」を産業構造の変化や生徒の知的障害の状態等を踏まえるとともに、衛生に関する内容を加え、後半部分を「安全や衛生に気を付けながら作業や実習をする。」と改めた。

また、2段階(2)について、「いろいろな道具や機械の仕組み、操作などを理解し、材料や製品の管理を適切に行い、安全で正確に効率よく作業や実習をする。」を1段階(1)と同様に、後半部分を「安全や衛生に気を付けながら正確に効率よく作業や実習をする。」と改めた。

- ② 1段階(2)の「道具や機械の操作に慣れる」とは、作業に必要な工具類や農具、工作機械、運搬用機器などの扱い方に習熟することである。例えば、道具や機械などの種類や用途が分かり、道具や機械を使って品物を運搬したり、材料や半製品を加工したり、品物を梱包こんぽうしたりすること、製品そのものや材料の長さ、重さなどを測定器で測定すること、簡単な図面を見たり書いたりすること、仕事に関連する伝達、作業伝票の処理、日報の記入などの簡単な実務を正確にすることなどが考えられる。また、道具や機械を安全と衛生に気を付けて正しく使うこと、道具や機械の手入れや簡単な修理及び管理をきちんと行うことなども考えられる。

「材料や製品の扱い方を身に付け、」とは、原材料や収穫物、半製品、完成品の管理や保管方法が分かり、適切に取り扱うことである。例えば、製品に必要な原材料の名称が分かること、必要な分量を量って使うこと、材料や製品を整理して保管することなどが考えられる。

「安全や衛生に気を付けながら作業や実習をする。」とは、危険な場所や状況に注意を払い、一つ一つの工程を成し遂げることである。また、健康に悪影響を与えるような状況を避けたり、つくらないようにしたりしながら作業や実習をすることである。

例えば、安全や衛生に関する用語や表示の意味が分かる、自分や他人の安全・衛生に気を配って作業をする、機械の故障や危険な状況、あるいは不衛生な状態に気付いたら知らせたり、適切な処理を行ったりすることなどが考えられる。

2段階(2)の「いろいろな道具や機械の仕組み、操作などを理解し、」とは、工具や農具、工作機械、運搬用の機器、製造機器などの特徴や構造、扱い方が分かり確実に扱うことである。「いろいろな道具や機械」には、精密加工に使う工具や工場ですることのある大型機械、食品加工における機械や道具などが含まれる。

2段階(2)では、例えば、作業内容と使用する道具や機械の仕組みの関係が分かり、道具や機械を安全かつ正確に使うことや、衛生に気を付け取り扱うこと、道具や機械を利用して、品物を決められた場所に正確に運搬すること、品物を正確に数えたり、決められたとおりに並べたり、束ねたり、積み重ねたりして整理し保管すること、道具や機械などを点検し、日常的な手入れや簡単な修理をすることなどが考えられる。

「材料や製品の管理を適切に行い、」とは、原材料や収穫物、半製品、完成品の保管、在庫状況の把握を正しく行うことである。例えば、原材料や製品、収穫物のそれぞれの特徴を理解し、それぞれに適した方法で決められた場所に安全や衛生に留意して保管することなどが考えられる。また、仕事に関連する作業指示書、在庫表、報告書などが分かり、その記入や読み取りなどの実務を適切に行うことなどがある。

「安全や衛生に気を付けながら正確に効率よく作業や実習をする。」とは、危険な場所や状況を予測したり、不衛生な状態にならないよう、日常的に対応したりしながら、生産品や製品をより多く生産することなどである。例えば、安全や衛生管理に関する手引書を理解して、自分や他人の安全で衛生的な環境を確保して作業をしたり、機械の故障や危険な状況、不衛生な状態の有無を点検し、気付いたら、報告や連絡をするなど、必要な対応をしたりすることが考えられる。

生産品や製品には規格や基準が定められている場合があり、それに応じて、正確さを確保した作業を行えるようにするためには、作業工程を明確に示すこと、判定基準に基づいて生産品や製品の良否の判断を行うようにすること、作業の標準的な動作を順守することなどが大切である。

また、作業効率の向上を図るためには、例えば、作業工程においては、全体の流れが合理的になるように調整すること、材料や完成品の配置を工夫したり、それらの運搬方法等を工夫したりして、無駄な動作をなくした作業ができるようにすること、治具や補助具を活用して一定規格の製品が恒常的にできるようにすること、材料や半製品などの受渡しがいやすいように分業の場所を工夫することなどが大切である。

なお、安全と衛生に留意して作業や実習をするには、活動に合わせた作業場所や整理整頓のしやすい材料置場、道具整理棚等を確保するとともに、補助具等を活用して、道具による負傷を未然に防ぐことが重要である。

また、安全カバーの設置などの防護策を講じるとともに、標準的な動作を順守するように指導し、機械に身体が巻き込まれないようにするなど、危険な状態を避けるようにすることが大切である。さらには、整備や補修、点検がしやすい道具・機械を使用するとともに、定期的に作業場や道具・機械の安全点検に加えて、消毒や害虫の駆除などの衛生点検及び健康にかかわる照度、温度、湿度、塵埃<sup>じんあい</sup>の状態など

に関する点検をすることが重要である。

- 1 段階(3) 自分の分担に責任をもち、他の者と協力して作業や実習をする。
- 2 段階(3) 作業の工程全体を理解し、自分の分担に責任をもち、他の者と協力して作業や実習をする。

① 各段階の内容(3)は、「役割」の観点から示している。  
各段階の内容(3)は、従前どおりである。

② 1 段階(3)の「自分の分担に責任をもち、」とは、作業工程における担当、仕事内容、手順などにおける自分の役割が分かり、その作業を確実に行うとともに、最後までやり遂げることである。例えば、仕事をするとき、定められた時間内に自分の仕事を確実に成し遂げること、作業が終了したときは報告すること、仕事の内容や方法が分からないときに自ら教師に尋ねること、不良品を見分けることなどが考えられる。

「他の者と協力して作業や実習をする。」とは、同じ工程を複数で行ったり、連続する工程を分担したりする場合、互いの力を出し合って協調して仕事をするものである。例えば、他の者の動きに協調して仕事をしたり、他の者の間違いなどに気付いたら、相手にそのことを伝えたりすることなどが考えられる。

2 段階(3)の「作業の工程全体を理解し、」とは、原材料の加工から製品のできあがる過程や分業や協業をしていることを知り、自分が担当しているところが分かることである。「自分の分担に責任をもち、」とは、作業工程における担当、仕事内容、手順が分かるとともに、機械等が不調な場合は、その対応を行い、その作業を最後まで正確にやり遂げることである。例えば、自分が担当している仕事の役割が分かり、決められた仕事を正確に行ったり、作業の手順や指示・伝達などを理解し、そのとおりに仕事をしたり、仕事の方法や段取りなどが分からないときは、分からないことをはっきりさせて聞いたりすることが考えられる。「他の者と協力して作業や実習をする。」とは、他の者と協調して効率よく仕事をするものである。また、不良品等が出た場合には、原因を探し、適切に処理することもこの中に含まれると考えられる。

「役割」に関する指導では、製品の社会的有用性や作業工程の全体の理解に基づいて、自分の役割が分かるようにするとともに、分担した仕事に必要な技能などが自分に備わっているかなどの自己理解をできるように配慮する必要がある。自分の分担に責任がもてるようにするためには、作業結果を自ら確認できるようにすることが重要である。また、他の者が担当している作業内容についての理解を図り、作業結果を相互に評価できるようにすることも重要である。

- 1 段階(4) 適切な進路選択のために、いろいろな職業や職業生活について知る。
- 2 段階(4) 職業生活に必要な実地的な知識を深める。

① 各段階の内容(4)は、「職業に関する知識」の観点から示している。

各段階の内容(4)は、従前どおりである。

② 1段階(4)の「適切な進路選択のために、」とは、これまでの生活経験や進路に関する情報、自己理解などに基づいて、将来の社会生活の中で自己実現できる場を自分で選ぶということである。例えば、自分の能力や適性などを理解し、学校卒業後の進路を決めることなどが考えられる。働くことの大切さや厳しさを知り、卒業後の生活について自覚をもつこと、職場で働く人の姿を見るなどして卒業後の生活を見通すことや職種によっては資格や検定等が必要であることなどが考えられる。

「いろいろな職業や職業生活について知る。」とは、地域社会にある農・林・水産業、工業、商業などにかかわる多様な職場に関心をもち、それらの職場の果たす役割や仕事内容、職場の組織、労働と報酬の関係などの基本的な労働条件などについて分かることである。例えば、職場における生産活動等の社会的な意義、職場の役職やその役割、部、課及び係などの機能分担、勤務時間や残業などの労働時間、賃金、年次休暇などの基本的な労働条件を知ること、健康保険、雇用保険、年金などの制度のあらましを知ることなどが考えられる。

2段階(4)の「職業生活に必要な実際的な知識」とは、将来の進路先を決めるための情報として、職場の組織とそれぞれの役割、労働時間と報酬の関係、職場での各種保険制度などを理解すること及び職種による免許・資格や検定等の取得などについての知識である。例えば、職場の組織が分かり、職場では組織の一員として働くことや、労働時間及び勤務時間、賃金、福利厚生及び資格と給与等との関係などの基本的な条件が分かり、進路選択の参考にすることなどが考えられる。「深める。」とは、職業生活に必要な実際的な知識に基づいて、卒業後の生活を具体的に見通すことである。例えば、職業生活をする上で、健康保険、雇用保険、年金などが大切であることを理解することが考えられる。

職業に関する知識を身に付けるには、内容(1)の「働くことの意義」や内容(5)の「産業現場等における実習」と関連させ、「産業現場等における実習」においては、労働条件などの理解に関する内容を学習できるようにする必要がある。

1段階(5) 産業現場等における実習を通して、実際的な職業生活を経験する。

2段階(5) 産業現場等における実習を通して、職業生活に必要な事柄を理解する。

① 各段階の内容(5)は、「産業現場等における実習」の観点から示している。

各段階の内容(5)は、従前どおりである。

② 各段階の内容(5)の「産業現場等における実習」については、平成11年の高等学校学習指導要領の改訂時に示され、特別支援学校学習指導要領の改訂においても準用した用語である。この用語の概念は、現在、特別支援学校等において実施されている現場実習等と同じである。

「産業現場等」とは、実際の産業にかかわっている企業、商店、農場などの事業所のほか、作業所などの福祉施設、市(区)役所(町、村役場)などの公的機関な

などを指している。「実習」とは、職場等での生活や仕事を通して、働くことの大切さや社会生活の実際を一定期間経験することである。

「産業現場等における実習」においては、職業生活や社会生活の実際を経験することを通して、社会に貢献する働く力を身に付けることの意味を理解し、自己実現としての進路選択につなげるようにすることが重要である。

「実際的な職業生活を経験する。」とは、実習先の職場の人たちと同じ働く活動に取り組むことである。「産業現場等における実習」においては、実習先で生産している物が、社会でどのように利用されているのかを理解したり、製品の良否が分かり、不良品を出さないように注意して仕事をしたりすることが考えられる。また、実習先のいろいろなきまりを守ったり、仕事に関する自分の分担に責任をもって最後までやり遂げたり、状況に応じて自ら職場の人と協力したり、実習中の健康、安全及び衛生に注意したりする経験なども大切である。

2段階(5)の「職業生活に必要な事項を理解する。」とは、実習を通して、就業するために求められている知識、技能及び態度を身に付けることである。例えば、生産品や製品又は商品の名称とその取扱い、それらの社会的な有用性、企業の組織体制及び配属された職場における職制、分業や協働における責任と職場で必要とされる作業態度、自分にも他者にも重要な安全・衛生及び健康の維持などについて知ることが考えられる。また、通勤の方法、通勤にふさわしい服装について知ることも大切である。

「産業現場等における実習」に関する指導では、学校内における作業や実習との関連性を重視する必要がある。特に、学校内における作業によって、産業現場等に通用する作業能力や態度を育て、「産業現場等における実習」に臨むようにするとともに、その実習の評価をもとに、就労に必要な課題を自覚できるようにし、以後の学校内における作業によって解決できるよう配慮する必要がある。さらに、「産業現場等における実習」を積極的に行い、自己の進路選択に役立てるようにすることも大切である。

「産業現場等における実習」を計画するに当たっては、以下のことに留意する必要がある。

- ア 生徒本人の意思を確認するとともに、関係諸機関や家庭との連携に基づいて実習を計画すること。
- イ 実習先の開拓に当たっては、学校の教育活動として実習を行うことが実習先に理解されるようにすること。
- ウ 実習先における担当者及び仕事内容を確認し、必要に応じて実習先の担当者による面接などを依頼すること。
- エ 実習開始前までに、通勤の練習をしたり、仕事内容や実習先で必要とされる勤務態度に関する学習をしたりすること。
- オ 実習期間を定めるとともに、実習中の指導計画を作成すること。
- カ 実習先に対して実習中の生徒の評価を依頼すること。

なお、「産業現場等における実習」の実施に当たっては、職業科や主として専門学科において開設される各教科として、あるいは各教科等を合わせて指導を行う作

業学習などとして教育課程に位置付けて、あらかじめ計画すること、賃金、給料、手当などの支払を受けないこと、教師が付き添ったり、巡回したりするなどして指導に当たることが必要である。

- 1 段階(6) 職業生活に必要な健康管理や余暇の有効な過ごし方が分かる。
- 2 段階(6) 職業生活に必要な健康管理や余暇の計画的な過ごし方についての理解を深める。

① 各段階の内容(6)は、「健康管理・余暇」の観点から示している。

今回の改訂では、1 段階(6)について、従前の「職業生活に必要な健康管理や余暇利用の方法を知り、生活に生かす。」を、より具体的な指導内容を設定しやすくする視点から、「職業生活に必要な健康管理や余暇の有効な過ごし方が分かる。」と改めた。

また、2 段階(6)について、従前の「職業生活に必要な健康管理や余暇利用の方法についての理解を深め、生活に積極的に生かす。」を、1 段階より内容の程度を高めるとともに、より具体的な指導内容を設定しやすくする視点から、「職業生活に必要な健康管理や余暇の計画的な過ごし方についての理解を深める。」と改めた。

② 1 段階(6)の「職業生活に必要な健康管理や余暇の有効な過ごし方が分かる。」とは、職場で働くことを中心とした生活をする上で求められる自らの健康を守る方法や職場での休憩時間、休日の有効な生かし方などが分かり実践することである。

例えば、翌日の体調を考慮した睡眠時間の確保、決められた休憩時間の有効活用、食事の時間の取り方など、ふだんの健康管理の方法を知ることや、休日の適切な過ごし方や職場のサークル活動、福利厚生施設などの利用方法を知ることなどが考えられる。また、実習中に自分で健康管理をしたり、適切に休憩時間をとったり、職場のサークル活動につながる趣味をもったりすることなどが考えられる。

2 段階(6)の「職業生活に必要な健康管理や余暇の計画的な過ごし方についての理解を深める。」とは、健康な状態で職場に継続的に勤める方法や職場での休憩等の時間を積極的に生かす方法を知ることである。

例えば、実習中に健康の自己管理の方法を身に付けること、職場の休憩時間にお茶を入れるなど職場の習慣を知るとともに、効率のよい休憩時間の使い方を理解することなどが考えられる。また、休日の計画的な過ごし方を知ること、職場の旅行やサークル活動への参加方法や福利厚生施設の計画的な利用方法を知るとともに、日常的に、健康管理や余暇活動を実践することである。

なお、健康管理や余暇にかかわる指導は、家庭科や保健体育科などの指導と関連させることが大切である。

- 1 段階(7) 職場で使われる機械やコンピュータ等の情報機器などの簡単な操作をする。
- 2 段階(7) 職場で使われる機械やコンピュータ等の情報機器などの操作をする。



① 各段階の内容(7)は、「機械・情報機器」の観点から示している。

今回の改訂では、各段階の内容について、従前の「職場で使われる機械や情報機器等」を、他教科における用語使用との統一を図り、「職場で使われる機械やコンピュータ等の情報機器など」と改めた。

② 1段階(7)の「職場で使われる機械やコンピュータ等の情報機器など」とは、近年の職種の変化や職域の広がりにおいて、例えば、運搬機、清掃用機械器具、工作機、計数機や計量機、コンピュータ、電話、ファクシミリ、複写機、印刷機、タイムレコーダー、電子卓上計算機などである。

「簡単な操作をする。」とは、これらの機械やコンピュータ等の情報機器などの役割を知るとともに、基本的な操作手順が分かって扱うことができることである。

例えば、電話やファクシミリで仕事に関する用件を伝えたり、受けたりすることや、印刷物を複写機等で印刷すること、コンピュータ制御による機器への簡単な入力をするなどが考えられる。

2段階(7)の「職場で使われる機械やコンピュータ等の情報機器などの操作をする。」とは、コンピュータ制御による機器への入力や保安・管理などの点検をしたり、事務機器を使って事務処理をしたりすることである。

例えば、工作機械や計数機、計量機にデータを入力して作動させること、複写機やコンピュータなどの事務機器の扱いが分かって事務作業をすること、電話で仕事に関する用件を正確に伝えたり、受けたりすること、職場でのコンピュータなどによる情報管理をすることなどが考えられる。

なお、機械やコンピュータ等の情報機器などに関する内容は、それだけを取り出して指導することも可能であるが、日常的に行う作業や実習において実際的に指導し、実際の仕事に生かせるよう留意する必要がある。

## 第9 家庭

### 1 家庭科の意義

家庭科は、家庭生活を明るく豊かにするために必要な学習活動を行い、家庭生活に関連する知識や技能を習得し、それらを実際の家庭生活中で生かすことができるようにすることによって、実践的な態度を育て、学校卒業後のよりよい社会参加に結び付けることを目標としている。

家庭科の目標及び内容は、中学部の職業・家庭科の目標と内容との関連を考慮して示している。

家庭科の内容としては、家族の役割と家庭づくりに関すること、計画的な消費や余暇利用に関すること、家庭生活中で使用する器具や道具に関すること、被服や食物、住居などに関連する実習に関すること、保育や家庭看護に関することを取り上げている。

高等部段階では、中学部段階での家庭生活中に関する実習経験を基盤とし、更に実習を重ね、実際の家庭生活中に生かすことができるようにすることが重要である。したがって、生徒が家庭生活中における様々な事項をより自立的に処理できるようにし、将来の社会参加につながる力を伸ばすことが大切である。

このような力を確実に身に付けるようにするためには、明るく豊かな家庭生活を営む上で必要な基礎的な内容を精選するとともに、具体的な活動を設定して生徒が主体的に学習に取り組めるようにする必要がある。また、家庭科には他の教科等と関連する内容が多く示されている。特に、職業科との関連を踏まえて取り扱うことに留意する必要がある。

### 2 改訂の要点

より具体的に家庭生活中に関する課題を設定できるようにする視点から、内容を改めた。

### 3 目標（第2章第2節第1款〔家庭〕）

#### 1 目標

明るく豊かな家庭生活を営む上に必要な能力を高め、実践的な態度を育てる。

(1) 目標は、従前どおりである。

(2) 家庭科の目標は、次の二つから構成されている。

- ① 「明るく豊かな家庭生活を営む」とは、自分や家族一人一人がそれぞれの役割をもっており、その役割を果たすことで互いに支え合っていることに気付き、家庭生活中で、自分のことを自分で処理しようとすることや、家族のために役に立つことをするを通して、互いが尊重される生活を実践することである。

「必要な能力を高め、」とは、明るい豊かな家庭生活を営むために必要な方法、すなわち、計画的な消費や余暇利用の方法、家庭生活中で使う道具や器具の使用法、被服、食物、住居に関すること、保育や家庭看護に関することの知識や技能を高めることである。

- ② 「実践的な態度を育てる。」とは、家庭生活を支えている身近なものや家族に気付き、衣服の製作や調理、住居の清掃や管理などの体験的な活動を通して、自分の力を発揮してこれらのことを処理できるようになり、よりよい生活を目指して、家族の一員として家庭生活を築こうとする態度の育成を図ることである。

#### 4 内容（第2章第2節第1款〔家庭〕）

##### (1) 内容構成の考え方

家庭科の内容は、「家庭の役割」、「消費と余暇」、「道具・器具等の取扱いや安全・衛生」、「家庭生活に関する事項」及び「保育・家庭看護」の五つの観点から基礎的な内容と発展的な内容の2段階で示してある。

今回の改訂における内容の改正に伴い、従前の「道具や器具」を、内容の幅を広げ、「道具・器具等の取扱いや安全・衛生」とした。

##### (2) 内容

- 1 段階(1) 家族がそれぞれの役割を果たしていることを理解し、楽しい家庭づくりのための自分の役割を果たす。  
2 段階(1) 家庭の機能や家族の役割を理解し、楽しい家庭づくりのために積極的に役割を果たす。

- ① 各段階の内容(1)は「家庭の役割」の観点から示している。

今回の改訂では、1段階(1)について、従前の後半部分の「自分の役割を果たす。」を、役割を果たす目的を明確にする視点から、「楽しい家庭づくりのための自分の役割を果たす。」と改めた。

また、2段階(1)について、従前の後半部分の「楽しい家庭づくりに積極的に参加する。」を、1段階(1)との整合性を図る視点から、「楽しい家庭づくりのために積極的に役割を果たす。」と改めた。

- ② 1段階(1)の「家族がそれぞれの役割を果たしていることを理解し、」とは、親、兄弟姉妹、祖父母が家庭生活の中でそれぞれに応じた仕事を分担しており、その分担した仕事をやり遂げることで互いに支え合っていることが分かったり、家庭生活の中で家族が団らんし、互いに認め合っていることを知ったりすることである。

「楽しい家庭づくりのための自分の役割を果たす。」とは、家庭生活の中で、自分の身の回りのことを自分で処理したり、家族の一員として分担された仕事をやり遂げたり、家族の団らんに加わり、家族の心情を受け止めたりすることである。ここでの「役割」とは分担した仕事のことであり、手伝いと異なって責任をもって継続的に実践することを指している。

2段階(1)の「家庭の機能や家族の役割を理解し、」とは、家庭生活には、自分の生活だけではなく家族一人一人の生活があるとともに、互いに支え合って家庭生活を成り立たせていることが分かることであり、親や兄弟姉妹、祖父母が家庭内の衣食住に関する仕事を分担しており、自分もその役割を果たすことで家庭生活が成り立っていることが分かることである。また、結婚生活をするようになれば、これま

での役割とは異なり、親としての役割を果たすことも求められることを理解することである。

「楽しい家庭づくりのために積極的に役割を果たす。」とは、自分の身の回りのことを自分で進んで行う、家庭生活の中の仕事を分担し、家族の一員としての役割を果たす、家庭の団らんに参加し、家族を思いやる気持ちをもつことなどである。また、来客時の対応の仕方や礼儀正しい訪問の仕方が分かることも考えられる。家族がそれぞれの役割を果たすことによって家庭が機能していることを理解し、自分から積極的に家庭づくりに参加できるように指導することが大切である。

「家庭の役割」に関する指導では、自分の役割を果たすことによって、家族の一員として認められ、生徒が家庭生活の中での存在感をもつことができるよう配慮し、内容の(2)～(5)を指導する際にも、(1)の内容を扱うことに留意することが重要である。

- 1 段階(2) 家庭生活における計画的な消費や余暇の有効な過ごし方が分かる。
- 2 段階(2) 家庭生活における計画的な消費や余暇の有効な過ごし方について理解を深める。

① 各段階の内容(2)は、「消費と余暇」の観点から示している。

今回の改訂では、1段階(2)について、従前の「計画的な消費や余暇利用の方法を知り、生活に生かす。」を、履修内容は、生活の中で活用することが前提であること、家庭生活の中から具体的な指導内容を設定する視点から、「家庭生活における計画的な消費や余暇の有効な過ごし方が分かる。」と改めた。

また、2段階(2)について、従前の「生活の設計のために、計画的な消費や余暇利用の方法について理解を深め、実際の生活に生かす。」を、1段階(2)と同様に、「家庭生活における計画的な消費や余暇の有効な過ごし方について理解を深める。」と改めた。

② 各段階の内容(2)の「家庭生活における」については、衣食住で実際に扱うものや金銭など、自分の生活における事柄と結び付けて理解し、日常生活において役立つ行動が実践できるようにすることを意図している。

1段階(2)の「(計画的な消費)が分かる。」とは、衣食住などの生活で使う身の回りの物に着目して、自分の生活にとって必要な物かどうかを判断して購入することを意図し、自分のもっている現金の範囲内で買うことである。

また、プリペイドカードやキャッシュカードは、現金と同じ価値があることを理解し、カードの利用の仕方が分かること、金銭を必要に応じて利用したり、レシート、領収書などの内容を読み取り、家計簿に記録したりすることなども考えられる。

1段階(2)の「余暇の有効な過ごし方が分かる。」とは、家庭等において、スポーツや音楽鑑賞、ペットの飼育、植物の栽培などを行って生活を楽しむことができることである。また、親戚や友達の家を訪問したり、来客の対応をしたりして過ごすことができることも含まれる。

2段階(2)の「(計画的な消費)について理解を深める。」とは、家庭生活では予算を立てることの必要性を理解し、計画的に預貯金をすることを含め、1段階(2)の内容を踏まえて、自分が使える金額の範囲で、衣食住だけでなく、趣味において必要な物を、必要性の程度を踏まえて順番に購入することができるようになることなどである。

2段階(2)の「余暇の有効な過ごし方について理解を深める。」とは、家庭生活の中で個人が自由に使える時間や休日を自分の趣味に有効に活用したり、家族やヘルパーなどと有意義に余暇を過ごしたりすることである。

この段階の「理解を深める。」ことについて、「計画的な消費」に関しては、品物を現金で購入することとクレジットカードや分割して購入することなどとの違いが分かり、物品を計画的に購入することや、家計の収入、支出状況についてのおよそを知り、家庭の経済計画に協力することや、余暇の時間を有効に使うことなどにおいて、1段階(2)を踏まえて、更に積極的に生活の中で実践することである。その際、実際に品物を選んだり、購入したりする体験を活用することが大切であり、例えば、家庭科の被服や食物、住居などに関する実習と関連付けて、予算を立てたり、購入したりする学習を展開することが考えられる。

また、「余暇の有効な過ごし方」に関しては、「家庭の役割」に関する内容と関連が深いことに留意することが大切である。余暇には、各人がそれぞれ自由に過ごすことができる場合もあるが、家庭では、各人が自由に過ごす時間だけではなく、食事や団らんなど家族と共に過ごす時間、家事を行う時間などもある。余暇は、家族にとっても大切な時間であることが分かり、有効に過ごすことができるようにすることが大切である。

- 1 段階(3) 家庭生活上で使用する道具や器具などの正しい使い方が分かり、安全や衛生に気を付けながら実習をする。
- 2 段階(3) 家庭生活上で使用する道具や器具を効率的に使用し、安全や衛生に気を付けながら実習をする。

- ① 各段階の内容(3)は、「道具・器具等の取扱いや安全・衛生」の観点から示している。

今回の改訂では、1段階(3)について、従前の後半部分の「安全に実習をする。」を、家庭生活において衛生に気を付けることが重要であることから、「安全や衛生に気を付けながら実習をする。」と改めた。

また、2段階(3)の内容について、従前の後半部分の「安全に実習をする。」を、1段階と同様に、「安全や衛生に気を付けながら実習をする。」と改めた。

- ② 各段階の内容(3)の「家庭生活上で使用する道具や器具など」とは、衣食住で使う電気器具、石油・ガス器具、裁縫道具、調理用具、用品のことである。

例えば、被服に関しては、洗濯機、アイロンやミシンなどの電気器具、はさみや針などの裁縫に使う道具などが考えられる。

食物に関しては、電子レンジ、冷蔵庫などの電気器具、ガスレンジなどのガス器

具、包丁や皮むき器などの調理用具、茶わんやコップ、皿などの食器、洗剤などが考えられる。

また、住居に関しては、掃除機、蛍光灯などの電気器具、エアコンや暖房機、ほうきやちりとりなどの掃除用具、清掃用の洗剤などが考えられる。

1段階(3)の「正しい使い方が分かり、」とは、使用目的に即した道具や器具などの選択、操作や使用方法、保管、手入れ、故障時の対応等のことである。

「安全や衛生に気を付けながら実習をする。」とは、実習を行うに当たって服装を整えたり、器具や道具などを、周囲の者に配慮して扱ったり、事故の防止に注意しながら基本操作の手順を守って使ったりすることである。また、器具や道具、薬品、食品の管理・保管、健康に配慮した作業環境などに関する指導が挙げられる。

2段階(3)の「(家庭生活中で使用する器具)を効率的に使用し、」とは、電気器具、ガス器具、暖房器具などの効果的な使い方が分かることなどである。また、節電や節水に気を付けたり、灯油やガスを節約したりするなど、資源を大切に使うことにも配慮する。

この段階における「安全や衛生に気を付けながら実習をする。」とは、道具や器具の保守・点検や保管を適切に行ったり、事故の防止に注意して、熱源や道具、器具などを取り扱ったりすることである。器具については、例えば、使用電気容量に応じた器具や延長コードの使用などが事故防止につながることを知ることが大切である。

また、衛生に留意することは、食品衛生や健康維持についての理解が重要であり、実習を通して、例えば、冷蔵庫内の衛生管理や居室内の衛生についての理解が進むようにすることが大切である。さらに、洗濯、清掃、食器の洗浄などにおいて使用する漂白剤など、取扱いに注意を要する消毒薬や用具などの使用に関する指導が必要である。

なお、道具や器具を使って安全に実習するためには、道具等の十分な保守・点検や、故障がないことを確認してから実習を行うことが重要である。また、電源やガス栓の位置が明確に分かるようにしたり、実習中の生徒の動きを想定して安全な作業環境を設定したりすることが大切である。

1段階(4) 被服、食物、住居などに関する実習を通して、実際的な知識と技能を習得する。

2段階(4) 被服、食物、住居などに関する実習を通して、健康で安全な生活に必要な実際的な知識と技能を習得する。

① 各段階の内容(4)は、「家庭生活に関する事項」の観点から示している。

1段階(4)は、従前どおりである。

今回の改訂では、2段階(4)について、従前の後半部分の「実際的な知識と技能を習得し、生活に生かす。」を、1段階(4)の内容を発展させるとともに、履修内容は、生活で活用することが前提であることから、「健康で安全な生活に必要な実際的な知識と技能を習得する。」と改めた。

② 1段階(4)の「被服, 食物, 住居などに関する実習」の「被服」とは, 日常生活に使う衣類の使用や洗濯, 修繕, 小物の製作などである。

「(被服) などに関する実習」とは, 例えば, 進んで清潔な衣服を着ること, 季節, 温度, 場所に応じた衣服を着ること, 衣類の材料や汚れに応じた洗い方で洗濯すること, 布地の性質に合わせてアイロン仕上げをすること, 衣服のほつれなどをまつり縫いや返し縫いをして補修することなどである。型紙に合わせて裁断し, ミシンを使って簡単な小物や袋物を作ることなども考えられる。

「(食物) などに関する実習」とは, 食品の選択, 保管, 献立づくりと調理, 盛り付けなどの食事の準備, 後片付けのことである。

例えば, 栄養素及びその働きを知り, いろいろな食品を組み合わせることで食べること, 食品製造年月日, 消費期限, 賞味期間などにより新鮮な食材を選ぶこと, 冷蔵庫や冷凍庫を適切に使うこと, 日常的な食品を用いた簡単な料理を計画し, その献立に応じた買い物をすること, 食材の洗い方, 切り方, 加熱の仕方が分かり調理をすること, 献立に見合う調味料を適量使うこと, 彩りや量を考え, 適切な器に盛り付けること, 手順を考えながら食事の準備や後片付けをすることが考えられる。

また, 例えば, レストランなどで, メニューを見て料理の注文をすることや食事の作法を知ることなども「食物」に関連する指導内容と考えられる。

「住居」とは, 住まいの清掃や手入れ, 冷暖房, 換気, 採光, 照明などに関することである。

「住居などに関する実習」とは, 例えば, 自分の持ち物を工夫して整理・整頓すること, 住まいの簡単な手入れや室内の飾り付けを工夫すること, 部屋の換気, 採光, 照明の仕方を知り, 健康な生活環境の工夫をすること, 家庭内の清掃を行い, 気持ちのよい生活を工夫することなどが考えられる。さらに, 定められたとおりにゴミを分別し適切に処理をすることや, 掃除用の洗剤, 殺虫剤などの使用法を知り適切に扱うことも考えられる。

「実地的な知識と技能を習得する。」とは, 被服, 食物, 住居に関する簡単な事項を日常生活の中で処理できるようになることである。

2段階(4)の「(衣服) などに関する実習」とは, 例えば, 流行のデザインを取り入れながら自分の身体に合った衣類を選ぶこと, 必要に応じてクリーニング店を利用すること, 衣類などの整理や保管の仕方が分かること, 一人で衣服の簡単な補修をすること, ミシンの使い方に慣れ, いろいろな物を縫うこと, 型紙の取り方が分かり簡単な衣服などの製作をすること, 手芸品を作ることなどである。

「(食物) などに関する実習」とは, 例えば, 一日に必要な食物の量や栄養が分かり, バランスのよい食事を計画し調理すること, 添加物などに注意して食品を選ぶこと, 価格や鮮度を考えて材料を取りそろえることなどである。その際, 製造年月日, 消費期限, 賞味期限, 食材の生産地や成分などに注意を払うことなどが大切である。また, 食材の洗い方, 切り方, 加熱の仕方, 味付けの仕方を工夫して, 手順よく調理すること, 盛り付けなどの食事の準備や後片付けを手際よく行うことなどが挙げられる。

「住居などに関する実習」とは, よりよい住まい方や防犯, 防災の方法を身に付

けることである。例えば、生活の中でゴミを減らす工夫をすること、手順を考えて大掃除を行うこと、防犯ベル、火災報知器、消火器などの正しい取扱い方を知ること、地震、台風、洪水などの際の行動の仕方を知ることである。また、現代の大きな課題であるリサイクルなどについての知識を得ることも大切な観点である。

「健康で安全な生活に必要な実地的な知識と技能を習得する。」とは、家庭生活そのものの質を高め、健康で安全な生活を送ることであり、家庭生活中に実際に必要な衣類の洗濯や保管、衣類などの修繕、調理や食品の保存、住居の清掃や修理など、一人で遂行できるようにし、日常の生活の中で実践できるようにすることである。

1 段階(5) 保育や家庭看護などに関心をもつ。

2 段階(5) 保育や家庭看護などに関する基礎的な知識と技能を習得する。

① 各段階の内容(5)は、「保育・家庭看護」の観点から示している。

今回の改訂では、1段階(5)について、従前の「保育や家庭看護などに関心をもち、それらに協力する。」を、生徒の履修状況等を踏まえ、「それらに協力する。」を削除し、「保育や家庭看護などに関心をもつ。」と改めた。

また、2段階(5)について、従前の後半部分の「基礎的な知識と技能を習得し、生活に生かす。」を、履修内容は、生活で活用することが前提であることから、「基礎的な知識と技能を習得する。」と改めた。

② 1段階(5)の「保育や家庭看護などに関心をもつ。」とは、乳幼児と触れ合って、遊びや食事などの活動の様子や着衣などから、乳幼児の生活や発達などに興味・関心をもつこと、また、療養中の家族や介護の必要な高齢者の食事、服薬、睡眠などの様子から、通常とは異なる配慮が必要なことが分かることなどである。

2段階(5)の「保育や家庭看護などに関する基礎的な知識と技能を習得する。」とは、乳幼児の心身の発達を理解した触れ合いやかかわり、家族の疾病による身体の状態や健康を回復する過程、高齢者のためのリハビリテーションなどに関することが分かり、日常生活において、食事や排泄、衣生活、移動などの援助ができるようになることである。ここでは、実習を通して獲得した知識及び技能を実践することが重要である。

保育については、例えば、乳幼児の基本的な生活の様子や自分から行動しようとする気持ちなどを大切にしながら保育することが考えられる。家庭看護については、療養中の家族や高齢者の心身の状態に配慮しながら、食事や入浴、移動などの援助をすることが考えられる。

また、「保育」は、出産や育児に関する基礎的な事項と関連する内容が多いことから、保健体育科の指導との関連を、「家庭看護」は家庭科や福祉科との関連を考慮することが大切である。



## 第10 外国語

### 1 外国語科の意義

高等部の外国語科では、生徒が外国の人とコミュニケーションを図るために簡単な外国語での表現を聞いたり、話したり、一緒に活動したりすることができるようになることを通して、日本以外の国や日本語以外の言葉への関心を深めることを目標にしている。

外国語科の内容は「英語」で示しており、簡単な英語を使って表現ややりとりをしたり、簡単な語、句、文に興味・関心をもったり、日常生活の中で見聞きする英語の単語や句の意味を知ったりすることが内容となっている。

内容を「英語」として示しているのは、英語が国際的に広く使われている実態があり、我が国の中学校や高等学校でも多くの生徒が学んでいるからである。

高等部の外国語科では、内容としては、主として簡単なコミュニケーションの指導を通して、外国や外国語への関心を深めることを重視しているが、生徒が外国語でコミュニケーションを図ることができるようにするためには、外国人と交流するなど生きた外国語に直接触れ、実際にコミュニケーションをすることが望まれる。また、生徒の日常生活の中においても、外国語に多く触れ、実際に使う体験をすることが必要であり、このような点に留意して外国語科を指導することが大切である。

なお、外国語科は、学校や生徒の実態に応じて設けることができる教科として示している。

### 2 改訂の要点

生徒の履修状況等を踏まえ、従前の内容の一部について、より平易で実際的な内容を加えた。

### 3 目標（第2章第2節第1款〔外国語〕）

#### 1 目標

外国語でコミュニケーションを図る基礎的な能力や態度を育てるとともに、外国語や外国への関心を深める。

(1) 目標は、従前どおりである。

(2) 外国語科の目標は、次の三つの内容から構成されている。

- ① 「外国語でコミュニケーションを図る」とは、簡単な外国語を使って相手とやりとりをして、意思疎通を行うことである。
- ② 「基礎的な能力や態度を育てる」とは、生徒が簡単な外国語で会話をしたり、簡単な語、句、文を読んだり書いたりするなど、外国語で表現するための能力をはぐくむことである。また、外国語を使おうとする意欲や日常生活の中で見聞きする語の意味を調べようとするなど、外国語を生活の中で生かそうとする態度を育てることである。
- ③ 「外国語や外国への関心を深める。」とは、外国の言葉に興味をもてるようにす

るとともに、外国の人々の様々な生活の様子や文化を知り、それを尊重する態度を育てることである。

#### 4 内 容（第2章第2節第1款[外国語]）

(1) 内容は、「英語」で、「会話」、「読む・書く」及び「語や句、文の意味」の三つの観点から基礎的な内容と発展的な内容の2段階で示している。

今回の改訂における内容の改正を踏まえ、従前の「語や句の意味」を「語や句、文の意味」と改めた。

(2) 内 容

##### 英 語

1 段階(1) 簡単な英語を使って表現したり、やりとりしたりする。

2 段階(1) 初歩的な英語を使って簡単な会話をする。

① 各段階の内容(1)は、「会話」の観点から示している。

今回の改訂では、1段階(1)について、従前の「簡単な英語を使ってやりとりをする。」を、生徒の履修状況等を踏まえ、より平易に内容を表現する視点から、「簡単な英語を使って表現したり、やりとりしたりする。」と改めた。

2段階(1)は、従前どおりである。

② 1段階(1)の「簡単な英語を使って表現したり、やりとりしたりする。」とは、身近な生活場面でよく使う語、句、文を使って、あいさつを交わしたり、聞かれたことに答えたり、気持ちを表したり、好きなことを言ったりするなどして、意思を表現したり、互いの意思を伝え合ったりすることである。例えば、外国の人々と交流し、簡単な英語で答えようとする、英語の歌を歌ったり、簡単な英語を使ったゲームをしたりすること、日用品や写真、絵なども使い、語、句を含む簡単な英語で表現したり、やりとりしたりすることなどが考えられる。

日常の生活場面にふさわしい簡単な英語による表現を聞いたり、話そうとしたりすること、地域や生活の場面にふさわしい簡単な英語でやりとりを楽しむことが大切である。

2段階(1)の「初歩的な英語を使って簡単な会話をする。」とは、日常生活や社会生活の様々な場面で意思を伝えるために必要な語、句、文を使って、相手の話の要点を聞いたり、自分の気持ちを伝えたりすることである。例えば、地域に住む外国人と積極的に交流を行い、日常生活の様々な場面で用いる初歩的な英語を使って簡単な会話をするのが考えられる。また、会話に必要な適切な発音、文法にも関心をもつことや積極的にコミュニケーションを図ろうとすることなども大切である。

「会話」に関する指導では、日常の生活場面や社会生活の場面それぞれにふさわしい内容を題材として取り上げ、意思の疎通を図ることを重視することが大切である。外国人との交流場面においても、共に活動する機会を設け、その活動を通して生きた英語で互いの意思が伝わり合うようにしたり、会話そのものを楽しんだりできるようにすることが大切である。その際、生徒の実態を考慮し、発音や文法にと

らわれ過ぎることがないように配慮することが大切である。

- 1 段階(2) 簡単な語，句，文に興味や関心をもつ。  
2 段階(2) 簡単な語，句，文を書いたり読んだりする。

① 各段階の内容(2)は、「読む・書く」の観点から示している。

今回の改訂では，1 段階(2)について，従前の「簡単な語，句，文を読んだり書いたりすることに親しむ。」を，生徒の履修状況等を踏まえ，基礎的な内容とする視点から，「簡単な語，句，文に興味や関心をもつ。」に改めた。

また，2 段階(2)について，従前の「簡単な文を書いたり読んだりする。」を，生徒の履修状況等を踏まえ，基礎的な内容とする視点から，「簡単な語，句，文を書いたり読んだりする。」と改めた。

② 1 段階(2)の「簡単な語，句，文に興味や関心をもつ。」とは，日常生活の場面でよく使われる人や物，数，月，曜日，時間，場所や動作を表す英語の語，句，文を読んで発音したり，自分の趣味や行動を書いたりして，語，句，文に興味・関心をもつことである。

例えば，日常生活の場面の中でよく用いられる今日の日付，品物の数，活動などを表す英語を模倣して一緒に読んだり，自分の好きな品物や自分がしたことなどを手本を見て書いたりすることを通して，次第に，語，句，文に興味・関心をもつようにするなどが考えられる。

また，簡単な英語の単語や句を聞き分けたり，つづりを見分けて同じものを探したりする活動を通して，読むことに興味・関心をもったり，文字探しのゲームをしたりするなど，英語の読み書きに十分慣れるようにすることも考えられる。

さらに，1 段階では，コンピュータのアルファベットのキーに親しみ，語や句を打ち込むことによって，書くことに興味・関心をもつことも考えられる。

2 段階(2)の「簡単な語，句，文を書いたり読んだりする。」とは，簡単な英語の文章の中で使われている単語や句のつづりを見て読んだり，文に出てくる語や句，また短い文を書いたり，読んだりすることである。例えば，外国の人に自分のことを紹介する簡単な手紙を書いたり，外国の生活の様子や簡単な物語が書いてある文章などを読んだりすることが考えられる。

2 段階(2)においては，例えば，正しい文字の形，つづりや符号の使い方に関心をもち，簡単な英語を積極的に読んだり，書いたりすることが大切である。また，この段階では，コンピュータを使って簡単な英語を書いたり，印刷したり，情報通信ネットワーク等で送信したりすることなども考えられる。

生徒の実態に応じて，日常生活や社会生活で読み書きを必要とする場面を設定し，相手の意思を受け止めたり，自分の意思を的確に相手に伝えたりするような指導も大切である。

- 1 段階(3) 日常生活の中で見聞きする語や句の意味を知る。  
2 段階(3) 簡単な語，句，文の意味を知る。

① 各段階の内容(3)は、「語や句、文の意味」の観点から示している。

1段階(3)は、従前どおりである。

今回の改訂では、2段階(3)について、従前の「簡単な語や句の意味を知る。」を、生徒の履修状況等から、より実際的な指導内容を設定できるように、「句」だけではなく「文」を加え、「簡単な語、句、文の意味を知る。」と改めた。

② 1段階(3)の「日常生活の中で見聞きする語や句の意味を知る。」とは、ふだんの生活で、よく使われている英語や、あるいは地域や社会生活の中で使われていて、生徒の目に触れやすい英語の語や句が表している内容を知ることである。例えば、パンフレットや新聞などでよく使われている国の名称の英語表記、看板や標識、生活の様子を表す語などの意味が分かること、分からない単語が出てきたら簡単な辞書で調べることなどが考えられる。

2段階(3)の「簡単な語、句、文の意味を知る。」とは、日常生活や社会生活で多く使われる会話や文に見られる語や句、文の内容を理解することである。例えば、好きなことや食事などに関する単語や文、生活用品や家具など家の中で見られる物の名称、社会生活の中で見られる乗り物、建物、店の名称等の語、自分の気持ちや動作を表す語、句や文、またそれらを含んだ簡単な手紙や説明、会話等の文の意味が分かることなどが挙げられる。

「語や句などの意味」に関する指導では、分からない単語や句、文の意味を辞書で調べることに慣れるようにするとともに、身近にあるものを教材にして、日常生活や社会生活の場面と結び付けて、その意味を理解できるようにすることも大切である。

### その他の外国語

その他の外国語の内容については、英語に準ずるものとする。

学習指導要領においては、外国語科の内容は「英語」を示している。このため、英語以外の外国語を指導する場合は、各学校において英語の内容に準じて指導内容を設定する必要がある。

## 第11 情 報

### 1 情報科の意義

近年の情報化社会の進展により、コンピュータ等の情報機器が、いろいろな生活の場面で活用されていることから、知的障害のある生徒にとっても、日常生活や卒業後の社会生活、職業生活において、情報の収集、処理、発信及び判断などの基礎的な情報活用能力を身に付け、個人の生活や社会生活の質を高めることが必要である。

また、情報通信ネットワークが急速に普及している状況において、基本的な情報モラルの順守の必要性と情報に対する責任などについて理解し、適切に対応できる態度を身に付けることも必要である。

こうした状況を踏まえ、生徒が情報を選択したり、活用したりするための基礎的な能力を身に付けることや、情報の発信や受信の基本的なルールを身に付けることなどを目標として、高等部に情報科を設けている。

情報科では、主としてコンピュータ等の情報機器の扱いに関心をもち、簡単な操作の方法を習得して生活に役立てることや、情報の収集、処理及び発信をはじめとして、情報を扱う上でのマナーを理解することを内容として示している。

なお、職業科や家庭科、主として専門学科において開設される各教科などにおいても、コンピュータ等の情報機器の操作等に関する内容が示されていることから、情報科の内容の指導に当たっては、それらと関連した指導の工夫に配慮することが大切である。

なお、情報科は、学校や生徒の実態に応じて設けることができる教科として示している。

### 2 改訂の要点

- (1) 目標は、用語の統一を図った。
- (2) 生徒の知的障害の状態等を考慮し、より具体的な指導内容を設定しやすくするとともに、情報の取扱いに関する指導を重視する視点から、内容を改めた。

### 3 目標（第2章第2節第1款〔情報〕）

#### 1 目 標

コンピュータ等の情報機器の操作の習得を図り、生活に必要な情報を適切に活用する基礎的な能力や態度を育てる。

- (1) 目標は、他教科との用語の統一を図り、従前の「コンピュータなど」を「コンピュータ等の情報機器」と改めた。
- (2) 目標は、次の二つから構成されている。
  - ① 「コンピュータ等の情報機器の操作の習得を図り、」において、「コンピュータ等の情報機器」とは、コンピュータ、ファクシミリ、卓上電話機、携帯電話など、情報機器や通信機器などを指している。

「習得を図り、」とは、これらの機器及びプリンタやデジタルカメラなどの周辺機器の用途や操作部分の名称を知ること、正しい操作手順で実際に操作すること、

ソフトウェアを活用し、目的に合わせて情報の入力や出力をすることなど、機器に関する知識と操作技能を習得することである。また、機器を取り扱う際の留意事項や、保管・管理の方法も合わせて習得することである。

- ② 「生活に必要な情報を適切に活用する基礎的な能力や態度を育てる。」における「生活に必要な情報」とは、ニュース、天気予報、鉄道路線や経路検索などの交通情報、地図、催事など、生活を豊かにする有益な情報を指している。

「適切に活用する基礎的な能力や態度を育てる。」とは、コンピュータ等の情報機器や情報通信ネットワークを活用し、電子メールの送受信や情報収集などを行って、生活に生かすことである。また、個人情報とその取扱いに関する基本的なマナーや、暗証番号の管理などについても重視する必要がある。また、コンピュータの操作等に関する資格取得などを考慮に入れて、発展的に指導することも大切である。

#### 4 内容（第2章第2節第1款 [情報]）

##### (1) 内容構成の考え方

内容は、「情報やコンピュータ等の情報機器の役割」、「機器の操作」、「ソフトウェアの操作と活用」、「通信」及び「情報の取扱い」の五つの観点から基礎的な内容と発展的な内容の2段階で示している。

今回の改訂における目標及び内容の改正に伴い、従前の観点である「情報やコンピュータなどの役割」を「情報やコンピュータ等の情報機器の役割」とした。

##### (2) 内容

- 1 段階(1) 日常生活の中で情報やコンピュータ等の情報機器が果たしている役割に関心をもつ。  
2 段階(1) 生活の中で情報やコンピュータ等の情報機器が果たしている役割を知り、それらの活用に関心をもつ。

- ① 内容(1)は、「情報やコンピュータ等の情報機器の役割」の観点から示している。

今回の改訂では、内容(1)について、従前の「情報やコンピュータなど」を、他教科と用語を統一する視点から、「情報やコンピュータ等の情報機器」と改めた。

情報やコンピュータ等の情報機器の役割については、日常生活にかかわる基礎的な段階と、職業生活を含む社会生活全般で活用する発展的な段階で示している。

- ② 1 段階(1)の「日常生活の中で情報やコンピュータ等の情報機器が果たしている役割に関心をもつ。」とは、生徒の身近な生活場面で、情報機器や通信機器が日常的に使われていることに気付き、そこから得られる情報が日常の生活にかかわりをもっていることが分かることである。

「役割に関心をもつ。」とは、情報が生活の利便性や質を高めていること、その情報がコンピュータ等の情報機器や通信機器等によってもたらされていることから、情報と機器との関係に気付き、生活に役立っていることを知ることである。

例えば、テレビ放送やラジオ放送、情報通信ネットワーク、卓上電話機や携帯電話などを活用し、ニュース、天気予報・交通情報、地図、催事の案内などの情報を

入手する活動を通して、それらの情報によって日常の生活が便利になっていること、得られた情報をもとに、衣・食・住の生活や余暇を豊かにしていくことなどについての学習が考えられる。

2段階(1)の「生活の中で情報やコンピュータ等の情報機器が果たしている役割を知り、それらの活用に関心をもつ。」とは、1段階の発展的内容として、日常の生活場面から公共の機関や施設、銀行や商店、様々な産業現場など社会生活全般にわたってコンピュータ等の情報機器や通信機器が活用されていることに関心をもつことである。

例えば、交通機関の利用、区や市町村の役所での諸届や証明書の発行、金融機関における預金の預入れや払戻しの手続などがコンピュータ等の情報機器の操作により利用できること、図書館や書店では館内の案内や図書の検索ができるようになっていくことなどについて、実際の活動を通じて指導することが考えられる。産業現場等では、製造機械の操作や生産物の管理などにコンピュータが活用されており、このような身近な生活環境や社会におけるコンピュータ等の情報機器の活用の状況を知り、その役割などに関心をもつことである。

さらに、学校の事務室の補助作業を実習したり、商店、郵便局、官公庁に出向いたり、産業現場等での実習でコンピュータ等の情報機器を活用したりすることで関心を高めることができる。

- 1 段階(2) コンピュータ等の情報機器に関心を持ち、簡単な操作をする。
- 2 段階(2) コンピュータ等の情報機器の扱い方が分かり、操作する。

① 内容(2)は、「機器の操作」の観点から示している。

1段階(2)は、従前の「コンピュータなどの基本操作に関心を持ち、実習をする。」について、用語の統一化の観点から、「コンピュータなど」を「コンピュータ等の情報機器」と改めるとともに、指導内容を具体的に設定しやすくする観点から、「実習をする。」を「簡単な操作をする。」と改めた。

また、2段階(2)は、従前の「コンピュータなどの基本操作が分かり、実習をする。」について、1段階(2)と同様に、「コンピュータなど」を「コンピュータ等の情報機器」と改め、「基本操作が分かり、実習をする。」を「扱い方が分かり、操作する。」と改めた。

機器の操作に関しては、基本操作に関心をもつ基礎的な段階と、扱い方が分かる発展的な段階で示している。

② 1段階(2)の「コンピュータ等の情報機器に関心を持ち、簡単な操作をする。」とは、コンピュータ等の情報機器には起動から終了までの操作に所定の手順があることなどが分かり、これを実際に行うことを指している。

例えば、コンピュータ等の情報機器の操作実習としては、コンピュータ入門に関するソフトウェアなどを利用し、オフラインで操作することや、グラフィックソフトウェアで絵や模様を描いたり、音楽ソフトウェアで演奏を聴いたりするなど、美術科や音楽科の内容と関連して扱い、楽しさを味わいながら実習することが大切で

ある。

また、日記を書いたり、学級名簿や、学級費を入力したりして、機器の操作方法や機能に関心をもつことができるようにすること、さらに、複写機やファクシミリなどの機器についても、実際の用務の経験を通して操作に関心をもつことが大切である。

2段階(2)の「コンピュータ等の情報機器の扱い方が分かり、操作する。」とは、コンピュータ及びその周辺機器や、ファクシミリなどの通信機器などの基本操作が分かり、実際に扱うことができることである。

例えば、コンピュータ等の情報機器の実習例としては、文字や記号を加工して表示をつくったり、見舞状や年賀状を作成したり、さらに、デジタルカメラで撮影した画像を取り込んだ名刺を作成したりすることなど、コンピュータ等の情報機器やその周辺機器の基本操作の習熟と目的に合ったアプリケーションソフトウェアの活用が考えられる。

操作に関する指導では、機器の名称や操作を表す言葉などを覚え、入力と画面表示の関係や印刷との関係などを理解して、実際に活用することが大切である。そのためには、実習を通して、プリンタやデジタルカメラなどの周辺機器の基本操作が分かり、実際に画像やデータの保存、印刷などの入力、出力及び機器の保管・管理などができるようにすることが必要である。

なお、コンピュータ等の情報機器の取扱いや保管・管理の実際に当たっては、主電源の接続・切断時の感電やショートに注意し、機器操作の習得と併せて、電気の安全な取扱いができるようにする。

1 段階(3) 各種のソフトウェアに関心をもち、実習をする。

2 段階(3) 各種のソフトウェアの操作に慣れ、実習をする。

① 内容(3)は、「ソフトウェアの操作と活用」の観点から示している。

1 段階(3)は、従前どおりである。

2 段階(3)について、従前の「各種のソフトウェアの操作に慣れ、生活の中で活用する。」を、履修内容は生活で活用することが前提であるとともに、具体的な指導内容を設定しやすくする視点から、後半部分を「実習をする。」と改めた。

ソフトウェアの操作と活用については、各種のソフトウェアに関心をもって実習する基礎的な段階と、操作に慣れて実習する発展的な段階で示している。

② 1 段階(3)の「各種のソフトウェアに関心をもち、実習をする。」とは、文書、表計算、手紙、調理、国語辞典、百科事典、図鑑、旅行、地図、ペイント、音楽、フィットネスなどのアプリケーションソフトウェアに関心をもち、実際に活用してみることである。

例えば、手紙のソフトウェアを使って、簡単な文字入力をしたり、カットを入れたりして、学校行事の案内、依頼状、礼状などを作成すること、また、事典や地図のソフトウェアを使って、課題を調べたりすることなどが挙げられる。

2 段階(3)の「各種のソフトウェアの操作に慣れ、実習をする。」とは、各種のソ



フトウェアの扱いに習熟し、実際の生活や作業場面で活用することである。

例えば、主として専門学科において開設される各教科との関連を図り、生徒が表計算ソフトウェアを使って、生産した工業製品や農産物などについて数量や販売価格の管理をしたり、計算したりすること、文書ソフトウェアと周辺機器のデジタルカメラなどを組み合わせて、日記を書いたり、学校広報や学級新聞を作成すること、旅行用のソフトウェアを使って、校外学習の目的地までの経路や距離、交通機関や利用料金などを調べること、調理用のソフトウェアを使って、調達する材料の種類や必要量、献立の栄養や一人当たりのカロリーなどを調べたり、手順を知って調理したりすることなどが挙げられる。

また、情報の保存や印刷も併せて行うことも大切である。このような実用的な指導を通して、各種のソフトウェアの操作に慣れることが重要である。

1 段階(4) コンピュータ等の情報機器を利用した情報の収集、処理及び発信に関心をもつ。

2 段階(4) コンピュータ等の情報機器を利用した情報の収集、処理及び発信の方法が分かり、実際に活用する。

① 各段階の内容(4)は、「通信」の観点から示している。

今回の改訂では、内容(4)について、従前の「コンピュータなどを利用した情報の収集、処理、発信」の「コンピュータなど」を他教科と用語を統一するとともに、表記を整える視点から「コンピュータ等の情報機器を利用した情報の収集、処理及び発信」と改めた。

通信の内容は、コンピュータ等の情報機器を利用して、様々な情報の収集や発信に関心をもつ段階と、実際に情報を検索したり、処理したり、発信したりする実際的な活用をする発展的な段階で示している。

② 1 段階(4)の「コンピュータ等の情報機器を利用した情報の収集、処理及び発信に関心をもつ。」とは、情報通信ネットワークに接続してホームページを閲覧したり、校内LANなどを利用して、電子メールの送信・受信を経験したりして、生徒が関心をもつことである。

情報収集の例としては、交流及び共同学習の相手校などのホームページを開いたり、代表的なホームページを開いて必要な情報を閲覧したりすること、情報通信ネットワークに電子メールの送信・受信機能があることを理解すること、校内LANなどを利用して通信のやりとりを経験することなどが挙げられる。

また、情報通信ネットワークに接続する手続として、パスワードがあり、ホームページの閲覧や電子メールのやりとりにアドレスがあることなどを知り、これらの管理に関心をもつことが大切である。

また、電話やファクシミリの活用についても指導することが大切である。

さらに、必要に応じて、携帯電話を使用して、通話や電子メールの送受信の基本的な操作方法についても取り上げることも考えられる。

2 段階(4)の「コンピュータ等の情報機器を利用した情報の収集、処理及び発信

の方法が分かり、実際に活用する。」とは、例えば、情報通信ネットワークに接続し、必要な情報を検索し取り出して生活に役立てたり、学校のホームページから学校行事や学習活動の様子などを発信したりすることである。また、交流及び共同学習の一つとして、電子メールを使い、他の学校と交信したり、様々な事項の照会や調査をしたりして、学習活動に役立てることである。

また、電話やファクシミリを利用し、生活に必要な資料の請求、物品の購入申込み、諸活動への参加申込み、文書などの送信等を行い、生活に活用することができるようにすることも大切である。

さらに、必要に応じて携帯電話の適切な使用方法や管理方法について、指導することも考えられる。

なお、情報通信ネットワークの接続に必要なIDやパスワードなどの個人認証は、キャッシュカードやクレジットカードなどと同様に個人情報として、適切に自己管理するものであること、また、情報を保存したメディア等についても大切に保管・管理するものであることを理解できるようにすることが重要である。

- 1 段階(5) 情報の取扱いに関するきまりやマナーがあることを知る。
- 2 段階(5) 情報の取扱いに関するきまりやマナーを理解し、それらを守って実習する。

① 内容(5)は、「情報の取扱い」の観点から示している。

従前、情報の取扱いに関しては、発展的な内容として、2段階で示していたが、早期から初歩的な指導を行う必要があることから、1段階から取り扱うこととし、1段階(5)として、新たに「情報の取扱いに関するきまりやマナーがあることを知る。」を示した。

また、2段階(5)について、従前の「情報の取扱いに関するきまりやマナーについて理解し、実践する。」を、具体的な指導内容を設定しやすくすることを重視するとともに、表記を整える視点から、「情報の取扱いに関するきまりやマナーを理解し、それらを守って実習する。」と改めた。

きまりやマナーに関しては、それらがあることに気付く段階と、それらを理解し順守して、活用する発展的な段階で示している。

② 「情報の取扱いに関するきまりやマナー」とは、いわゆる「情報モラル」のことであり、情報の取扱いにおいて、内容の真偽、個人や団体の利害、表現などが社会的規範や道徳的価値観から逸脱しないように、発信者や受信者に求められるものである。

情報化社会では、コンピュータ等の情報機器の普及に伴い、情報通信ネットワークを通じて情報を世界中に送ったり、世界中から受け取ったりすることができるため、利用者の利用の仕方によって様々な利害が生じたり、トラブルに巻き込まれたりする。情報を適切に取り扱って、情報を生活の豊かさの実現などに役立てるためには、有益な情報を選択して活用できるようにすることが大切であり、適切に判断できるようにしなければならない。

これらの指導に当たっては、道徳や総合的な学習の時間などとの密接な関連を図る必要がある。

1段階(5)の「情報の取扱いに関するきまりやマナーがあることを知る。」とは、情報通信ネットワークを通じれば、素早く、適切な情報を収集することができる反面、不適切な情報を収集したり、有害なサイトにアクセスして、トラブルに巻き込まれたりすることがあること、電子メールの活用や掲示板への書き込みに当たっては、節度ある表現による発信、パスワード、アドレス等の個人情報の管理が重要であることに気付くことである。

2段階(5)の「情報の取扱いに関するきまりやマナーを理解し、それらを守って実習する。」とは、電子メールの活用にあたって、節度ある表現で発信できること、パスワードやアドレスなどの個人情報の管理をすること、また、情報通信ネットワークの活用にあたって、必要な情報と不必要な情報、道徳性に欠ける情報について判断できることなどが挙げられる。

さらには、情報通信ネットワークを活用した検索等における情報の収集、情報のダウンロード、電子メールの効果的な活用などが挙げられる。同時に、必要に応じて、携帯電話の利用に関しても、同様のきまりやマナーがあることを含めて、具体的な指導内容を設定し、実践的な態度を身に付けるようにすることが大切である。

なお、ファクシミリの取扱いについても、送付状の作成など基本的なマナーを守るようにすることが大切である。

## 第12 家 政

### 1 家政科の意義

家政科は、家庭に関する基礎的な知識と技術を習得すること、産業社会における生活に関連する職業の意義と役割の理解を深めること、生活に関連する職業に必要な能力と実践的な態度を育成することを目標としている。

家政科の内容としては、生活に関連する職業についての興味・関心を深めること、意欲的に実習をすること、生活に関連する職業において必要な基礎的・基本的な知識と技術を習得すること、生活に関連する職業で使用する各種の器具や機械、コンピュータなどの取扱いや保管・管理に必要な知識と技術を習得すること、安全や衛生に気を付けながら実習すること、被服の製作、クリーニング、手芸、調理・製菓・食品、住居の管理・インテリア、保育、家庭看護などの生活に関連する職業に関する分野に必要な知識と技術を習得し、実際に活用することが取り上げられている。

家政に関する実習を通して、生徒の能力・適性の把握と可能性の伸長を図るとともに、卒業後の企業等への就労など社会参加するために必要な意欲や態度の育成を図ることが大切である。

### 2 改訂の要点

今回の改訂で、新たに福祉科を設けたことに対応するとともに、生徒の実習に対する主体的な取組や衛生面の配慮を重視する観点から内容を改めた。

### 3 目標（第2章第2節第2款〔家政〕）

#### 1 目 標

家庭に関する基礎的・基本的な知識と技術の習得を図り、生活に関連する職業の意義と役割の理解を深めるとともに、生活に関連する職業に必要な能力と実践的な態度を育てる。

(1) 目標は、従前どおりである。

(2) 家政科の目標は、次の三つから構成されている。

- ① 「家庭に関する基礎的・基本的な知識と技術の習得を図り、」とは、衣食住などの家庭に関する基礎的・基本的な事項が分かり、必要とされる技術や態度を身に付けることを指している。
- ② 「生活に関連する職業の意義と役割の理解を深める」とは、日常生活に深くかかわっている産業、例えばクリーニング業などの産業や保育などに従事する職業が人間生活と深くかかわっており、これらの産業や職業の社会における役割や重要性を知ることである。
- ③ 「生活に関連する職業に必要な能力と実践的な態度を育てる。」とは、就業に向けて衣食住に関連する職場で働くことのできる知識や技術を身に付けるとともに、それらの能力を社会の中で実際に生かして働こうとする意欲を育成することである。

る。

#### 4 内容（第2章第2節第2款〔家政〕）

##### (1) 内容構成の考え方

内容は、「実習」、「知識と技術の習得」、「器具・機械等の取扱いや保管・管理」及び「家庭に関する各分野」の四つの観点で示している。

今回の改訂における内容の改正に伴い、従前の観点である「実習への参加」を「実習」に、「器具や機械等の操作」を「器具・機械等の取扱いや保管・管理」とした。

##### (2) 内容

(1) 生活に関連する職業についての興味・関心を深め、意欲的に実習をする。

###### ① 内容(1)は、「実習」の観点から示している。

今回の改訂では、従前の「生活に関連する職業についての興味・関心を深め、意欲的に実習に参加する。」を、実習に対する主体的な取組をより重視する観点から、後半部分を「意欲的に実習をする。」に改めた。

###### ② 内容(1)の「生活に関連する職業についての興味・関心を深め、意欲的に実習をする。」とは、衣食住に関連する産業や職業、例えば、被服や小物の製作、衣服のクリーニング、調理、住居のインテリア、保育、家庭看護などについての見学やそれらに関連する各種資格などの調査等により、興味・関心を一層深めることであり、これらに関する実習を積極的に行うことを内容としている。

実習の指導においては、生徒一人一人の知的障害の状態等を十分考慮して、進めることが重要である。

(2) 生活に関連する職業において必要な基礎的・基本的な知識と技術を習得する。

###### ① 内容(2)は、「知識と技術の習得」の観点から示している。

内容(2)は、従前どおりである。

###### ② 「生活に関連する職業において必要な基礎的・基本的な知識」とは、衣食住に関連する産業や職業が社会において重要な役割を果たしていること、衣食住に関連する産業や職業がいろいろあり、多様な製品やサービスがあること、これらの産業が生活に密接に結び付いていることなどを理解することのほか、それらの職業における仕事の基本的な流れに関すること、その流れにおけるそれぞれの役割などを知ることなどである。

内容(4)で示した分野別の「基礎的・基本的な知識と技術」とは、例えば以下のことが挙げられる。

ア 被服の製作：衣服の機能と基本的な構成などの知識、採寸、型紙の活用、裁断、仮縫い、ミシンなどによる本縫い、アイロンなどによる仕上げなどに関する知識と技術

イ クリーニング：クリーニングの種類とそれぞれの特徴に関する知識，受注，仕分け，洗い，乾燥，仕上げ，たたみ込み，仕分け，包装，返却などに関する知識と技術

ウ 手芸：手芸用品の種類，手芸の方法，染色の種類と方法<sup>せんしよく</sup>，織物の種類と方法に関する知識，編む，織る，仕上げする，染める，洗う，干すなどの知識と技術

エ 調理，製菓，食品：栄養素，食材や食品の種類と品質，食生活の安全と衛生などに関する知識，洗う，切る，むく，煮る，焼く，いためる，調味するなどの調理に関する知識と技術，材料を量る，混ぜる，ねかす，焼く，揚げるなどの製菓に関する知識と技術，生鮮食品や加工食品の品質や適切な管理に関する知識と技術

オ 住居の管理，インテリア：住居の機能，室内環境などに関する知識，住居の清掃，照明，空気調整，通風，換気，壁紙の張り替えなどに関する知識と技術

カ 保育，家庭看護：乳幼児の生活，家庭保育，病気の予防，保育，家庭看護に関する知識と技術

具体的な指導に当たっては，例えば，作業場面への適応，協力する態度，役割の理解などについて十分配慮するとともに，生活環境が快適になることを体験すること，幼児や看護が必要な人などに対する態度などの指導内容の設定が重要である。

(3) 生活に関連する職業で使用する各種の器具や機械，コンピュータ等の情報機器などの取扱いや保管・管理に必要な知識と技術を習得し，安全や衛生に気を付けながら実習をする。

① 内容(3)は，「器具・機械等の取扱いや保管・管理」の観点から示している。

今回の改訂では，従前の「生活に関連する職業で使用する各種の器具や機械，コンピュータなどの操作に必要な知識と技術を習得し，安全に実習をする。」について，他教科との用語の統一を図り，「コンピュータなど」を，「コンピュータ等の情報機器」と改めた。また，「操作」を，より幅広い指導内容を設定できるようにする視点から，「取扱いや保管・管理」に改め，後半部分の「安全に実習をする。」を，衛生や品質管理への配慮が重要になっていることから，「安全や衛生に気を付けながら実習をする。」と改めた。

② 「生活に関連する職業で使用する各種の器具や機械，コンピュータ等の情報機器など」とは，例えば，アイロンなどの器具，ドライクリーニング機，プレス機などの機械，食品加工機器，納品管理に使用するコンピュータ，事務機器などが挙げられる。

これらの器具や機械等の名称，用途，操作手順，保管・管理等について理解し，これらの器具や機械等を使用して，実習が行えるようにすることが大切である。また，用品や器具，機械等の安全点検及び衛生点検，標準動作を順守した機械の取扱い，食品の衛生に配慮した取扱いや安全な運搬及び保管，終業後の安全確認など，安全や衛生に配慮して実習できるようにすることが大切である。

(4) 次に示すような家庭に関する分野に必要な知識と技術を習得し、実際に活用する。

- ・ 被服の製作
- ・ クリーニング
- ・ 手芸
- ・ 調理，製菓，食品
- ・ 住居の管理，インテリア
- ・ 保育，家庭看護

① 内容(4)は、「家庭に関する各分野」の観点から示している。

今回の改訂では、「介護」に関する内容については、新たに設けた福祉科において取り扱うこととした。

② 「被服の製作」，「クリーニング」，「手芸」，「調理，製菓，食品」，「住居の管理，インテリア」及び「保育，家庭看護」の各分野における学習活動の具体例として，次のようなものが考えられる。

「被服の製作」

・ 日常着，外出着等の製作等

「クリーニング」

・ 洗濯物の分類，洗濯，仕上げ等

「手芸」

・ 編み物，刺繍，染色，織物による小物などの製作等

「調理，製菓，食品」

・ 弁当などの調理，クッキー，ケーキなどの製菓，生鮮食品や加工食品の加工及び保管等

「住居の管理，インテリア」

・ 住居の清掃，室内の装飾，照明器具の点検及び取替え，空調設備の点検及び修理等

「保育，家庭看護」

・ 乳幼児の保育，家庭看護等

分野については，六つを例示しているが，各学校においては，生徒の実態等に応じてその中から選択し，生徒が適切に履修できるようにする必要がある。

家政科における被服，手芸，調理・製菓・食品の製品については，社会生活で有効に活用されるよう十分考慮することが重要である。また，クリーニングについては，洗濯以外に，受注・納品等を通して，社会との接点をもった活動を展開するよう配慮することが大切である。

なお，保育，家庭看護については，家庭科においても同様の内容が示されているが，家庭科では，主に家庭生活における乳幼児へのかかわりや，療養中の高齢者などに対する食事や排泄，衣生活，移動などの援助に関する内容を取り扱い，家政科においては，生活に関連する職業に就業するための意欲や態度及び必要となる基礎的・基本的な知識と技術の習得に関する内容を取り扱うよう配慮することが大切である。

ここで示した以外の分野でも，家政に関する適切な事項があれば取り上げて指導することができる。その分野の選択に当たり考慮すべきことは，次の点が挙げられる。

- ア 学校の実態や立地条件及び環境条件，地域性に即したものであること
- イ 生徒の生活の状況や進路などを十分考慮したものであること
- ウ 学校の施設・備品などを考慮したものであること
- エ 生活と関連する職業において必要な基礎的な知識と技術の要素を多く含むものであること

指導計画の作成と内容の取扱いについて「調理」を例にすれば，調理の題材を選択する際は，日常の家庭生活で身近なものであること，材料の入手が容易であること，家庭で使われる各種の調理器具が活用できるものであることなどを考慮する必要がある。調理の手順については，できるだけ一般的に行われている方法を取り入れながら，生徒の能力・適性に応じて，作り方を工夫することなどが大切である。

また，生活に関連する職業に関する知識と技術への発展を考慮し，食品等の製造に関連する一連の生産活動にかかわることを通して，分担して大量に作ったり，製品の梱包<sup>こんぼう</sup>，運搬，販売実習などの活動も取り入れたりすることが望ましい。これらを通して一人で調理ができる自信を育てたり，友達と協力して製造する満足感が得られたりできるようにすることが大切である。

指導に当たっては，実習による体験的な学習を通して，家政の各分野の内容への興味・関心を一層高めるとともに，家政科に関する例示以外の分野への関心がもてるよう配慮することが必要である。また，実習の時間を十分に確保するよう配慮するとともに，分野の選択については，地域や学校の実態などを十分に考慮する必要がある。

指導に当たっては，生活に関連する職業に関する知識や技術の習得とともに，作業態度や意欲，身支度などの職業生活に必要な基本的な生活能力を高める必要がある。

安全への配慮については，器具や機械等の使用方法について十分理解を図り，安全かつ能率的に作業ができるよう配慮し，危険防止の指導を徹底することが必要である。また，洗剤や薬品等については，その使用，保管及び廃棄について常に適切な指導を行うことが大切である。

なお，「調理，製菓，食品」や「保育，家庭看護」などの指導に当たっては，特に衛生面の配慮について，十分理解を図り，適切な管理や対応ができるよう配慮することが大切である。



## 第13 農 業

### 1 農業科の意義

農業科は、農業に関する基礎的な知識と技術の習得を図り、産業社会における農業の意義と役割の理解を深めること、農業に関する職業に必要な能力と実践的な態度を育成することを目標としている。

農業科の内容としては、農業についての興味・関心を高めること、意欲的に実習をすること、農業に関する基礎的・基本的な知識と技術を習得すること、農機具や機械、コンピュータなどの取扱いや保管・管理に必要な知識と技術を習得すること、安全に実習すること、作物、野菜及び果樹の栽培、草花の栽培、花壇の管理、家畜の飼育、食品加工などの農業に関する分野に必要な知識と技術を習得し、実際に活用することが取り上げられている。

農業に関する実習を通して、生徒の能力・適性の把握と可能性の伸長を図るとともに、卒業後の企業等への就労など、社会参加するために必要な意欲や態度の育成を図ることが重要である。

### 2 改訂の要点

生徒の実習に対する主体的な取組や衛生面の配慮を重視する観点から、内容を改めた。

### 3 目標（第2章第2節第2款〔農業〕）

#### 1 目 標

農業に関する基礎的・基本的な知識と技術の習得を図り、農業の意義と役割の理解を深めるとともに、農業に関する職業に必要な能力と実践的な態度を育てる。

(1) 目標は、従前どおりである。

(2) 農業科の目標は、次の三つから構成されている。

- ① 「農業に関する基礎的・基本的な知識と技術」とは、作物の栽培や家畜の飼育等に関する初歩的な事項が分かり、農業で一般的に必要なとされる実践的な技術や態度のことを指している。作物の栽培あるいは家畜の飼育等の具体的・継続的な実習を通して、知識と技術などを身に付けるようにすることをねらいとしている。
- ② 「農業の意義と役割の理解を深める」とは、作物の栽培や家畜の飼育などが人の生活と深くかかわっており、その果たす役割や重要性を知ることである。
- ③ 「農業に関する職業に必要な能力と実践的な態度を育てる。」とは、作物の栽培や家畜の飼育などで働くための知識と技術を身に付け、積極的に働く意欲や態度を育成することである。

### 4 内容（第2章第2節第2款〔農業〕）

(1) 内容構成の考え方

内容は、「実習」、「知識と技術の習得」、「機具・機械等の取扱いや保管・管理」及び「農業に関する各分野」の四つの観点から示している。

今回の改訂における内容の改正に伴い、従前の観点である「実習への参加」を「実習」に、「機具や機械等の操作」を「機具・機械等の取扱いや保管・管理」、「農業の分野」を「農業に関する各分野」とした。

## (2) 内容

### (1) 農業についての興味・関心を高め、意欲的に実習をする。

#### ① 内容(1)は、「実習」の観点から示している。

今回の改訂では、従前の「農業についての興味・関心を高め、意欲的に実習に参加する。」を、生徒の実習に対する主体的な取組を一層重視する観点から、後半部分を「意欲的に実習をする。」と改めた。

#### ② 内容(1)の「農業についての興味・関心を高め、」とは、作物や野菜及び果樹の栽培、草花の栽培や花壇の管理、家畜の飼育、農産物の加工など、農業に関する職業についての見学やそれらに関連する各種資格などの調査等により、興味・関心を一層高めることであり、これらに関する実習を意欲的に行うことを内容としている。

実習の指導においては、生徒一人一人の知的障害の状態等を十分考慮して、進めることが重要である。

### (2) 農業に関する基礎的・基本的な知識と技術を習得する。

#### ① 内容(2)は、「知識と技術の習得」の観点から示している。

内容(2)は、従前どおりである。

#### ② 「農業に関する基礎的・基本的な知識」とは、農業が産業社会の中で役割を果たしていること、いろいろな農業があり、多様な生産品があること、生産品は生活に結び付いていることなど農業全般に関することのほか、栽培や飼育などの計画から、管理、収穫、加工、出荷、販売等の農業生産の基本的な流れに関すること、その流れにおけるそれぞれの仕事の役割などを知ることである。内容(4)で示した分野の「基礎的・基本的な知識と技術」とは、例えば以下のことが挙げられる。

ア 作物、野菜及び果樹の栽培：作物、野菜、果樹の種類とそれぞれの特性、栽培計画、水耕栽培など栽培に関する知識及び農地の管理、種まき、育苗、苗木の養成、除草追肥などの栽培管理、収穫、生産品の加工、販売などに関する知識と技術

イ 草花の栽培、花壇の管理：品種の特性、花壇等における栽培計画、バイオテクノロジーを使った栽培など栽培に関することや造園材料に関することの知識及び温室の管理、種まき、育苗、移植などの栽培管理、造園、採取、販売などに関する知識と技術

ウ 家畜の飼育：家畜の種類と特色、飼料の特性、飼育計画に関する知識及び飼料作物の栽培、草地の管理、飼料の給与や飼育管理などの家畜の育成などに関

する知識と技術

エ 食品加工：食品加工の種類，食品製造における衛生などに関する知識，穀類，大豆，イモ類，野菜，果実及び畜産物などの加工，発酵食品の製造，食品の包装，販売などに関する知識と技術，また，農業におけるそれぞれの仕事に必要なとされる農機具や機械等の取扱いや，身支度や実習の準備，後片付けなどの技術を身に付けるようにすることが大切である。

具体的な指導に当たっては，例えば，集団での作業場面への適応や自分の役割の理解，望ましい作業態度の育成について十分配慮するとともに，作物や家畜を大切にすることを育てるようにすることが重要である。

(3) 農機具や簡単な機械，コンピュータ等の情報機器などの取扱いや保管・管理に必要な知識と技術を習得し，安全や衛生に気を付けながら実習をする。

① 内容(3)は，「機具・機械等の取扱いや保管・管理」の観点から示している。

今回の改訂では，従前の「農機具や簡単な機械，コンピュータなどの操作に必要な知識と技術を習得し，安全に実習をする。」について，「コンピュータなど」を他教科との用語の統一を図り，「コンピュータ等の情報機器」と改めた。

また，「操作」を，より幅の広い指導内容を設定できるようにする視点から，「取扱いや保管・管理」に改め，後半部分の「安全に実習をする。」を，衛生への配慮も一層重要になっていることから，「安全や衛生に気を付けながら実習をする。」と改めた。

② 「農機具や簡単な機械，コンピュータ等の情報機器など」とは，例えば，くわやスコップなどの農機具，耕耘機や脱穀機などの機械，温度管理や生産物管理等のコンピュータ及びその周辺装置，複写機，食品加工に関する機械，計量器，通信機器などのことである。

これらの農機具や機械，コンピュータ等の名称，用途，操作手順，保管・管理について理解し，これらを使用して，農作物を生産するなどの実習を行えるようにすることが大切である。また，農機具や機械の安全点検，標準的な動作を順守した農機具や機械の取扱い，生産物の衛生に配慮した取扱いや安全な運搬及び保管，終業後の安全確認，食品加工の際の衛生管理など，安全かつ衛生に配慮して実習できるようにすることが大切である。

(4) 次に示すような農業に関する分野に必要な知識と技術を習得し，実際に活用する。

- ・ 作物，野菜及び果樹の栽培
- ・ 草花の栽培，花壇の管理
- ・ 家畜の飼育
- ・ 食品加工

- ① 内容(4)は、「農業に関する各分野」の観点から示している。  
内容(4)は、従前どおりである。
- ② 「作物、野菜及び果樹の栽培」、「草花の栽培、花壇の管理」、「家畜の飼育」及び「食品加工」の各分野の農業生産物として、例えば次のようなものが考えられる。
- |                |  |
|----------------|--|
| 「作物、野菜及び果樹の栽培」 | ・ 稲，とうもろこし等の穀類，トマト，きゅうり，ほうれん草，キャベツ，大根，にんじん，かぼちゃ等の野菜類，みかん，りんご，梨，梅，キウイ等の果樹など             |
| 「草花の栽培、花壇の管理」  | ・ シクラメン，ラン，チューリップ，グラジオラス，サルビア，はばたん，ハーブ類など  |
| 「家畜の飼育」        | ・ 牛，豚，鶏，うずら，七面鳥など  |
| 「食品加工」         | ・ パン類，菓子類，そば，うどん等の麺類，豆腐，味噌等の大豆製品，漬物類，切り干し大根，梅干し，乾燥椎茸，こんにゃく，ジャム，干し柿，チーズ，ヨーグルト等の乳製品，ハムなど |

分野については、四つを例示しているが、各学校においては、生徒の実態等に応じて、その中から選択し、生徒が適切に履修できるようにする必要がある。

ここで示した以外の分野でも、農業に関する適切なものがあれば取り上げて指導することができる。例えば、林産加工（椎茸栽培等）、造園、養蜂やかぶと虫等の昆虫の飼育などが挙げられる。それぞれの農業生産物の選択について検討する場合は、それらが社会生活で有効に活用されるよう計画することが大切である。

分野の選択に当たっては、学校の実態や立地条件及び地域性、生徒の実態や進路などの観点から検討する必要がある。その際に考慮すべきこととして次の点が挙げられる。

- ア 地域の環境条件に合った生産物で、学校の実態に沿うこと
- イ 技術的に平易で生産管理が容易であること
- ウ 農業生産の基礎的な知識と技術の要素を多く含むこと
- エ 発育の成長過程が変化に富み、製品を食べたり、鑑賞したりして楽しむことができること
- オ 育成や収穫の時期、及び単年度あるいは複数の年度にわたって生産できるものなど、それぞれの特徴を考慮し、適切に選ぶことができること

指導計画の作成と内容の取扱いについて「草花の栽培」を例にすれば、この作業種目の選定に当たっては、畑地や温室など場所が確保できること、種苗などの入手が容易であること、種苗、肥料、鉢などの倉庫や温室などの施設、設備が設置されていることなどを考慮する必要がある。

指導計画の作成に当たっては、草花の栽培に関する作業が年間を通して展開できるように計画し、管理を十分行くとともに、生徒の能力・適性を十分発揮できるように作業内容を配慮することが重要である。

また、指導に当たっては、最後までやり遂げる態度と自信を身に付け、協力して

作業を行う態度を養うようにする必要がある。また、収穫から販売実習までの一連の作業を行うことによって充実感を味わえるようにするとともに、責任感や作業意欲を育成することが大切である。

なお、農業科の指導に当たっては、実習による体験的な学習を通して、農業の各分野への興味・関心を一層高めるとともに、農業科に関する例示以外の分野への関心がもてるよう配慮することが必要である。また、実習の時間を十分に確保するよう配慮するとともに、分野の選択については、地域や学校の実態を考慮して適切に行うことが望ましい。

指導に当たっては、農業に関する知識や技術の習得とともに、作業態度や意欲、身支度などの職業生活に必要な基本的な生活処理能力を高める必要がある。そのためには、生徒一人一人について計画された指導内容が日常の作業場面で実際に定着するよう配慮することが必要である。

安全への配慮については、農機具等の使用方法について十分理解を図り、安全かつ能率的に作業ができるよう配慮し、危険防止の指導を徹底することが必要である。また、農薬や肥料等については、その使用、保管及び廃棄について常に適切な指導を行うことが大切である。

なお、農業生産物の取扱いや食品加工の際の衛生面への配慮についても十分理解を図り、適切な管理ができるよう指導を行うことが大切である。

## 第14 工 業

### 1 工業科の意義

工業科は、工業に関する基礎的な知識と技術を習得すること、産業社会における工業の意義と役割の理解を深めること、工業に関する職業に必要な能力と実践的な態度を育成することを目標としている。

工業科の内容としては、工業についての興味・関心を高めること、意欲的に実習をすること、工業に関する基礎的・基本的な知識と技術を習得すること、各種の工具や機械、コンピュータなどの取扱いや保管・管理に必要な知識と技術を習得すること、安全や衛生に気を付けて実習をすること、木材、金属、セラミック、紙、布、皮革を主材料とする製品の製造及び印刷などの工業に関する分野に必要な知識と技術を習得し、実際に活用することが取り上げられている。

近年、工業技術はめざましく高度化しており、変化も激しい。このような時代にあつては、工業のいろいろな分野の知識と技術の習得だけでなく、変化に対応できるよう幅広い観点から工業に関する学習を行うことが必要である。そして、実習を通して、生徒の能力・適性の把握と可能性の伸長を図るとともに、卒業後の就労等、社会参加するために必要な意欲や態度の育成を図ることが大切である。

### 2 改訂の要点

生徒の主体的な取組及び実習環境の整備を重視する視点から、内容を改めた。

### 3 目標（第2章第2節第2款〔工業〕）

#### 1 目 標

工業に関する基礎的・基本的な知識と技術の習得を図り、工業の意義と役割の理解を深めるとともに、工業に関する職業に必要な能力と実践的な態度を育てる。

(1) 目標は、従前どおりである。

(2) 工業科の目標は、次の三つから構成されている。

- ① 「工業に関する基礎的・基本的な知識と技術の習得」とは、工業製品の生産にかかわる原材料の仕入れ、加工、組立て、納品などの初歩的な事項が分かることや、これらの産業に関する職業で一般的に必要なとされる実践的な知識や技術を習得することである。
- ② 「工業の意義と役割の理解を深める」とは、製造業などの産業が人の生活と深くかかわっており、これらの産業の社会における役割や重要性を知ることである。
- ③ 「工業に関する職業に必要な能力と実践的な態度を育てる。」とは、製造業などの産業で働くための知識や技術を身に付け、積極的に働く意欲や態度を育成することである。

#### 4 内容（第2章第2節第2款 [工業]）

##### (1) 内容構成の考え方

内容は、「実習」、「知識と技術の習得」、「工具・機械等の取扱いや保管・管理」及び「工業に関する各分野」の四つの観点から示している。今回の改訂における内容の改正に伴い、従前の観点である「実習への参加」を「実習」に、「工具や機械等の操作」を「工具・機械等の取扱いや保管・管理」とした。

##### (2) 内容

(1) 工業についての興味・関心を高め、意欲的に実習をする。

###### ① 内容(1)は「実習」の観点から示している。

今回の改訂では、従前の「工業についての興味・関心を高め、意欲的に実習に参加する。」を、実習に対する積極的な取組の重要性を明確にする観点から、後半部分を「意欲的に実習をする。」に改めた。

###### ② 内容(1)の「工業こんぽうについての興味・関心を高め、」とは、原材料の仕入れから、加工、組立て、製品の梱包、運搬、納品に至る工業に関する産業についての見学や調査及びそれらに関連する各種資格（フォークリフトや溶接など）の免許や資格等を生徒が調べることなどにより、興味・関心を一層高めることであり、さらには、これらに関する実習を積極的に行うことを内容としている。

実習の指導においては、生徒一人一人の知的障害の状態等を十分考慮して、進めることが重要である。

(2) 工業に関する基礎的・基本的な知識と技術を習得する。

###### ① 内容(2)は、「知識と技術の習得」の観点から示している。

内容(2)は、従前どおりである。

###### ② 「工業に関する基礎的・基本的な知識」とは、工業が産業社会の中で果たす役割を知ること、いろいろな工業があり、多様な工業製品を生産していること、生産された製品が生活する上で必要不可欠であることなど工業全般に関することのほか、原材料の仕入れ、加工、組立て、製品の運搬・保管などの工業生産の基本的な流れに関する事、その流れにおける各工程の役割に関する事などを理解することである。内容(4)に示した分野の「基礎的・基本的な知識と技術」を例にすれば、以下のことが挙げられる。

ア 木材：木材の種類や特徴と保管に関する知識、木取り、電動のこぎり等による切断、かんながけ、旋盤等による木材の加工、製品の組立て、塗装などの知識と技術

イ 金属：金属の種類と特徴に関する知識、材料の切断、旋盤等による加工、製品の組立て、電気器具の取付け等に関する知識と技術

ウ セラミック：粘土、陶土、釉薬の種類とそれぞれの特徴に関する知識、粘土の練り込み、ろくろや型枠等を使った成形、素焼き、絵付け、釉薬がけ、窯詰

- め、本焼き、窯出し等に関する知識と技術
- エ 紙：紙の種類と特徴に関する知識、漉き、圧搾、乾燥、裁断等の和紙製作、成型等に関する知識と技術
- オ 布：繊維の種類と特徴に関する知識、布の裁断、縫製、仕上げ等に関する知識と技術
- カ 皮革：皮革の種類や加工方法に関する知識、革の裁断、縫製、仕上げ等に関する知識と技術
- キ 印刷：印刷材料に関する知識、印刷方法やそれぞれの特徴に関する知識、活版印刷、シルクスクリーン印刷、コンピュータ入力によるオフセット印刷などの準備、試し刷り、修正、印刷、製本、納品に関する知識と技術

また、それらの工程における工具や機械等の取扱い、実習の準備、後片付けなどの方法も身に付けるようにすることが大切である。

具体的な指導に当たっては、例えば、工場見学や身近な工業製品に関する調査、生産工程表などによる工程全般の理解、製品の生産、製品の出来高計算、伝票の記載、製品の梱包、運搬、販売実習など作業活動に必要な知識と技術のほか、集団での作業場面への適応や自分の役割の理解などについて十分考慮することが重要である。

(3) 各種の工具や機械、コンピュータ等の情報機器などの取扱いや保管・管理に必要な知識と技術を習得し、安全や衛生に気を付けながら実習をする。

- ① 内容(3)は、「工具・機械等の取扱いや保管・管理」の観点から示している。

今回の改訂においては、従前の「各種の工具や機械、コンピュータなどの操作に必要な知識と技術を習得し、安全に実習をする。」について、他教科との用語の統一を図り、「コンピュータなど」を、「コンピュータ等の情報機器」と改めた。

また、「操作」を、より幅の広い指導内容を設定できるようにする視点から、「取扱いや保管・管理」に改め、後半部分の「安全に実習をする。」を、衛生や品質管理への配慮が重要になっていることから、「安全や衛生に気を付けながら実習をする。」と改めた。

- ② 「各種の工具や機械、コンピュータ等の情報機器など」とは、例えば、のこぎり、かんな、金づち、ドライバー、レンチなどの工具、のこぎり盤、自動かんな盤、プレス機、旋盤、溶接機器、裁断機、ミシン、窯、攪拌機、印刷機、製本機などの機械、コンピュータ及びその周辺装置などの情報機器、複写機、計量器などの機器及び材料である。

工具や機械、コンピュータなどの名称、用途、操作手順、保管・管理について理解し、これらを使用して原材料を正確に加工したり、組み立てたりするなど、工業製品の製造にかかわる実習を行うようにすることが大切である。また、始業前の工具や機械の安全点検、標準的な動作を順守した工具や機械の取扱い、換気やマスクの着用など必要に応じた健康被害の防止策、安全な製品の運搬や保管、終業後の安全確認など、安全や衛生に配慮して実習することが大切である。



(4) 次に示すような工業に関する分野に必要な知識と技術を習得し、実際に活用する。

- ・木材，金属，セラミック，紙，布，皮革などの製品の製造
- ・印刷

① 内容(4)は、「工業に関する各分野」の観点から示している。

今回の改訂では、分野について、従前の「セラミック製品の製造」「木材を主材料とする製品の製造」「金属を主材料とする製品の製造」「石材を主材料とする製品の製造」及び「布を主材料とする製品の製造」を、生徒の履修状況等から「紙」及び「皮革」を加えるとともに、「木材，金属，セラミック，紙，布，皮革などの製品の製造」とまとめ、従前の「印刷」と合わせて二分野とした。

② 例示した「木材，金属，セラミック，紙，布，皮革などの製品の製造」及び「印刷」の各分野別の具体的な学習活動に関することとして、例えば、次のようなものが考えられる。

- |         |                           |
|---------|---------------------------|
| 「木材」    | ・家具類，インテリア類，生活用品類，箱類などの製作 |
| 「金属」    | ・置物類，モバイル類，照明器具類などの製作     |
| 「セラミック」 | ・花器類，食器類，置物類などの製作         |
| 「紙」     | ・はがき，名刺，箱類などの製作           |
| 「布」     | ・生活用品類，インテリア類などの製作        |
| 「皮革」    | ・バッグ，小物，装飾品などの製作          |
| 「印刷」    | ・はがき，名刺などの印刷や製本など         |

分野については、七つを例示しているが、各学校においては、生徒の実態等に応じて、その中から選択し、生徒が適切に履修できるようにする必要がある。

ここで示した以外の分野でも、コンクリート，石材，竹，プラスチックなど、工業に関する適切なものがあれば取り上げて指導することができる。その分野の選択に当たり考慮すべきことは、次の点が挙げられる。

- ア 立地条件及び地域性に即したものであること
- イ 生徒の興味・関心，進路などを考慮したものであること
- ウ 原材料の購入などが長期に見通しをもてるものであること
- エ 製品が実用性をもつものであること
- オ 作業の工程が生徒に即したものであること

指導計画の作成と内容の取扱いについて「セラミック」を例にすれば、指導計画に基づく指導内容を効果的に展開するために、適切な題材の選択を行うこと、次に製品の製作から販売実習へと計画されるように配慮することが望ましい。

題材の選定については、粘土の特性を十分に考慮して磁器粘土，半磁器粘土，陶器粘土等の選択をするとともに、指導計画の作成に当たっては、生徒の実態を考慮した作業工程の分析を行い、生徒の能力・適性を十分に発揮できるように計画することが重要である。また、鋳込み作業や自動成型等、作業内容別の製造から完成までの工程等を通して、製品の取扱い方と安全についての指導を十分に行い、一連の

作業をやり遂げることを通して達成感や成就感をもち、働く喜びが味わえるようにする必要がある。

なお、工業科の指導に当たっては、実習による体験的な学習を通して、工業の各分野への興味・関心をより一層高めるとともに、工業科に関する例示以外の分野への関心もてるよう配慮することが必要である。また、実習の時間を十分に確保し、分野の選択については、地域や学校の実態などを考慮して適切に行うことが望ましい。

さらに、工業に関する知識や技術とともに、作業態度や意欲、身支度や後片付け等、職業生活に必要な基本的な能力を高める必要がある。そのためには、生徒一人一人について計画された指導内容が日常の作業場面で実際に定着するよう配慮する必要がある。

安全への配慮については、工具、機械、機器などの取扱い方法について十分理解を図り、安全かつ能率的に作業ができるようにするとともに、例えば、作業手順表の作成、危険な部分のカラー表示、危険区域の表示など危険防止のための対応を徹底することが必要である。また、薬品や機械油等については、その使用、保管及び廃棄について常に適切な指導を行うことが大切である。

なお、より一層の衛生管理や品質管理が求められていることから、例えば、粉塵<sup>じん</sup>除去のための換気装置の設置やマスクの着用、異物混入を防ぐための作業服の着用など、衛生面に配慮した実習環境を整備する必要がある。

## 第15 流通・サービス

### 1 流通・サービス科の意義

流通・サービス科は、商品の流通に関する産業や清掃などのサービスに関する産業についての基礎的な知識と技術を習得すること、産業社会における流通業やサービス業の意義と役割の理解を深めること、流通業やサービス業に関する職業に必要な能力と実践的な態度を育成することを目標としている。

流通・サービス科の内容としては、流通やサービスについての興味・関心を高めること、意欲的に実習をすること、流通やサービスに関する基礎的・基本的な知識と技術を習得すること、事務機器、機械や道具、コンピュータ等の情報機器などの取扱いや保管・管理に必要な知識と技術を習得すること、安全や衛生に気を付けて実習をすること、商品管理、販売、清掃、事務などの流通やサービスに関する分野に必要な知識と技術を習得し、実際に活用することが取り上げられている。

流通やサービスに関する実習を通して、生徒の能力・適性の把握と可能性の伸長を図るとともに、卒業後の就労等、社会参加するために必要な意欲や態度の育成を図ることが大切である。

### 2 改訂の要点

生徒の主体性及び実習環境の整備を重視する視点から、内容を改めた。

### 3 目標（第2章第2節第2款〔流通・サービス〕）

#### 1 目標

流通やサービスに関する基礎的・基本的な知識と技術の習得を図り、それらの意義と役割の理解を深めるとともに、流通やサービスに関する職業に必要な能力と実践的な態度を育てる。

(1) 目標は、従前どおりである。

(2) 流通・サービス科の目標は、次の三つから構成されている。

- ① 「流通やサービスに関する基礎的・基本的な知識と技術の習得を図り、」とは、流通やサービスに関する様々な職業に関することや、商品の生産から商品が顧客に渡るまでの基本的な流れに関すること、清掃や事務などのサービス業務に関することの基礎的な知識やその職業で必要とされる技術を習得することである。
- ② 「それらの意義と役割の理解を深める」とは、産業全般において流通業やサービス業が果たしている役割や重要性などを知ることである。
- ③ 「流通やサービスに関する職業に必要な能力と実践的な態度を育てる。」とは、商品等の適切な取扱いに関するもののほか、流通・サービス業が商品等を介して、人と接触する機会が多いことから、接客に関する望ましい態度を身に付けることなどを指している。

#### 4 内容（第2章第2節第2款 [流通・サービス]）

##### (1) 内容構成の考え方

内容は、「実習」、「知識と技術の習得」、「機器・機械等の取扱いや保管・管理」及び「流通やサービスに関する各分野」の四つの観点で示している。

今回の改訂における内容の改正に伴い、従前の観点である「実習への参加」を「実習」に、また、「機器や機械等の操作」を「機器・機械等の取扱いや保管・管理」とした。

##### (2) 内容

#### (1) 流通やサービスについての興味・関心を高め、意欲的に実習をする。

##### ① 内容(1)は、「実習」の観点から示している。

今回の改訂においては、従前の「流通やサービスについての興味・関心を高め、意欲的に実習に参加する。」を、実習に対する主体的な取組を一層重視する観点から、後半部分を「意欲的に実習をする。」と改めた。

##### ② 「流通やサービスについての興味・関心を高め、」とは、見学や調査等を通して、生産から販売に至る商品の流通に関する産業や清掃などのサービスに関する産業、併せて関連する、例えばフォークリフトやビルクリーニング、ワープロなどの各種免許や資格等への興味・関心を一層高めることである。「意欲的に実習をする。」とは、流通やサービスの実習についての意義が分かり、積極的に実習をすることである。

流通・サービス業は他の産業との関連が深いので、農業などの第1次産業や工業などの第2次産業との関連についても興味・関心を高めるようにする必要がある。また、第1次産業や第2次産業の中でも、原料の仕入れや製品の納入など流通に関する仕事は多い。これらの産業においても流通やサービスに関する内容の実習を行うことができることに留意する必要がある。

実習の指導においては、生徒一人一人の知的障害の状態等を十分考慮して、進めることが重要である。

#### (2) 流通やサービスに関する基礎的・基本的な知識と技術を習得する。

##### ① 内容(2)は、「知識と技術の習得」の観点から示している。

今回の改訂においては、従前の「流通やサービスに関する基礎的・基本的な知識と技術を習得し、適切に接客、応対する態度を身に付ける。」を、指導内容を幅広く設定できるようにする視点から、「流通やサービスに関する基礎的・基本的な知識と技術を習得する。」と改めた。

##### ② 「流通やサービスに関する基礎的・基本的な知識」とは、流通業やサービス業の社会的役割やいろいろな流通業やサービス業があることを知ること、商品の生産から消費に至るまでの流通に関すること、商品の特徴や取扱い方及び販売に関すること、サービス業における接客及び応対に関すること、清掃用具の使用法や清掃の方

法に関する事、廃棄物の処理等に関する事、文章等の作成や取扱い、郵便物の集配などの事務に関する事などが分かることである。

「(基礎的・基本的な)技術」とは、商品の包装・箱詰め、運搬・保管・管理、販売、清掃、事務処理などの手順や方法に関する事、流通・サービス業で使用する機械、機器、道具などの使用と管理に関する事、諸伝票の種類・役割・読み方・記入・受渡し・整理・保管に関する事などの技術のことである。

なお、接客及び応対に関する指導を行う場合には、顧客のニーズに適切に対応する際の方法を身に付けたり、態度を育成したりすることが重要である。例えば、身だしなみを整えること、適切な姿勢や言葉遣いで、あいさつやお礼、おわびをすることなどができるようにするとともに、商品や顧客を大切にすることを身に付けることが大切である。

(3) 事務機器、機械や道具、コンピュータ等の情報機器などの取扱いや保管・管理に必要な知識と技術を習得し、安全や衛生に気を付けながら実習をする。

① 内容(3)は、「機器・機械等の取扱いや保管・管理」の観点から示している。

今回の改訂においては、従前の「コンピュータなどの事務機器、機械や道具の操作に必要な知識と技術を習得し、安全に実習をする。」について、「コンピュータなど」を他教科との用語の統一を図り、「コンピュータ等の情報機器など」と改めた。また、「操作」を、より幅広い指導内容を設定できるようにする視点から、「取扱いや保管・管理」に改め、後半部分の「安全に実習をする。」を、衛生や品質管理への配慮が重要になっていることから、「安全や衛生に気を付けながら実習をする。」と改めた。

さらに、全体的に表記を整え、「事務機器、機械や道具、コンピュータ等の情報機器などの取扱いや保管・管理に必要な知識と技術を習得し、安全や衛生に気を付けながら実習をする。」とした。

② 「事務機器」とは、例えば、複写機、計算機、シュレッダー、バーコード読み取り機、レジスターなどのことである。

「機械」とは、例えば結束機などの梱包機械<sup>こんぼう</sup>、業務用掃除機、ポリッシャー、大型扇風機などの清掃で使用する機械、フォークリフト、ローラーコンベア、ベルトコンベアなどの運搬機械のことである。

「道具」とは、例えば、台車、値札の取付け用具、清掃用具、噴霧器、文具などのことである。

「コンピュータ等の情報機器など」とは、コンピュータやその周辺機器、ファクシミリ、電話などのことである。

これらの事務機器、機械や道具、コンピュータ等の情報機器などを使い、事務処理やサービス業務を確実にを行うための知識と技術の習得を図ることが大切である。

さらに、身支度及び衛生管理、始業前の機械等の安全点検、定められた操作方法

の順守，異常時における適切な対応，終了時の安全確認など，安全と衛生に関する配慮事項を具体的に定め，実習できるようにすることが大切である。

(4) 次に示すような流通やサービスに関する分野に必要な知識と技術を習得し，実際に活用する。

- ・商品管理
- ・販売
- ・清掃
- ・事務

- ① 内容(4)は，「流通やサービスに関する各分野」の観点から示している。  
内容(4)は，従前どおりである。
- ② 「商品管理」，「販売」，「清掃」及び「事務」の各分野別の学習活動としては，例えば，次のようなことが考えられる。

- 「商品管理」
- ・箱詰めやパレット積みなどの品物の収納に関すること
  - ・倉庫における保管に関すること
  - ・台車，コンベア，フォークリフト等を使った商品の運搬方法の知識と技術に関すること
  - ・運送に関すること
  - ・商品管理に必要な伝票の記入と取扱いに関することなど
- 「販売」
- ・商品の仕入れ，包装，陳列に関すること
  - ・あいさつ，案内，お礼や丁寧な説明などの接遇に関すること
  - ・身だしなみ，言葉遣い，姿勢や態度など接客に関すること
  - ・金銭の受取及びカードの処理に関すること
  - ・伝票類の記入や取扱いに関することなど
- 「清掃」
- ・清掃用具や道具の使用と保管に関すること
  - ・洗剤や薬剤の取扱いや保管に関すること
  - ・清掃の手順の理解や清掃技術の習得に関すること
  - ・ホテルの客室や宴会場などの清掃場所の整理や準備に関すること
  - ・廃棄物の処理に関することなど
- 「事務」
- ・企業内の書類の複写，郵便物の集配等の事務補助に関すること
  - ・事務機器やコンピュータ等の情報機器などの操作に関すること
  - ・書類等の分類や収納，保管などの取扱いに関すること
  - ・文書等の作成及び取扱いに関することなど

分野については，四つを例示しているが，各学校においては，生徒の実態等に応じて，その中から選択し，生徒が適切に履修できるようにする必要がある。

ここで示した以外の分野でも，流通やサービスに関する適切なものがあれば取り上げて指導することができる。その分野の選択に当たり考慮すべきことは，次の点が挙げられる。

- ア 地域社会の環境条件や立地条件に即した流通業やサービス業で学校の実態（施設・設備、備品など）に沿うものであること
- イ 生徒の興味・関心や進路などを考慮したものであること
- ウ 実習場所に関して長期的に見通しがもてるものであること
- エ 一般社会で通用する商品の取扱いやサービス業務が行えるものであること
- オ 生徒に合わせて作業工程の工夫がしやすいものであること

流通・サービス科の指導に当たっては、実習等による体験的な学習を通して、流通やサービスの各分野への興味・関心を高めるとともに、流通やサービスに関する例示以外の分野への関心がもてるよう配慮することが必要である。

また、指導に当たっては、実習の時間を十分に確保し、流通やサービスに関する知識や技術の習得を図り、作業場面への適応、作業態度や意欲、接遇の仕方や身支度などの職業生活に必要な基本的な能力を高める必要がある。その際、外部の専門家を積極的に活用することも考えられる。

安全への配慮については、運搬機械や道具等の操作や保管・管理などの取扱い方法について十分理解を図り、安全かつ能率的に作業ができるようにし、危険防止の指導を徹底することが必要である。清掃に使用する薬品等については、その使用、保管及び廃棄について常に適切な指導を行うことが大切である。

なお、より一層の衛生管理や品質管理が求められていることから、例えば、清掃時の換気やマスクの着用、異物混入を防ぐための作業服の着用など、衛生面に配慮した実習環境を整備する必要がある。

## 第16 福 祉

### 1 福祉科の設置の経緯と意義

#### (1) 福祉科設置の経緯

我が国の高齢化の進展等に伴い、知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の高等部卒業後に高齢者施設等に就職する生徒が増えている傾向にある。

そのような状況を踏まえ、知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の高等部においては、生徒の実態等に応じて、社会福祉に関する内容を指導することが増加しつつある。

それらの指導においては、社会福祉に関する職業に関連の深い内容として、主として専門学科において開設される教科である家政科における「老人の介護に関する知識と技術」などが取り扱われてきているが、これまで社会福祉に関する内容が十分に示されてはいなかった。

そのため、社会福祉に関する職業教育をより一層充実させる観点から、社会福祉に関する職業についての基礎的・基本的な内容で構成する教科として新たに福祉科を設けることとした。

福祉科は、知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校高等部における家政、農業、工業及び流通・サービスと同様に、主として専門学科において開設される教科であり、専門学科においては、卒業までに875単位時間の履修が求められる。

#### (2) 福祉科設置の意義

福祉科は、社会福祉に関する基礎的・基本的な知識と技術を習得すること、産業社会における社会福祉の意義と役割の理解を深めること、社会福祉に関連する職業に必要な能力と実践的な態度を育成することを目標としている。

福祉科の内容としては、社会福祉についての興味・関心を高めること、意欲的に実習を行うこと、社会福祉に関する基礎的・基本的な知識や技術を習得すること、福祉機器等の取扱いや保管・管理に関する知識と技術を習得すること、社会福祉に関する分野に必要な知識と技術を習得し、実際に活用することなどが取り上げられている。

また、幾つかの地域で高等部の生徒を対象として実施されてきた訪問介護職員（ホームヘルパー）の養成講座の状況を踏まえ、これらの資格取得に必要な内容と同程度の内容の取扱いについても考慮する。

福祉に関する実習を通して、生徒の能力・適性の把握と可能性の伸長を図るとともに、卒業後の企業等への就労など、社会参加し自立するために必要な意欲や態度の育成を図ることが大切である。

### 2 目標（第2章第2節第2款〔福祉〕）

#### 1 目 標

社会福祉に関する基礎的・基本的な知識と技術の習得を図り、社会福祉の意義と役割の理解を深めるとともに、社会福祉に関する職業に必要な能



力と実践的な態度を育てる。

(1) 福祉科の目標は、次の三つから構成されている。

- ① 「社会福祉に関する基礎的・基本的な知識と技術の習得を図り、」とは、社会福祉の制度や社会福祉サービスに関する様々な職業に関すること、社会福祉サービスを必要とする人々の理解に関すること、家事援助や介護などの業務に関する基礎的な知識やその職業で必要とする技術のことである。
- ② 「社会福祉の意義と役割の理解を深める」とは、社会福祉が果たしている役割や意義を知り、社会福祉の職業に携わっている人々が社会において重要な役割を果たしていることに気付くことを通して、社会福祉が果たしている意義を知ることである。
- ③ 「社会福祉に関する職業に必要な能力と実践的な態度を育てる。」とは、家事援助や介護など社会福祉サービスを必要としている人々が生活を営む上で必要とする援助の内容や方法に関する知識や技術、よりよい人間関係を形成するための態度などを身に付けることを指している。

### 3 内容（第2章第2節第2款 [福祉]）

(1) 内容構成の考え方

「実習」、「知識と技術の習得」、「機器・用具等の取扱いや保管・管理」、「社会福祉に関する各分野」の四つの観点から示している。

(2) 内容

(1) 社会福祉についての興味・関心を高め、意欲的に実習をする。

- ① 内容(1)は「実習」の観点から示してある。
- ② 内容(1)の「社会福祉についての興味・関心を高め、」とは、見学や調査等を通して、社会には、多くの人々が社会福祉に関する様々なサービスを利用しながら生活しており、そのための福祉に関する職業に気付き、興味・関心を高めることである。「意欲的に実習をする。」とは、社会福祉サービスに関する実習についての意義が分かり、積極的に実習を行うことである。

社会福祉に関する実習を行うに当たっては、社会には様々な人々が共に生活しており、すべての人がかけがえのない生命と人格を有し、どの人も幸福を願っている存在であることの理解を深め、生徒が相手の立場や気持ちを理解できるよう配慮しながら行うことが大切である。また、社会福祉サービス利用者との関係だけでなく、共に支援を行う者同士が望ましい人間関係を形成していくことが重要であることに気付けるように留意して指導を行うことが大切である。

実習の指導においては、生徒一人一人の知的障害の状態等を十分考慮して、進めることが重要である。

(2) 社会福祉に関する基礎的・基本的な知識と技術を習得する。

- ① 内容(2)は、「知識と技術の習得」の観点から示してある。
- ② 「社会福祉に関する基礎的・基本的な知識と技術」とは、社会福祉の意義や様々な制度、サービスに関すること、社会福祉サービスを必要とする高齢者や障害者の理解に関すること、家事援助や介護を行うに当たっての心構えや基本的な知識と技術に関すること、記録や個人情報の管理に関することなどである。内容(4)で示している「社会福祉に関する分野」における「基礎的・基本的な知識と技術」とは、例えば以下のことが挙げられる。

ア 家事援助：家事援助の意義や基本的な内容に関すること、食事の準備や後片付けに関すること、衣服の管理や洗濯の援助に関すること、住居の清掃や環境整備に関すること、買い物などに関する知識と技術 など

イ 介護：介護の意義や心構えに関すること、介護を必要とする人に対するかわり方に関すること、食事の援助に関すること、衣服の着脱に関すること、排泄の手伝いや後片付けに関すること、身体の清潔を保つための援助に関すること、移動の援助に関すること、寝具や車いす、介護用具などの取扱いや保管・管理などに関する知識と技術 など

具体的な指導に当たっては、地域における社会福祉に関する様々な職業を実際に見学したり調査したりすることを通して、社会福祉サービスの実際に気付くことができるようにするとともに、その職業に就いている人々や利用者と接することを通して、社会福祉が果たしている意義や役割及びそれらの職業に興味・関心がもてるようにすることが大切である。これらの体験を通して、社会福祉の制度や社会福祉サービス等に関する知識や家事援助、介護などに関する具体的な知識、技術及び態度が身に付くようにすることが重要である。

(3) 福祉機器や用具、コンピュータ等の情報機器などの取扱いや保管・管理に必要な知識と技術を習得し、安全や衛生に気を付けながら実習をする。

- ① 内容(3)は、「機器・用具等の取扱いや保管・管理」の観点から示してある。
- ② 「福祉機器や用具、コンピュータ等の情報機器など」とは、例えば、電動車いす、電動ベッド、移動用リフト、電動昇降便器、段差解消機、車いす、ベッド、手すり、歩行器、排泄用具、入浴用具、食事用具、コンピュータ及びその周辺装置、ファクシミリや電話などの通信機器などのことである。

これらの機器や用具等の名称、目的、用途、操作手順、保管・管理等について理解し、介護や家事援助の実習において、これらの機器や用具を適切に使用するための知識と技術の習得を図ることが大切である。また、福祉機器や用具の安全点検、標準的な動作を順守した福祉機器の取扱い、利用者の安全に十分配慮した操作、排泄用具、入浴用具、食事用具等の徹底した衛生管理などに配慮した実習を行うようにすることが大切である。

(4) 次に示すような社会福祉に関する必要な分野の知識と技術を習得し、実

際に活用する。

- ・家事援助
- ・介護

- ① 内容(4)は、「社会福祉に関する各分野」の観点から示してある。
- ② 高等部における社会福祉に関する指導において必要である分野として、「家事援助」及び「介護」を示しているが、それぞれの分野の学習活動としては、例えば、次のようなことが考えられる。

「家事援助」

- ・家事の種類や内容などに関すること
- ・シーツやまくらカバー、布団、毛布、タオルケットなどの交換や乾燥など
- ・食事の準備、食事のための自助具の準備、食器の後片付け、調理器具や食器の洗浄等、ゴミの始末、食品の保存、食中毒の予防など
- ・洗濯、洗濯物の乾燥、衣服の整理や保管など
- ・居室やトイレ、ふろの掃除、部屋の明るさ・温度湿度などの調整、換気、防音、移動の際の安全性など部屋の環境調整、ガスの元栓や火気管理など
- ・買い物の援助など

「介護」

- ・介護を必要とする人とのコミュニケーションの方法、介護を行う際のふさわしい身だしなみ、言葉遣いなど
- ・ベッドメイキング、ベッドの高さや背上げ、脚上げの調整など
- ・食事のための姿勢保持の援助、食後の歯磨きの援助など
- ・衣服の着脱の援助など
- ・トイレへの移動の援助、便器の操作、手洗いの援助、おむつの交換、衣服の交換など
- ・洗顔、頭髮の手入れ、歯磨き、義歯の手入れ、目、耳、鼻、つめの手入れなどの援助
- ・車いす、つえ、歩行器などの準備、車いすによる移動の援助、移動用リフトや段差解消機等の操作など
- ・福祉機器、介護用具などの保管・管理
- ・余暇の援助など

分野については、二つを例示しているが、各学校においては、生徒の実態等に応じて、その中から選択し、生徒が適切に履修できるようにする必要がある。

ここで示した以外の分野でも、社会福祉に関する適切な事項があれば取り上げることができる。その分野の選択に当たり考慮すべきことは、次の点が挙げられる。

ア 地域の社会福祉に関する様々な機関との連携の下、見学や調査、実習などの協力が得られるものであること

イ 抽象的な内容にとどまらず、実習を多く取り入れ体験的な活動ができるものであること

ウ 生徒の興味・関心や進路などを考慮したものであること

エ 実習場所に関して長期的に見通しがもてるものであること

福祉科の指導に当たっては、実習による体験的な学習を通して、社会福祉の各分野への興味・関心を高めるとともに、社会福祉に関する役割を担う意義を生徒が実感できるよう配慮することが必要である。

このため、指導計画の作成に当たっては、単に説明を聞いて学習する方法だけでなく、見学や調査などの実際的な体験や、実習を多く取り入れることに配慮することが必要である。さらに、家事援助や介護については、地域の関係機関や専門家の協力を得ながら実習の機会の確保に努めることが大切である。

また、福祉用具などの取扱いについては、利用者の安全確保の指導を徹底するとともに、衛生管理に関する指導を十分に行うことが大切である。

## 第17 高等部における指導計画の作成と各教科全体にわたる内容の取扱い

### 第3款 指導計画の作成と各教科全体にわたる内容の取扱い

- 1 指導計画の作成に当たっては、個々の生徒の知的障害の状態や経験等を考慮しながら、実際に指導する内容を選定し、配列して、具体的に指導内容を設定するものとする。

今回の改訂では、一人一人の生徒の知的障害の状態等に応じることを、より一層明確にする観点から、従前の前半部分の「指導計画の作成に当たっては、生徒の知的発達の遅滞の状態や経験等を考慮しながら、」の「生徒」に「個々の」を加えることとした。また、知的障害という障害名が定着し、その正確な理解が進んでいることから、同名称を使って明確に表す観点から、「知的発達の遅滞の状態」を「知的障害の状態」と改めた。また、具体的な指導内容の設定が重要であることから、従後の後半部分の「効果的な指導を行うことができるよう配慮するものとする。」を「具体的に指導内容を設定するものとする。」と改めた。

高等部段階における生徒は、身体的な成長とともに心理的にも大人への自覚をもち、社会生活面では、例えば、交際の範囲や交通機関を利用して外出するなど行動の範囲が大きく広がってくる。その上、それらに加えて、一人一人の興味・関心、生活経験内容や経験の程度、対人関係の広がりや適応性などが異なっている。そこで、指導計画の作成に当たっては、これらを考慮しながら、一人一人の生徒の実態に応じて各教科に示された内容の中から実際に指導する内容を選定することが重要である。さらに、選定された指導内容を適切に組み合わせ、生徒の学習上の特性等を考慮しながら、単元等としてまとめて取り上げ、配列することが重要である。その際、生徒の実態等を考慮して、実際の生活に結び付くように指導内容を組織し、指導計画を作成することが大切である。

併せて、指導に際しては、より具体的な指導内容を設定することが必要である。それは、授業における評価の観点を明らかにすることにもつながり、指導の改善を図る観点からも重要である。

- 2 個々の生徒の実態に即して、生活に結び付いた効果的な指導を行うとともに、生徒が見通しをもって、意欲的に学習活動に取り組むことができるよう配慮するものとする。

今回の改訂では、従前の「各教科、道徳、特別活動及び自立活動の全部又は一部を合わせて指導計画を作成するに当たっては、個々の生徒の実態に即して、生活に結び付いた学習活動が展開できるよう配慮するものとする。」について、各教科等を合わせて指導を行う場合だけでなく、教育活動全体にわたって、生活に結び付いた効果的な指導を進めることが重要であることから、「各教科、道徳、特別活動及び自立活動の全部又は一部を合わせて指導計画を作成するに当たっては、」を削除した。

また、後半部分の「生活に結び付いた学習活動が展開できるよう配慮するものとする。」について、適切な指導が行われるように、「生活に結び付いた効果的な指導を行う」と改め、生徒が見通しをもって諸活動に取り組むことが、より一層意欲を喚起することにつながることを考慮して、「生徒が見通しをもって、意欲的に学習活動に取り組むことができるよう配慮するものとする。」を加えた。

生活に結び付いた効果的な指導を進めるためには、一人一人の生徒の知的障害の状態、生活経験、興味・関心などに応じて設定された指導内容が、日々の生活に結び付いた学習活動として展開されるよう指導計画を作成する必要がある。また、家庭生活や社会生活に即した活動を取り入れたり、生活に十分生かされるよう継続的な取組にしたりするなど、指導方法を工夫することが大切である。

また、生徒が見通しをもって、意欲的に学習活動に取り組むことができるようにするためには、生徒が分かりやすいように活動の予定を示したり、活動を一定期間、繰り返したりすることなどの工夫を行うとともに、成就感や満足感を味わいながら、様々な活動への意欲を高め、主体的に生活しようとする態度を身に付けられるようにすることが重要である。併せて、生徒の実態や進路希望に応じて、職業に関する資格取得などについても発展的に取り扱うことに留意する。

さらに、生徒の様子を逐次把握したり、適切に示範できるように、教師と生徒が共に活動するとともに、指導の過程において、生徒の学習状況に応じて柔軟に活動を修正したり、発展させたりすることも大切である。

3 「職業」及び「家庭」の指導計画の作成に当たっては、職業生活、家庭生活に必要な実際的な知識、技能及び態度の形成に重点を置いた指導が行われるよう配慮するものとする。

この項は、従前どおりである。

高等部卒業後の職業生活や家庭生活において、豊かな生活を送ることができるようにするためには、これらの生活に必要とされる知識、技能及び態度を身に付けていくことが大切である。指導計画の作成に当たっては、特に、生徒の就業体験が少ないことから校内における実習や産業現場等における実習を中心とした実際的な活動を通して、職業生活や家庭生活に必要な知識や技能とともに、職業意識や意欲、態度などを育てることが大切である。

4 「家政」、「農業」、「工業」、「流通・サービス」及び「福祉」の内容の取扱いについては、それぞれの教科の内容の(4)は、地域や学校の実態などを考慮して適切な内容を選択し、重点的に取り扱うものとする。

今回の改訂では、主として専門学科において開設される教科である「福祉」を加えた。

「家政」、「農業」、「工業」、「流通・サービス」及び「福祉」が専門教科として設けられており、それぞれの教科の内容(4)では、その教科に示す分野が例示してある。その分野のいずれかの選択に当たっては、学校のある地域や生徒の居住する地域の産業の実態を考

慮するとともに、指導者、施設・設備等の学校の実態を考慮することが大切である。この場合、幾つかの教科を設ける場合や、一つの教科の中で幾つかの分野を選択して取り扱う場合などがあるが、いずれにおいても、生徒の実態に即して重点的に取り扱い、それぞれの目標の達成に努めることが大切である。

5 生徒の実態に即して学習環境を整えるなど、安全に留意するものとする。

この項は、従前どおりである。

生徒の学校生活が充実するようにするためには、教室などの学習環境を整備していくことが重要である。高等部においては、生徒が活動に見通しをもって意欲的に取り組むことができるように設定することが大切である。特に、安全な環境を整えることが重要であり、生徒の成長発達とともに活動範囲も広がる実態を考慮し、生徒が、随時、危険な場所や状況を把握したり、判断したり、予測したり、回避したりすることなどができるよう安全に関する十分な指導を進めるとともに、教室や作業の場の機械や器具、道具、物品、校地内の設備などの安全点検を十分に行うことが大切である。また、学習活動においても、物品の取扱いなどに留意することが大切である。

さらに、生徒によっては、健康に関する理解が難しい場合も考えられることから、例えば、健康を害するものを口に入れることがないようにするなど、衛生に配慮した指導も大切である。

6 実習を行うに当たっては、施設・設備の安全管理に配慮し、学習環境を整えるとともに、事故防止の指導を徹底し、安全と衛生に十分留意するものとする。

この項は、今回の改訂で、知的障害のある生徒の実習においては、安全や衛生に関する配慮事項が重要であることから、新たに追加された内容である。

実習を行うに当たっては、まず、施設や設備の安全点検を行い、学習を行うための安全で最適な環境を整えるよう配慮することが大切である。実習の内容については、各学校や地域産業等により様々な内容が考えられるため、各種機械・器具の取扱い、薬剤類の取扱い、食品の取扱いなどの必要事項について、事前指導を行い、事故の防止に努めたり、粉塵や日光による被害の防止など環境に対する安全と衛生の指導を徹底したりすることが大切である。

併せて、生徒によっては、危険な薬剤や機器等の理解が難しく、予測しない事故に結び付くこともあることから、それらの使用や保管に関しては十分留意することが大切である。

7 家庭等との連携を図り、生徒が学習の成果を生かすことができるよう配慮するものとする。

今回の改訂では、従前の後半部分の「生徒が学習の成果を実際の生活に生かすことができるよう配慮するものとする。」について、高等部においては、日常生活等だけではなく、

学習の成果をより幅広く様々な機会に生かすことができるよう考慮し、「実際の生活に」を削除した。

生徒が生活経験を広げ、生活する様々な技能を高めていくためには、学校における指導内容や指導方法について、家庭等との連携を図ることが重要である。特に、卒業後の生活を考慮し、学校において学習した内容については、家庭生活を含む日常生活や社会生活などの様々な場面で、学習内容を深めたり、生活の範囲を広げたり、生活を高めたりすることにつながるよう指導することが重要である。例えば、卒業後の生活を視野に入れながら、個別の指導計画や個別の教育支援計画などを基本にして、学校で身に付けたことを家庭でも取り入れたり、地域において実際に活用したりできるように、家庭との連携や情報交換などを工夫することが大切である。

そのためには、学習した内容を十分に生かすことができるよう、様々な場面において活動を設定し、その成果を適切に評価し、生徒がより意欲的に取り組むことができるように、指導方法を工夫することが大切である。

8 生徒の知的障害の状態や経験等に応じて、教材・教具や補助用具などを工夫するとともに、コンピュータ等の情報機器などを有効に活用し、指導の効果を高めるようにするものとする。

この項は、今回の改訂で、知的障害のある生徒の指導に当たって、教材・教具、補助用具やコンピュータ等の情報機器の活用が有用であることから、新たに追加された。

知的障害のある生徒に対する指導に当たっては、個々の生徒の知的障害の状態や経験、興味・関心などを踏まえるとともに、使いやすく効果的な教材・教具を用意したり、実生活への活用がしやすくなるように、できるだけ実際に使用する用具等を使ったりすることが重要である。

補助用具の活用には、活動を効果的に補助したり、生徒のもっている力を十分発揮できるようにしたりするための工夫が重要である。また、自力で取り組むことを目的に補助用具を取り外す場合は、段階的に進めるなど、生徒の負担を考慮することが大切である。

さらに、コンピュータ等の情報機器の活用により、生徒の意思表示をより明確にしたり、数や文字を効果的に指導したり、職業教育における効果的な情報の提供にもつながったりすることなどから、生徒の知的障害の状態や経験等を考慮しつつ、適切な機器を選択して、各教科等の内容の指導において、効果的な活用が図られるようにすることが大切である。

なお、コンピュータ等の情報機器を活用する際は、情報の取扱いに関するルールやマナーについての指導を効果的に行うとともに、生徒がトラブルに巻き込まれないようにするための指導についても配慮することが重要である。



## 第6章 道 徳

### 1 目標及び内容（第3章第1款）

#### 第3章 道徳（知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校）

##### 第1款 目標及び内容

道徳の目標及び内容については、小学部及び中学部における目標及び内容を基盤とし、さらに、青年期の特性を考慮して、健全な社会生活を営む上に必要な道徳性を一層高めることに努めるものとする。

高等部の道徳教育の目標は、高等部学習指導要領第1章総則第2節第1款の2に示すとともに、知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校については、小学部及び中学部における道徳の目標や内容を基盤とし、青年期の特性を考慮して、健全な社会生活を営む上に必要な道徳性を一層高めることについて示していることに留意する必要がある。今回の改訂では、用語の統一を図り、従前の「更に」を「さらに」と改めた。

道徳の目標については、小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領第3章において、「道徳教育の目標は、……学校の教育活動全体を通じて、道徳的な心情、判断力、実践意欲と態度などの道徳性を養うこととする。」と規定するとともに、「道徳の時間においては、以上の道徳教育の目標に基づき、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動における道徳教育と密接な関連を図りながら、計画的、発展的な指導によってこれを補充、深化、統合し、道徳的価値の自覚及び自己の生き方についての考えを深め、道徳的実践力を育成するものとする。」と示しており、知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の高等部においても、以上のことを踏まえ、道徳教育を行う必要がある。

また、道徳の内容については、小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領において、視点として、「1 主として自分自身に関すること。」、「2 主として他の人とのかかわりに関すること。」、「3 主として自然や崇高なものとのかかわりに関すること。」、「4 主として集団や社会とのかかわりに関すること。」を示していることを踏まえて、各学校で道徳の内容を適切に設定することが大切である。その際、高等部の生徒の活動範囲の広がりに応じて、様々な人々との関係を適切に形成できるようにすることや、生活年齢や青年期の心理的発達の状態などを考慮しつつ、小学部や中学部における指導との一貫性を図ることが大切である。

### 2 指導計画の作成と内容の取扱い（第3章第2款）

#### 第2款 指導計画の作成と内容の取扱い

- 1 指導計画の作成に当たっては、生徒、学校及び地域の実態を十分考慮し、中学部における道徳との関連を図り、計画的に指導がなされるよう工夫す

るものとする。

道徳教育の指導計画の作成に当たっては、生徒の社会生活における活動範囲の広がりによる交際の範囲や経験の広がりなどや、生徒の知的障害や社会適応の状態などについて考慮することが大切である。さらに、高等部には、中学部や中学校特別支援学級からの進学者が在籍しており、知的障害の状態や経験、興味・関心などが多様である。そのため、中学部又は中学校との連携を図るなどして、個々の生徒の実態に即して、一貫した道徳教育を進めることも配慮する必要がある。特に、一斉指導に偏ることなく、必要に応じて個別指導を取り入れるなどして道徳的実践力が身に付くよう計画することが大切である。

2 内容の指導に当たっては、個々の生徒の知的障害の状態や経験等に応じて、適切に指導の重点を定め、指導内容を具体化し、体験的な活動を取り入れるなどの工夫を行うものとする。

今回の改訂では、従前の「知的発達の遅滞の状態や発達段階」との表記については、知的障害という障害名が定着していることや、知的障害について適切な理解が進んでいることから、「知的障害の状態や経験等」と改めた。

道徳の内容を指導する場合、個々の生徒の知的障害の状態や経験等を考慮することが重要である。また、青年期の心理的な特性についても考慮することが大切である。

道徳の指導に当たっては、これらを踏まえ、指導の重点を明確にした上で指導内容を具体化する必要がある。特に、生徒の学習上の特性から、生活に結び付いた内容を実際の場面で具体的な活動を通して指導することが効果的である。また、コンピュータ等の情報機器を活用したり、生徒の興味・関心や生活に結び付いた題材を取り入れたりするなどの工夫をすることが大切である。

3 道徳教育を進めるに当たっては、学校や学級内の人間関係及び環境を整えるとともに、学校の道徳教育の指導内容が生徒の日常生活に生かされるようにするものとする。また、保護者や地域の人々の積極的な参加や協力を得るなど相互の連携を図るよう配慮するものとする。

道徳の指導に当たっては、生徒の道徳性の発達に影響を与える学校内や学級内の人間関係を整える必要がある。そのためには、教師と生徒の信頼関係を育てたり、生徒相互の豊かな人間関係をつくったりすることが重要である。

さらに、道徳教育は、もともと一貫した方針を保ちながら、学校、家庭、地域社会の三者がそれぞれの役割を果たすことによって、その充実を一層図ることができる。社会の急激な変化の中で、価値観の多様化が進み、道徳教育における三者の連携はますますその重要性を増している。

道徳教育は、日常生活のあらゆる機会で行われなければならないものである。特に、日常生活における基本的な生活習慣の指導の中での道徳の指導には、家庭や地域社会と共に取り組む必要がある。

学校と家庭等との連携による指導を成功させるためには、学校における道徳教育について、保護者や地域の人々の理解を図り、家庭や地域社会における指導と学校での指導との関連性・一貫性を確立する必要がある。学校で指導されたことは、家庭や地域の生活の中に反映されなければならないし、逆に、家庭や地域での取組が学校の指導に生かされなければならない。

そのためには、まず学校は、家庭や地域社会が道徳教育に果たす役割を十分認識する必要がある。そして、そのことを踏まえて、家庭や地域社会との連携を密にし、協力体制を整えるとともに、具体的な連携の在り方について多様な方法を工夫する必要がある。

なお、学校の校舎・教室などの環境は、生徒の道徳性の発達に深くかかわっているため、環境美化や整理整頓など環境整備に努めることが重要である。

## 第7章 総合的な学習の時間

### (第4章)

#### 第4章 総合的な学習の時間

総合的な学習の時間の目標、各学校において定める目標及び内容並びに指導計画の作成と内容の取扱いについては、高等学校学習指導要領第4章に示すものに準ずるほか、次に示すところによるものとする。

- 1 生徒の障害の状態や発達の段階等を十分考慮し、学習活動が効果的に行われるよう配慮すること。
- 2 体験活動に当たっては、安全と保健に留意するとともに、学習活動に応じて、高等学校の生徒などと交流及び共同学習を行うよう配慮すること。

総合的な学習の時間については、視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては適切な単位数を、また、知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては適切な授業時数を、各学校において定めることとされている。従前は総則において、その趣旨やねらいなどについて定めてきたが、今回の改訂では、総合的な学習の時間の教育課程における位置付けを明確にし、各学校における指導の充実を図るため、総則から取り出し新たに章立てすることとした。

総合的な学習の時間の目標、各学校において定める目標及び内容並びに指導計画の作成と内容の取扱いについては、いずれの障害のある生徒に対する教育を行う特別支援学校においても、高等学校に準ずることとしている。ここでいう「準ずる」とは、原則として同一ということの意味している。しかしながら、指導計画の作成と内容の取扱いについては、高等学校の学習指導要領に準ずるのみならず、次のような特別支援学校独自の項目が二つ示されており、これらの事項に十分配慮する必要がある。

第一は、学習活動が効果的に行われるための配慮事項である。特別支援学校に在籍する生徒の障害の種類や程度、発達の段階や特性等は多様であることから、個々の生徒の実態に応じ、補助用具や補助的手段、コンピュータ等の情報機器を適切に活用するなど、学習活動が効果的に行われるよう配慮することが大切である。

第二は、体験活動に当たっての配慮事項である。体験活動としては、例えば、自然体験や就業体験活動、ボランティア活動などの社会体験活動、ものづくり、生産活動、観察・実験・実習、調査・研究、発表や討論などの学習活動、交流及び共同学習などが考えられるが、これらの体験活動を展開するに当たっては、生徒をはじめ教職員や外部の協力者などの安全確保、健康や衛生等の管理に十分配慮することが求められる。

交流及び共同学習については、高等部学習指導要領第1章総則第2節第4款の3(6)において、一層の充実を目指していることを示した。ここでは、高等学校等との交流及び共同学習を通して体験的な学習などが展開できる場合もあることから、学習活動に応じて、適切に交流及び共同学習を行うよう配慮することを、特別支援学校独自に示した。

## 第8章 特別活動

### (第5章)

#### 第5章 特別活動

特別活動の目標、各活動・学校行事の目標及び内容並びに指導計画の作成と内容の取扱いについては、高等学校学習指導要領第5章に示すものに準ずるほか、次に示すところによるものとする。

- 1 指導計画の作成に当たっては、生徒の少人数からくる種々の制約を解消し、積極的な集団活動が行われるよう配慮する必要があること。
- 2 生徒の経験を広めて積極的な態度を養い、社会性や豊かな人間性をはぐくむために、集団活動を通して高等学校の生徒などと交流及び共同学習を行ったり、地域の人々などと活動を共にしたりする機会を積極的に設ける必要があること。その際、生徒の障害の状態や特性等を考慮して、活動の種類や時期、実施方法等を適切に定めること。
- 3 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校において、内容の指導に当たっては、個々の生徒の知的障害の状態や経験等に応じて、適切に指導の重点を定め、具体的に指導する必要があること。

特別活動の目標、内容及び指導計画の作成と内容の取扱いについては、いずれの障害のある生徒に対する教育を行う特別支援学校においても、高等学校に準ずることとしている。ここでいう「準ずる」とは、原則として同一ということの意味している。しかしながら、指導計画の作成と内容の取扱いについては、高等学校の学習指導要領に準ずるのみならず、次のような特別支援学校独自の項目が三つ示されており、これらの事項に十分配慮する必要がある。

第一は、指導計画の作成に当たっての配慮である。特別活動の実施に当たって最も重要な点は、望ましい集団の構成と活発な活動にあるが、特別支援学校における一学級当たりの生徒数は、高等学校に比較するとかなり少なくなっており、学級を単位として行われるホームルーム活動を実施する上で、集団の構成上創意工夫が必要となることが多い。このため、他の学級や学年と合併することなどによって、少人数からくる制約を解消するよう努めることが重要になる。

第二は、「交流及び共同学習」や「活動を共に」する際の配慮事項である。これらの実施については、高等部学習指導要領第1章総則第2節第4款3(6)や第4章総合的な学習の時間の2においても示されているが、特別活動においてより成果が期待できることから、特に示されているものである。実施に当たっては、活動の種類や時期、実施方法等を適切に定めることが必要である。

第三は、知的障害者を教育する特別支援学校における配慮事項である。今回の改訂では、従前の「知的発達の遅滞の状態や発達段階」との表記については、知的障害という障害名が定着していることや、知的障害について適切な理解が進んでいることから、「知的障害

の状態や経験等」と改めた。

知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校における特別活動の指導に当たっては、高等部の生徒の知的障害の状態や経験等を考慮する必要がある。特に、知的障害のある生徒の学習上の特性を踏まえると、生活に結び付いた内容を、実際的な場面で具体的な活動を通して指導することが効果的である。

高等学校学習指導要領においては、例えば、ホームルーム活動においては、「(2) 適応と成長及び健康安全」として、「青年期の悩みや課題とその解決」「社会生活における役割の自覚と自己責任」「男女相互の理解と協力」「心身の健康と健全な生活態度や規律ある習慣の確立」「生命の尊重と安全な生活態度や規律ある習慣の確立」などが内容として示されている。また、「(3) 学業と進路」として、「学ぶことと働くことの意義の理解」「進路適性の理解と進路情報の活用」「望ましい勤労観・職業観の確立」などが示されている。

これらの内容の指導に当たっては、生徒の知的障害の状態や経験等に応じて内容を適切に選択し、日常生活の中から課題等を例示して具体的に指導することが大切である。また、これらの指導では、一人一人の生徒の将来の生活や生き方を想定したり、進路を選択したりすることを通して、自己実現の在り方等にかかわる事項を扱うので、様々な情報や資料を基にした話合いや意見発表により主体的な学習活動が行われるようにすることも大切である。特に、教師のきめ細かな情報の提供やそれに基づく指導とともに、家庭や関係諸機関との連携を密にすることが大切である。これらの指導は、職業科や家庭科などにおける指導との関連を考慮しながら進める必要がある。

なお、生徒の興味・関心や生活に結び付いた題材については、視聴覚教材や教育機器、コンピュータ等の情報機器を活用するなどの工夫をすることが大切である。